独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の
令和６年度における業務の実績に関する評価

令和７年

文 部 科 学 大 臣

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構　令和６年度評価　目次

１－１－１　評価の概要　・・・ｐ１
１－１－２　総合評定　・・・ｐ２
１－１－３　項目別評定総括表　・・・ｐ４
１－１－４－１　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）　・・・ｐ６
項目別評価調書 No. Ⅰ―１　大学等の評価　・・・ｐ６
項目別評価調書 No. Ⅰ―２　国立大学法人等の施設整備支援　・・・ｐ13
項目別評価調書 No. Ⅰ―３　学位授与　・・・ｐ19
項目別評価調書 No. Ⅰ―４　質保証連携　・・・ｐ27
項目別評価調書 No. Ⅰ―５　調査研究　・・・ｐ39
項目別評価調書 No. Ⅰ―６　大学・高専成長分野転換支援　・・・ｐ47

１－１－４－２　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）　・・・ｐ51
項目別評価調書 No. Ⅱ―１　経費等の合理化・効率化　・・・ｐ51
項目別評価調書 No. Ⅱ―２　調達等の合理化　・・・ｐ53
項目別評価調書 No. Ⅱ―３　給与水準の適正化　・・・ｐ55
項目別評価調書 No. Ⅲ　財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき事項　・・・ｐ56
項目別評価調書 No. Ⅳ　予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画　・・・ｐ56
項目別評価調書 No. Ⅴ　短期借入金の限度額　・・・ｐ56
項目別評価調書 No. Ⅵ　剰余金の使途　・・・ｐ56
項目別評価調書 No. Ⅶ―１　内部統制　・・・ｐ60
項目別評価調書 No. Ⅶ―２　情報システムの整備及び管理　・・・ｐ64
項目別評価調書 No. Ⅶ―３　施設・設備に関する計画　・・・ｐ65
項目別評価調書 No. Ⅶ―４　人事に関する計画　・・・ｐ66

別添　中期目標、中期計画、年度計画　・・・ｐ68

１－１－１　中期目標管理法人　年度評価　評価の概要

１．評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和６年度
	中期目標期間	令和６年度～令和 10 年度（第５期）

２．評価の実施者に関する事項				
主務大臣		文部科学大臣		
	法人所管部局	高等教育局	担当課、責任者	高等教育企画課、安井順一郎
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課、生田知子

３．評価の実施に関する事項
令和７年７月 23 日に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の評価等に関する有識者会合を開催し、機構長、役員等からヒアリングを実施し必要な情報を収集した。その際、監事からの意見聴取も行った。 ヒアリング結果を踏まえ、有識者から意見を聴取し評価を付した。

４．その他評価に関する重要事項
「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）及び「各独立行政法人の統廃合等に係る措置の実施時期について」（平成 26 年 8 月 29 日行政改革推進本部決定）を踏まえ、独立行政法人大学評価・学位授与機構と独立行政法人国立大学財務・経営センターを統合し、平成 28 年４月１日から独立行政法人大学改革支援・学位授与機構となった。 「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律」（令和４年法律第 94 号）等が令和５年２月 20 日から施行され、機構の目的及び業務に大学・高専成長分野転換支援に関するものが追加された。

１－１－２　中期目標管理法人　年度評価　総合評定

１．全体の評定						
評定 （S、A、B、C、D）	B	（参考）本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
		B				
評定に至った理由	法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。					

２．法人全体に対する評価	
法人全体の評価	以下に示すとおり、一部、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められており、全体として、中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められる。 ○「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価」では、これまでの課題であった膨大なデータ分析作業について、新システムの開発により期間を４分の１に短縮しているほか、作成要領・マニュアル等について内容を充実しつつ前倒しで決定・公表するなど、独法内のみならず、各機関や評価者の負担軽減を考慮した効果的・効率的な方法に資する大幅な改善が行われている点について評価できる。 ○「国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援」では、従前の取組に加えて、「財務諸表等の集計と分析」において、データ集計ツールを新たに組み直し、分析結果のうち、法人別概要財務諸表の利便性向上のため、視覚的要素を加えた図表化を進めるとともに、例年より３か月前倒しして各国立大学法人に対して情報提供したことは、中期計画に定められた以上の業務の達成が認められるため。 また、「国立大学病院財務経営分析ワークショップ」において、これまでは係長相当職を主な対象として基礎的な内容で実施してきたところ、令和６年３月に文部科学省から各大学病院に令和６年６月までの策定を求められた「大学病院改革プラン」をテーマとし、自大学病院の経営改善に向けた取組に直結させられるよう、財務・経営企画を担当する幹部職員である課長級を対象としてより実践的な内容で実施したことも上記評定に至った理由の一つである。 ○「大学・高専成長分野転換支援」では、フォローアップ要項に定められた従前の取組に加えて、指摘事項を通知した選定校に対する「オンライン面談」を実施し、各大学の置かれた状況を把握した上で、きめ細やかなフォローアップを行っており、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められる。 また、選定された大学の情報・意見交換の場として、毎年度「機能強化会議」を開催しているが、参加者の要望を踏まえて、新たな試みとして、選定大学によるポスターセッションを実施し、相互の連携等の促進を図った。 なお、「大学・高専成長分野転換支援」においては、継続的な事業であり、選定校が指摘事項を改善し特定成長分野への転換等を着実に実施することが重要であることから、きめ細やかなフォローアップを行った「取組の実施状況の把握等」の評定に重きをおいて評価した。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評定に影響を与える事象はなかった。

３．項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	「大学ポートレート」では、Web 広告やチラシの配布等による広報活動が実施されているものの、前中期目標期間平均値よりアクセス数が低く、利用者の視認性や利便性に課題がある。大学ポートレート運営会議を中心に、利便性向上や機能充実にとどまらず、新たな活用方法の開拓等、抜本的な取組を進めることが望まれる。（P.32 参照）
その他改善事項	特になし

主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし
４．その他事項	
監事等からの意見	監事から意見を聴取し、特段重大な指摘はないことを確認した。
その他特記事項	特になし

※　評定区分は以下のとおりとする。(「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準(以降「評価基準」とする)」p13～参照)

Ｓ：中期目標管理法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

Ａ：中期目標管理法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

Ｂ：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

Ｃ：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

Ｄ：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

１－１－３　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定総括表

中長期目標（中長期計画）	年度評価					項目別調書№	備考
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
大学等の評価	B					Ⅰ－１	
大学等の教育研究活動等の状況に関する評価	B						
国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価	A						
国立大学法人等の施設整備支援	B					Ⅰ－２	
施設費貸付事業	B						
施設費交付事業	B						
国から承継した財産等の処理	B						
学位授与	B					Ⅰ－３	
単位積み上げ型による学士の学位授与	B						
省庁大学校修了者に対する学位授与	B						
学位授与事業の普及啓発	B						

中長期目標（中長期計画）	年度評価					項目別調書№	備考
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
質保証連携	B					Ⅰ－４	
大学等連携・活動支援							
大学等との連携	B						
国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援	A						
大学ポートレート	B						
評価機関との連携	B						
国際連携・活動支援							
国際的な質保証活動への参画	B						
学位等高等教育資格の承認に関する情報提供	B						
調査研究	B					Ⅰ－５	
大学等の改革の支援に関する調査研究	B						
学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究	B						
大学等の改革支援及び学位授与に係る情報処理に関する調査研究	B						
大学・高専成長分野転換支援	A					Ⅰ－６	
助成金の交付	B						
取組の実施状況の把握等	A						

中長期目標（中長期計画）	年度評価					項目別調書No.	備考
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置							
経費等の合理化・効率化	B					Ⅱ－１	
調達等の合理化	B					Ⅱ－２	
給与水準の適正化	B					Ⅱ－３	
Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき事項 Ⅳ 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画 Ⅴ 短期借入金の限度額 Ⅵ 剰余金の使途	B					Ⅲ、Ⅳ Ⅴ、Ⅵ	
Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
内部統制	B					Ⅶ－１	
情報システムの整備及び管理	B					Ⅶ－２	
施設・設備に関する計画	B					Ⅶ－３	
人事に関する計画	B					Ⅶ－４	

※１　重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
※２　困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
※３　重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。
※４　「項目別調書No.」欄には、本評価書の項目別評定調書の項目別調書No.を記載。
※５　評定区分は以下のとおりとする。

Ｓ：中期目標管理法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

Ａ：中期目標管理法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 120%以上、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合）。

Ｂ：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 100%以上）。

Ｃ：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%以上 100%未満）。

Ｄ：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

なお、「Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項」、「Ⅲ．財務内容の改善に関する事項」及び「Ⅳ．その他の事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価せざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

Ｓ：－
Ａ：困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。
Ｂ：目標の水準を満たしている（「Ａ」に該当する事項を除く。）。
Ｃ：目標の水準を満たしていない（「Ｄ」に該当する事項を除く。）。
Ｄ：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－１	１　大学等の評価 （１）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 （２）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価		
業務に関連する政策・施策	政策目標４ 個性が輝く高等教育の振興 施策目標４－１ 大学などにおける教育研究の質の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第 16 条第１項第１号、第３項、第４項 学校教育法第 109 条、同法第 123 条 国立大学法人法第 31 条の３第１項
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001581

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
（１）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価								
認証評価機関連絡協議会等		各年度３回	３回（前中期目標期間最終年度値）（※１）	３回				
機関別認証評価制度に関する連絡会等		各年度４回	３回（前中期目標期間最終年度値）	５回				
評価対象校向け説明会参加者数	大学	－	－	177 アカウント				
	高等専門学校	－	－	84 アカウント				
	法科大学院	－	－	12 アカウント				
評価委員向け研修参加者数	大学	－	－	40 人				
	高等専門学校	－	－	19 人				
	法科大学院	－	－	７人				
評価実施校 大学	申請校数（当機構での受審を希望した校数）	－	－	８校				
	当機構で評価を実施した校数	－	－	８校				

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
予算額（千円）	287,317				
決算額（千円）	271,655				
経常費用（千円）	247,055				
経常利益（千円）	8,932				
行政コスト（千円）	254,907				
従事人員数（人）	21.7(2.9)				

	数	高等専門学校	申請校数（当機構での受審を希望した校数）	－	－	４校											
			当機構で評価を実施した校数	－	－	４校											
		法科大学院	申請校数（当機構での受審を希望した校数）	－	－	１校											
			当機構で評価を実施した校数	－	－	１校											
	検証アンケート回答率			85%	82.2%（前中期目標期間平均値）	87.2%											
	検証アンケート・評価基準及び観点の構成や内容に関する満足度４以上（５段階評価）			85%	88.2%（前中期目標期間平均値）	88.9%											
	（２）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価																
	検証アンケート（評価者）	評価の適切性に関する肯定的回答	達成状況	95%以上	【４年目終了時】96% 【６年目終了時】96% （※２）	－											
			現況分析		91% （※２）	－											
	検証アンケート（法人）	評価の適切性に関する肯定的回答	達成状況	70%以上	【４年目終了時】73% 【６年目終了時】66% （※２）	－											
			現況分析		72% （※２）	－											
		評価の有効性に関する肯定的回答	達成状況	55%以上	【４年目終了時】52% 【６年目終了時】50% （※２）	－											
			現況分析	60%以上	58% （※２）	－											

（※１）令和５年度の開催回数（６回）から、臨時開催の回数（３回）を除いた開催回数（令和元年度から令和４年度と同数）を基準値として設定している。

（※２）達成状況については４年目終了時評価（令和２年度）及び６年目終了時評価（令和４年度）、現況分析については４年目終了時評価における検証アンケートの数値を基準値として設定している。

注）従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）

なお、評価項目Ⅰ-５（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画

<table>
<tr><th rowspan="2">主な評価指標等</th><th colspan="2">法人の業務実績・自己評価</th><th colspan="2">主務大臣による評価</th></tr>
<tr><th>主な業務実績等</th><th>自己評価</th><th>評定</th><th>B</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>＜評定と根拠＞
評定：B

令和６年度における「１　大学等の評価」の実施状況について、各項目の評定を考慮した結果、当該項目全体で、所期の目標を達成したと判断し、評定を「B」とした。</td><td colspan="2">＜評定に至った理由＞
中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞
―

＜その他事項＞
―</td></tr>
<tr><td>（１）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

＜主な定量的指標＞
１－１　大学等の教育研究活動等の状況に関する評価の実施状況（実施校数等を参考に判断）

＜その他の指標＞
１－２　認証評価の先導的役割の取組状況（説明会や研修等の開催実績や成果等を参考に判断）

＜評価の視点＞
１－１　大学等の教育研究活動等の状況に関する評価を適切に実施し、結果を提供・公表したか、評価申請校数、評価実施校数、評価体制、評価実施後の検証のためのアンケートの回答状況等を参考に判断する。
１－２　文部科学省と連携し、内部質保証を重視した効果的・効率的な評価システムを開</td><td>（１）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

＜主要な業務実績＞

ア　認証評価の実施及び評価結果の公表
○　大学及び高等専門学校からの求めに応じ、機関別認証評価を実施した。また、法科大学院からの求めに応じ、法科大学院認証評価を実施した。結果は以下のとおり。
＜令和６年度の認証評価の実績＞
<table><tr><th></th><th>件　数</th><th>評価結果</th></tr><tr><td>大学</td><td>８校</td><td>「評価基準に適合している」８校
「評価基準に適合していない」０校</td></tr><tr><td>高等専門学校</td><td>４校</td><td>「評価基準に適合している」４校
「評価基準に適合していない」０校</td></tr><tr><td>法科大学院</td><td>１校</td><td>「評価基準に適合している」１校
「評価基準に適合していない」０校</td></tr></table>
○　評価結果については、令和７年３月に当該大学等に通知するとともに、ウェブサイトで公表した。
【認証評価結果の公表（令和６年度分）】
・　令和６年度 大学機関別認証評価の評価結果（８校分）
https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/ce_university/daigaku_hyoukakekka/r_6.html
・　令和６年度 高等専門学校機関別認証評価の評価結果（４校分）
https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/specialized_specialty/koutou_hyoukakekka/r_6.html
・　令和６年度 法科大学院認証評価の評価結果（１校分）
https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/graduate_certification/houka_hyoukakekka/r_6.html

○　令和７年度に実施する評価について、大学等に向けて、評価説明会及び自己評価担当者の研修をオンラインで実施した。大学（11 校）、高等専門学校（８校）、法科大学院（２校）から申請を受け付けた。

イ　評価体制の整備及び評価担当者研修の実施
○　以下のとおり、申請校数に応じた評価体制を整備した。
【大学】
・　大学機関別認証評価委員会（委員 20 人）
・　評価部会（２部会、委員 10 人、専門委員 22 人）</td><td>（１）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

＜評定と根拠＞

補助評定：B

「大学等の教育研究活動等の状況に関する評価」について、年度計画に沿って着実に実施した。
特に、大学の４巡目（令和８年度～令和 14 年度）に向けて、高等教育政策の動向を踏まえ、基準改定を行うとともに、具体的な実施方法等の検討を適切に進めた。
令和５年度に実施した認証評価の検証結果を踏まえ、評価システムの改善に努めた。また、令和４年度～令和５年度に実施した法科大学院認証評価に関する４巡目（令和３年度～令和７年度）の中間検証の分析を行い、５巡目の評価基準の改定等の検討の参考とするとともに、令和７年３月に中間検証報告書を取りまとめた。
中央教育審議会における認証評価制度の改善に向けた議論の状況を踏まえ、認証評価制度全体の質の保証・向上を担う先導的な役割を果たすべく、認</td><td colspan="2">補助評定：B

＜補助評定に至った理由＞
中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞
－

＜その他事項＞
―</td></tr>
</table>

発したか、また、取組の成果等を提供し、我が国の認証評価における先導的役割を果たしたか、評価システムの開発に向けた取組の状況、取組の成果を提供するための説明会や研修等の開催実績や成果物等を参考に判断する。

・　内部質保証専門部会（委員５人、専門委員９人）
・　運営小委員会（委員５人）
・　意見申立審査会（専門委員５人）

【高等専門学校】

・　高等専門学校機関別認証評価委員会（委員 19 人）
・　評価部会（１部会、委員６人、専門委員 10 人）
・　財務専門部会（委員２人、専門委員２人）
・　意見申立審査会（専門委員５人）

【法科大学院】

・　法科大学院認証評価委員会（委員 25 人）
・　評価部会（１部会、委員１人、専門委員７人）
・　運営連絡会議（委員９人、専門委員３人）
・　意見申立審査専門部会（専門委員５人）

［各委員会等開催実績］

【大学】

○　大学機関別認証評価委員会
https://www.niad.ac.jp//about/conference/evaluation_conference/daigaku.html

○　評価部会等

	開催時期	審議内容
評価部会（第１回） 内部質保証専門部会（第１回）	令和６年６月 （書面審議）	役割分担、スケジュール等
評価部会（第２回） 内部質保証専門部会（第２回）	令和６年８月 （ｵﾝﾗｲﾝ開催）	書面調査の分析状況及び確認事項等
運営小委員会（第１回）	令和６年９月 （ｵﾝﾗｲﾝ開催）	各評価部会の審議結果等
運営小委員会（第２回）	令和６年12月 （ｵﾝﾗｲﾝ開催）	評価結果のまとめ方の方針等
評価部会（第３回） 内部質保証専門部会（第３回）	令和６年12月 ～令和７年１月 （ｵﾝﾗｲﾝ開催）	評価結果（原案）等
運営小委員会（第３回）	令和７年２月 （書面審議）	評価結果のまとめ方の方針等

【高等専門学校】

○　高等専門学校認証評価委員会
https://www.niad.ac.jp/about/conference/evaluation_conference/koutou.html

○　評価部会等

	開催時期	審議内容
評価部会（第１回）	令和６年６月 （ｵﾝﾗｲﾝ開催）	役割分担、実施方法等
財務専門部会（第１回）	令和６年６月 （書面審議）	役割分担、実施方法等
評価部会（第２回） 財務専門部会（第２回）	令和６年８月 （書面審議）	書面調査の分析状況及び確認事項等
評価部会（第３回）	令和６年12月 （ｵﾝﾗｲﾝ開催）	評価結果（原案）等
財務専門部会（第３回）	令和６年12月 （書面審議）	評価結果（原案）等
評価部会（第４回）	令和７年３月 （書面審議）	成績評価、同一試験問題等に関するガイドライン等

証評価機関連絡協議会の事務局機能を担い議論を主導するとともに、今年度新たに機関別認証評価制度に関する連絡会の下に研究会を立ち上げ、機関別評価機関の評価実務者間の意見交換を促進した。

また、大学等の教育の実践とその質保証に関わる業務に携わっている教職員を対象とした「大学等の質保証人材育成セミナー」を開催し、セミナー後のアンケートからは全体として高い満足度が示された。

以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「Ｂ」とした。

＜課題と対応＞

前年度評価における「認証評価に組み込んだ任意項目について、必須項目と誤解することのないようにすることや移行措置期間の検証を踏まえること」に関する意見について、実施要項で任意項目である旨を明記しているほか、評価対象校向けの説明会等を通じて、必須項目として誤解のないように説明を行うとともに、移行措置期間の状況や、評価対象校向けのアンケートによる検証結果等も踏まえ、引き続き評価方法を検討していく予定である。

また、前年度評価における「４巡目に向けて、評価者と評価対象大学等双方の負担軽減への取組や実施調査の利点等を踏まえた評価の充実」に関する意見については、４巡目に向けて、大学については、評価の質を維持しつつ評価者と評価対象大学等双方にとって負担軽減に資することを方針に掲げ、評価作業の更なる効率化を図る中で、実地調査についても限られた日程内で最大限の効果が得られるよう、評価方法を検討した。高等専門学校についても、４巡目において基準の整理や評価方法の効率化を図っ

【法科大学院】
○　法科大学院認証評価委員会
https://www.niad.ac.jp/about/conference/evaluation_conference/lawschool/

○　評価部会等

	開催時期	審議内容
運営連絡会議（第１回）	令和６年６月（ｵﾝﾗｲﾝ開催）	評価実施の方針、評価部会編成等
評価部会（第１回）	令和６年６月（ｵﾝﾗｲﾝ開催）	評価実施の方針、役割分担、スケジュール等
評価部会（第２回）	令和６年８月（ｵﾝﾗｲﾝ開催）	書面調査の分析状況及び確認事項等
運営連絡会議（第２回）	令和６年９月（書面審議）	書面調査の分析結果、重要事項変更届等
評価部会（第３回）	令和６年12月（ｵﾝﾗｲﾝ開催）	評価結果（原案）等
運営連絡会議（第３回）	令和７年１月（ｵﾝﾗｲﾝ開催）	評価結果（案）、重要事項変更届等に基づく付記事項等

○　令和６年６月に評価担当者の研修をオンラインで実施した。
＜研修の実績＞

	大　学	高等専門学校	法科大学院
参加人数	40人	19人	７人

ウ　認証評価の検証と改善
○　令和５年度に実施した機関別認証評価に関する検証のためのアンケート調査を対象校及び評価担当者に対して実施した。機構の教員と事務職員で組織する評価に関する検証ワーキンググループにおいて、その調査結果を確認するとともに改善点への対応等について検討し、以下のとおり、評価システムを改善した。(回答率：対象校 100%、評価担当者 84.2%)
・　対象校及び評価担当者との意思疎通が不十分であったと考えられる事項等について、説明会・研修会でより丁寧に説明し、対象校との個別の事前相談の機会も活用した。
・　訪問調査時の確認事項について、意図が適切に伝わるよう記載を明確化し、また、オンラインの訪問調査を円滑に行うため必要に応じて訪問調査前に評価チーム会議を実施した。
○　令和４年度～令和５年度に実施した法科大学院認証評価の検証データに基づき、４巡目（令和３年度※～令和７年度）の中間検証を行い、５巡目評価のための評価基準の改定等の参考とするとともに、令和７年３月に中間検証報告書の取りまとめを実施した。
※　令和３年度は評価対象校無し。

＜評価に関する検証ワーキンググループ＞

	開催時期	審議内容
第１回	令和６年６月	令和５年度実施の認証評価アンケートの集計結果等
第２回	令和６年 12 月	法科大学院認証評価に関する４巡目の中間検証等

エ　認証評価　先導的役割
○　民間の認証評価機関における評価の実施体制の整備状況や評価を受ける教育機関への影響、中央教育審議会における認証評価制度の改善に向けた議論の状況を踏まえつつ、認証評価制度全体の先導的な役割を果たすため、以下の取組を実施した。
・　認証評価機関連絡協議会の事務局として、協議会を２回、下位に設置するワーキンググループを１回開催し、協議会の議論を主導した。

たことを踏まえ、実施に向けて具体的な運用方法を検討した。
前年度評価における「認証評価機関連絡協議会などにおいて議論を主導し、制度全体の改善に向けた取組を期待する。」という意見については、引き続き、同協議会やその下に置かれるワーキンググループでの認証評価における検討課題に関する意見交換や認証評価機関の質保証の更なる充実に資する取組の実施等において先導的役割を果たす。

	開催時期	審議内容
協議会（第31回）	令和６年９月 （ｵﾝﾗｲﾝ開催）	令和７年度評価担当職員研修の実施（案）、認証評価機関の質保証の更なる充実に資する取組等
協議会ﾜｰｷﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟ（第24回）	令和７年１月 （ｵﾝﾗｲﾝ開催）	令和７年度評価担当職員研修の企画書（案）・実施要項（案）等
協議会（第32回）	令和７年３月 （ｵﾝﾗｲﾝ開催）	令和７年度評価担当職員研修の企画書（案）・実施要項（案）等

・　各評価機関が行う評価の更なる質的向上を図るため、機関別認証評価制度に関する連絡会（第１回）において、同連絡会の下に、機関別認証評価の実施方法等に関する研究会を新たに設置することを機構から提案・承認を経て、２回開催した。

	開催時期	審議内容
研究会（第１回）	令和６年12月 （対面開催）	研究会の運営方法、実施方法等に関する意見交換等
研究会（第２回）	令和７年２月 （対面開催）	実施方法等に関する意見交換、今後の意見交換のテーマ等

・　大学等の教育の実践とその質保証に関わる業務に携わっている教職員を対象として、大学等の質保証人材育成セミナーをオンラインと対面のハイブリッドで３回開催した。開催後、「大学質保証ポータル」にセミナーの資料や講演動画を掲載し、質保証に関連する情報を提供した（詳細は「４　質保証連携」（１）－①－イ参照）。

	開催時期	内容
第１回	令和６年９月 （ｵﾝﾗｲﾝ・対面）	内部質保証実務（シラバスから考える大学設置基準編）
第２回	令和６年12月 （ｵﾝﾗｲﾝ・対面）	評価疲れのメカニズムと解消に向けたTips
第３回	令和７年２月 （ｵﾝﾗｲﾝ・対面）	いまさら聞けないDEI－高等教育の現場から

・　文部科学省「大学の世界展開力強化事業（国際質保証制度設計業務）」の補助事業者として、アジアにおける大学間交流プログラムに対する国際質保証制度設計業務を実施した（詳細は「４　質保証連携」（２）－①－４参照）。

○　大学機関別認証評価の４巡目（令和８年度～令和14年度）について、引き続き内部質保証を重視した評価、法令改正等を踏まえた整理等、直近の高等教育政策動向を反映した評価の実施に向けた評価基準等の見直しを行い、６月から７月にかけて意見募集（パブリックコメント）を実施し、９月に文部科学省に届出を行い、公表した。10月に大学等の高等教育関係者に向けて説明会を実施した。４巡目の具体的な評価方法等については、引き続き検討を進め、令和８年度向けの自己評価実施要項等を３月に策定した。

オ　法科大学院認証評価

○　法科大学院に係る認証評価について、運営費交付金支出総額の削減に向けた方策の検討を進め、現行の評価の実施体制等に基づく本中期目標期間における運営費交付金支出総額の見込みを作成した。５巡目（令和８年度～令和12年度）の実施体制等の検討と併せて、令和７年１月にワーキンググループを立ち上げ、さらなる検討を実施した。

（２）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価

＜主な定量的指標＞
１－３　国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価の実施

（２）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価

＜主要な業務実績＞

ア　第４期中期目標期間における教育研究の評価の実施に向けた準備

アーａ　「実績報告書作成要領」及び「評価作業マニュアル」の決定

○　第４期中期目標期間における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究評価について、意見募集（パブリックコメント）を行い、「実績報告書作成要領」及び「評価作業マニュアル」を公表した。また、法人向けに実績報告書に関するQ&Aを併せて公表した。

（２）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価

＜評定と根拠＞

補助評定：Ａ
「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価」について、年

補助評定：Ａ

＜補助評定に至った理由＞
これまでの課題であった膨大なデータ分析作業について、新システムの開発により期間を４分の１に短縮しているほか、作成要領・マニュアル等について内容を充実しつつ前倒しで決定・公表するなど、独法

状況（実施機関数等を参考に判断）

＜その他の指標＞
―

＜評価の視点＞
１－３　国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価を適切に実施し、結果を文部科学省国立大学法人評価委員会に提供するとともに公表したか、評価実施に向けた準備状況、評価実施体制、評価実施機関数、評価実施後の検証のためのアンケートの回答状況等を参考に判断する。

○　「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」を、各法人の作業期間を十分に確保するため、前期（第３期）よりも約２か月前倒しで公表した。
　特に、「実績報告書作成要領」のうち、各法人が学部・研究科等ごとに作成する現況調査表については、別途作成していた「現況調査表ガイドライン」の内容も盛り込み、実質的に前期よりも約６か月前倒しで公表し、各法人の作業期間を約1.5倍に拡大させた。

○　学部・研究科等ごとに作成する現況調査表については、評価の質を維持しつつ、記載項目の見直しによって、法人の文書作成や資料収集に係る作業負担を大幅に軽減し、評価者の現況調査表を確認して評価を行う作業負担も大幅に軽減した。（以下の表参照）

＜実績報告書（現況調査表）のスリム化（１学部・研究科等あたり）＞

区分	第４期		（参考）第３期	
	本文	根拠資料等	本文	根拠資料等
教育の現況分析	３頁（上限）	２頁（上限）	14～21頁（目安）	上限なし
研究の現況分析	２頁（上限）	１頁（上限）	５～13頁（目安）	上限なし

アーｂ　法人実務担当者向けの説明会

○　令和８年度に実施する第４期４年目終了時の教育研究評価について、令和７年３月に法人向けの説明会を２回開催した。（対面及びオンラインでのハイブリッド形式）

イ　教育研究評価データのシステム開発

○　第４期４年目終了時の教育研究評価に向けて、各法人の教育研究評価データに関する収集・分析等を行う新システムを開発した。

○　この新システムにより、ウェブ入力方式の場合、システムへのデータ登録エラーが発生しないため、エラー対応に係る法人の作業を不要とし、法人からデータを収集後、法人にデータの分析結果を提供するまでの期間も約２か月から約２週間に短縮できる。

＜新システムの主なポイント＞

機能	課題	新システム	メリット
データの収集	使用ファイルの多さ、煩雑さ	ウェブ入力方式等の効率的な方法を採用。	効率的なデータ入力、出力の即時性の向上によって、法人担当者の作業に係る負担や時間を短縮。
データの分析	出力時間の長さ	BI※レポートによる出力速度向上。	

※　Business Intelligenceの略。新システムでは、Microsoft Power BIを使用。

度計画に沿って「実績報告書作成要領」及び「評価作業マニュアル」を公表の上、法人に対して説明会を実施するとともに、教育研究評価データの収集・分析等を行うシステムを開発した。
　その上で、「実績報告書作成要領」及び「評価作業マニュアル」については、各法人の作業期間を十分に確保するため、前期よりも前倒しで公表しており、特に各法人が学部・研究科等ごとに作成する現況調査表では、各法人の作成可能時期の約６か月前倒しを実現している。また、現況調査表については、評価の質を維持しつつ、各法人の作業負担を軽減するため、本文の記載量や根拠資料等を大幅に縮減している。
　さらに、教育研究評価データを収集・分析するシステムの開発については、ウェブ入力方式等の効率的なデータ収集方法を採用し、BI レポートによるデータ分析の出力速度を向上させることによって、法人のデータ入力に係る作業負担の軽減を実現している。

　以上のことから、所期の目標を上回る成果が得られたと判断し、「A」とした。

＜課題と対応＞
　４年目終了時評価の評価体制を編制するとともに、適切な評価の実施に向けて、法人及び評価者に対する研修内容を見直すなどの改善策を検討の上で、実行する。

内のみならず、各機関や評価者の負担軽減を考慮した効果的・効率的な方法に資する大幅な改善が行われている点について評価できる。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞
―

＜その他事項＞
―

４．その他参考情報
特になし

1．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－２	２　国立大学法人等の施設整備支援 （１）施設費貸付事業 （２）施設費交付事業 （３）国から承継した財産等の処理		
業務に関連する政策・施策	政策目標４ 個性が輝く高等教育の振興 施策目標４－１ 大学などにおける教育研究の質の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第 16 条第１項第２号、第３号 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法制定附則第 13 条第１項
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001581

2．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
（１）施設費貸付事業							
施設費貸付事業の実施状況	－	－	101 事業				
貸付対象事業に係る現地調査の実施件数	５年間平均６箇所	６箇所（前中期目標期間平均値）	６箇所				
（２）施設費交付事業							
施設費交付事業の実施状況	－	－	84 事業				
交付対象事業に係る現地調査の実施件数	５年間平均 13 箇所	13 箇所（前中期目標期間平均値）	13 箇所				
（３）国から承継した財産等の処理							
東京大学生産技術研究所跡地の売却持分比率	－	－	94.48%				

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
予算額（千円）	158,085,113				
決算額（千円）	165,952,179				
経常費用（千円）	5,048,037				
経常利益（千円）	85,338				
行政コスト（千円）	5,053,528				
従事人員数（人）	8.1(1.8)				

	承継債務償還率	各年度100%	100%（前中期目標期間平均値）	100%											

注）従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	B
		＜評定と根拠＞ 評定：B 令和６年度における「２　国立大学法人等の施設整備支援」の実施状況について、各項目の評定を考慮した結果、当該項目全体で、所期の目標を達成したと判断し、評定を「B」とした。	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ― ＜その他事項＞ ―	
（１）施設費貸付事業 ＜主な定量的指標＞ ２－１　施設費貸付の実施状況（貸付の審査状況等を参考に判断） ＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞ ２－１　文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、資金の貸付けを適切に行ったか、貸付の審査状況、現地調査実施件数（令和元～５年度の各年度平均実績：６箇所）、債権回収率（令和元～５年度の実績：毎年100%）、財政融資資金及び債券に係る債務償還率（実績：毎年100%）等を参考に判断する。	（１）施設費貸付事業 ＜主要な業務実績＞ **①　施設費の貸付** **①－ア　施設費の貸付** ○　「令和６年度において独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う施設費貸付事業について」（令和６年３月29日付け 文部科学大臣の定め）に基づき、国立大学附属病院の施設整備等に必要な資金として、国立大学法人に対し、以下のとおり貸付けを実施した。 **＜令和６年度施設費貸付事業＞**　（単位：百万円） ［当初計画額］ 施設整備　（28法人／ 77事業）　74,640 設備整備　（28法人／ 33事業）　33,717 合計　（35法人／110事業）108,357 ［貸付実績額］ 施設整備　（28法人／ 70事業）64,146 設備整備　（28法人／ 31事業）31,686 合計　（35法人／101事業）95,832 ○　国立大学法人における適切な事業の実施のため、文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」（令和６年５月22日及び令和７年１月20日オンライン開催）において、国立大学法人の施設担当部課長等に対して、施設費貸付事業の留意点について説明した。 ○　事業の進捗状況について国立大学法人に対して定期的に報告を求め、適宜、文部科学省と情報を共有した。	（１）施設費貸付事業 ＜評定と根拠＞ 補助評定：B 「施設費貸付事業」について、年度計画に沿って着実に実施した。 特に、施設費貸付事業に係る資金調達においては、市場における金利上昇を踏まえ、債券発行による資金の調達は行わず、財源の全額を財政融資資金により調達することで、低利かつ効率的な資金調達を行った。 以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「B」とした。 ＜課題と対応＞ 文部科学大臣の定め等に基づき、引き続き施設費の貸付、審査、資金の調達及び債務の償還を適切に実施する。	（１）施設費貸付事業 補助評定：B ＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ― ＜その他事項＞ ―	

①－イ　貸付等の審査

○　貸付審査を行うため、施設費貸付事業貸付審査会を以下のとおり開催した。貸付の審査に当たっては、国立大学法人より提出される借入申込書、財務諸表及び完済までの収支計画等により、以下の事項について確認し、総合的な審査を実施した。

- 事業の目的及び内容が文部科学大臣の定めた範囲内であるか
- 償還可能な財務状況となっているか
- 貸付金債権を担保することのできる不動産を有しているか
- 国立大学附属病院の教育、研究、診療及び地域貢献に係る使命・役割を果たしているか　等

＜施設費貸付事業貸付審査会（令和６年度開催）＞

開催回	開催日	議　事
第１回	令和６年４月10日	１．令和６年度第１・四半期長期借入金の借入の認可申請時審査について
第２回	令和６年５月20日	１．令和６年度６月借入申込み時審査について ２．令和６年度第２・四半期長期借入金の借入の認可申請時審査について ３．令和６年度施設費貸付事業に係る貸付金利について
第３回	令和６年６月19日	１．令和６年度７月借入申込み時審査について
第４回	令和６年７月22日	１．令和７年度借入事業要求時審査
第５回	令和６年８月20日	１．令和６年度９月借入申込み時審査について ２．令和６年度第３・四半期長期借入金の借入の認可申請時審査について ３．令和６年度施設費貸付事業に係る貸付金利（令和６年９月～令和７年２月貸付）について
第６回	令和６年９月20日 （書面審議）	１．施設費貸付事業に係る収支状況の確認 ２．施設費貸付事業に係る貸付金利（令和６年９月20日見直し分）について
第７回	令和６年11月20日	１．令和６年度12月借入申込み時審査について
第８回	令和６年11月25日	１．令和６年度第４・四半期長期借入金の借入の認可申請時審査について ２．完済までの収支計画における決算後比較（予実確認）
第９回	令和６年12月17日	１．令和６年度１月借入申込み時審査について
第10回	令和７年１月20日	１．令和６年度２月借入申込み時審査について
第11回	令和７年３月７日	１．令和６年度３月借入申込み時審査について ２．貸付後の確認（事業状況等の確認） ３．施設費貸付事業に係る収支状況の確認 ４．施設費貸付事業に係る貸付金利（令和７年３月貸付）について ５．施設費貸付事業に係る貸付金利（令和７年３月20日見直し分）について ６．令和７年度貸付審査会のスケジュールについて

②　資金の調達及び債務の償還

②－ア　資金の調達

○　施設費貸付事業の財源として、財政融資資金から96,726百万円の長期借入れを実施した。

○　市場における金利上昇を踏まえ、債券発行による資金の調達は行わず、貸付事業に必要となる財源の全額を財政融資資金により調達することとした。これにより、国立大学法人の財務及び経営の改善に資する、低利かつ効率的な資金調達を実現した。

＜令和６年度の資金調達実績＞　（単位：百万円）

区分	調達額（財政融資資金）		
	新規貸付額	繰越貸付額	計
施設整備	43,363	20,783	64,146
設備整備	※１　31,819	761	32,579
合計	75,181	21,544	96,726

※１　既発行債券の償還に充てるための借換額(894百万円）を含む。
※２　四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

②ーイ　債務の償還

○　財政融資資金及び市場（債券）への債務償還に当たり、国立大学法人へ払込通知書を発行・送付して計画的に債権を回収し、償還を滞りなく確実に実施した。

＜令和６年度の財政融資資金等への債務償還実績＞　（単位：百万円）

区分	令和５年度末 元金 債務残高	新規 借入額	繰越 借入額	元金 償還額	令和６年度末 元金 債務残高	利子 支払額
財政融資資金	620,172	75,181	21,544	48,512	668,385	2,462
債券	29,500	－	－	6,000	23,500	49
計	649,672	75,181	21,544	54,512	691,885	2,511

※　四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

○　貸付事業に係る債権を確実に回収するため、６法人に対して現地調査又はウェブ会議システムを活用した貸付先調査を実施し、事業の進捗状況の確認や各法人から意見等を聴取した。

＜令和６年度貸付先調査実績＞

調査時期	法人名	法人数
令和６年10月	千葉大学、岡山大学	２法人
令和６年11月	富山大学	１法人
令和６年12月	浜松医科大学、筑波大学	２法人
令和７年１月	宮崎大学（＊）	１法人

＊はウェブ会議システムを活用して調査を実施した法人（１法人）

（２）施設費交付事業

＜主な定量的指標＞
２－２　施設費交付の実施状況（実施件数等を参考に判断）

＜その他の指標＞
―

（２）施設費交付事業

＜主要な業務実績＞

① 施設費の交付

○　「令和６年度において独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う施設費交付事業について」（令和６年４月１日付け 文部科学大臣の定め）に基づき、国立大学等の施設整備等に必要な資金として、国立大学法人（79 法人）、大学共同利用機関法人（４法人）及び独立行政法人国立高等専門学校機構に対し、以下のとおり交付を実施した。

（２）施設費交付事業

＜評定と根拠＞

補助評定：Ｂ
「施設費交付事業」について、年度計画に沿って着実に実施した。
特に、交付先調査については、現地調査のほかウェブ会議システムを活用することにより、交付先の負担軽減を図るとともに、効率的かつ適切に実施した。

（２）施設費交付事業

補助評定：Ｂ

＜補助評定に至った理由＞
中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞
－

＜評価の視点＞
２－２　文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、資金の交付を適切に行ったか、交付件数、交付の審査状況、現地調査実施件数（令和元～５年度の各年度平均実績：13 箇所）等を参考に判断する。

＜令和６年度施設費交付事業（営繕事業）＞

令和６年度	法人数	事業数	交付金額
当初計画	84法人	84事業	2,136百万円
交付実績	84法人	84事業	2,136百万円

② 交付対象事業の適正な実施の確保

②－ア　適正な実施の確保

○　交付決定に当たっては、事業の目的・内容等について審査し、適正と認められることを確認した。
○　国立大学法人等における適切な事業の実施のため、文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」（令和６年５月 22 日及び令和７年１月 20 日オンライン開催）において、交付事業の留意点についての説明を国立大学法人等の施設担当部課長等に対して実施した。
○　事業完了後に各国立大学法人等から提出される実績報告書により、交付決定の内容等の審査を行い、交付金の額の確定を実施した。
○　交付対象事業の適正な実施の確保を図るため、13 法人に対して現地調査又はウェブ会議システムを活用した交付先調査を実施した。

＜令和６年度交付先調査実績＞

調査時期	法人名	法人数
令和６年10月	千葉大学、岡山大学	２法人
令和６年11月	北海道大学（＊）、富山大学	２法人
令和６年12月	豊橋技術科学大学、浜松医科大学、筑波大学、岩手大学（＊）、横浜国立大学（＊）	５法人
令和７年１月	名古屋工業大学（＊）、京都工芸繊維大学（＊）、福岡教育大学（＊）、宮崎大学（＊）	４法人

＊はウェブ会議システムを活用して調査を実施した法人（７法人）

②－イ　交付事業財源の確保に関する取組み

○　文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」（令和６年５月 22 日及び令和７年１月 20 日オンライン開催）において、国立大学法人等の施設担当部課長等に対する交付事業の財源としての不要財産処分の重要性についての説明を実施した。

○　国立大学法人等が保有している資産（未利用の土地等）について、交付先調査におけるヒアリングの際に、不要財産処分の計画等の確認を行うとともに、不要財産処分の重要性についての説明を実施した。

以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「B」とした。

＜課題と対応＞
前年度評価における「全国的に均衡のとれた整備を図る仕組みとしての施設費交付事業の役割を踏まえ、当該事業に必要な財源の確保に資するよう、文部科学省と連携して、各国立大学法人等に対し不要財産処分の重要性の説明や協力の要請などを引き続き行うことが期待される。」という意見については、文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」において、国立大学法人等の施設担当部課長に対して交付事業の財源となる不要財産処分の重要性の説明を行っており、また、交付先調査の際にも、各国立大学法人等に対し、不要財産処分の計画等について確認するとともに、同様の説明を行っている。

＜その他事項＞
－

（３）国から承継した財産等の処理

＜主な定量的指標＞
－

＜その他の指標＞
－

＜評価の視点＞
－

（３）国から承継した財産等の処理

＜主要な業務実績＞

① 承継債務償還

○　国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの借入に係る債務について、関係する37国立大学法人から計画的に債権を回収し、財政融資資金への償還を確実に実施した。

＜令和６年度財政融資資金への承継債務償還実績＞　（単位：百万円）

令和５年度末債務残高（元金相当額）	償還額		令和６年度末債務残高（元金相当額）
	元金相当額	利子相当額	
28,191	10,635	214	17,556

（３）国から承継した財産等の処理

＜評定と根拠＞

補助評定：B

「国から承継した財産等の処理」について、年度計画に沿って着実に実施した。

承継債務については、関係する 37 国立大学法人から計画的に債権を回収し、財政融資資金へ債務の償還を確実に行った。
以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「B」とした。

（３）国から承継した財産等の処理

補助評定：B

＜補助評定に至った理由＞
中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞
－

＜その他事項＞
－

		② 旧特定学校財産の管理処分 ②ーア　東京大学生産技術研究所跡地の管理処分 ○　国から承継し、平成19年度から独立行政法人国立美術館に分割して売却を行っている東京大学生産技術研究所跡地（29,974.81㎡）について、令和６年５月に34.85㎡を100百万円で売却した。 ・　総面積28,319.55㎡（全体の94.48%）の売却が完了した。 ・　未売却の土地（1,655.26㎡、5.52%）については、同法人との使用契約により土地面積に応じた使用料を徴収した。 ②ーイ　処分後の財産の利用状況 ○　広島市と広島大学が主体となり進めている「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」において「知の拠点を支えるゾーン」として位置づけられている広島大学本部地区跡地（平成 25 年度に処分完了）について、広島市を通じて報告のあった事業の実績を確認した。 ※　令和２年度に必要な整備事業が完了しているが、事業者との不動産売買契約において、整備事業完了期日から５年間は当該プロジェクトの実施計画に定めるとおりの用途に供さなければならないこととしている。	＜課題と対応＞ 引き続き、年度計画に沿って、承継債務償還及び旧特定学校財産の管理処分を着実に実施する。	

４．その他参考情報
特になし

1．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－３	３　学位授与 （１）単位積み上げ型による学士の学位授与 （２）省庁大学校修了者に対する学位授与 （３）学位授与事業の普及啓発		
業務に関連する政策・施策	政策目標４ 個性が輝く高等教育の振興 施策目標４－１ 大学などにおける教育研究の質の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第 16 条第１項第４号 学校教育法第 104 条第７項
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001581

2．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
（１）単位積み上げ型による学士の学位授与								
４月期	申請者数	－	－	290 人				
	学位取得者数	－	－	240 人				
10 月期	申請者数	－	－	2,259 人				
	学位取得者数	－	－	2,157 人				
認定審査件数	短期大学	－	－	１専攻				
	高等専門学校	－	－	－				
認定専攻科数 ※当該年度４月１日時点	短期大学	－	－	56 専攻				
	高等専門学校	－	－	108 専攻				
教育の実施状況等の審査件数	短期大学	－	－	10 専攻				
	高等専門学校	－	－	14 専攻				
認定の再審査件数	短期大学	－	－	１専攻				
	高等専門学校	－	－	１専攻				
特例適用認定審査件数	短期大学	－	－	－				
	高等専門学校	－	－	－				

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
予算額（千円）	282,743				
決算額（千円）	307,048				
経常費用（千円）	318,335				
経常利益（千円）	13,192				
行政コスト（千円）	331,136				
従事人員数（人）	22.4(1.9)				

	（２）省庁大学校修了者に対する学位授与															
	認定の審査件数		－	－	－											
	認定課程数 ※当該年度 ４月１日時点	学士相当	－	－	８課程											
		修士相当	－	－	５課程											
		博士相当	－	－	４課程											
	教育の実施状況等の審査件数		－	－	４課程											
	学士	申請者数	－	－	988 人											
		学位取得者数	－	－	988 人											
	修士	申請者数	－	－	100 人 ※３月修了者除く											
		学位取得者数	－	－	99 人 ※前年度保留者２人含む											
	博士	申請者数	－	－	37 人 ※３月修了者除く											
		学位取得者数	－	－	36 人 ※前年度保留者２人含む											
	（３）学位授与事業の普及啓発															
	配布数	「新しい学士への途」	－	－	3,562 冊											
		「学位授与申請書類」	－	－	2,941 冊											
		「学士をめざそう！」	－	－	14,383 冊											
		「機構が授与する学士の学位」	－	－	8,742 冊											

注）従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）
なお、評価項目Ｉ-5（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	B
		＜評定と根拠＞ 評定：B 令和６年度における「３　学位授与」の実施状況について、各項目の評定を考慮した結果、当該項目全体で、所期の目標を達成したと判断し、評定を「B」とした。	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ― ＜その他事項＞ ―	
（１）単位積み上げ型による学士の学位授与 ＜主な定量的指標＞ ３－１　単位積み上げ型による学士の学位授与の実施状況（学位取得者数等を参考に判断） ＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞ ３－１　単位積み上げ型による学士の学位授与を着実に実施したか、申請者数、学位取得者数、認定審査件数等を参考に判断する。	（１）単位積み上げ型による学士の学位授与 ＜主要な業務実績＞ 短期大学・高等専門学校卒業者、専門学校修了者等に対する単位積み上げ型の学士の学位授与について以下のとおり行った。 **①学士の学位授与** **①－１　単位積み上げ型の学位授与の実績** ○　短期大学・高等専門学校卒業者、専門学校修了者等に対する学位授与（通例申請）について、４月期は274人、10月期は547人から申請を受け付けた。申請者に対しては６月以内に修得単位の審査、学修成果・試験の審査、合否判定、単位修得の確認を行い、４月期は224人、10月期は467人に学位を授与した。 ○　申請者の利便性向上のため、申請は原則インターネットを利用した電子申請のみとしており、学修成果レポートについても電子媒体をシステムにアップロードすることによる提出としている。これまで学修成果を印画した作品の写真やＤＶＤ等の記録メディアにより提出するものとしていた芸術学の分野で作品を提出する場合についても、令和７年度より電子申請システムにアップロードして提出できるものとするよう、令和６年度中にシステムの改修や申請案内の改定を行った。 　また、学修成果・試験で不可となった申請者全員（試験欠席者を除く。）に対して、個別に具体的な不可判定の理由を通知している。 ○　専攻科の修了見込者からの、特例適用による学位授与について、４月期は16人、10月期は1,712人から電子申請システムにより申請を受け付けた。申請者に対しては修得単位の審査、学修総まとめ科目の履修に関する審査、合否判定、単位修得や専攻科修了等の合格に係る要件の確認を行い、４月期は16人、10月期は1,690人に学位を授与した。 ○　審査を担当する専門委員の負担を軽減するため、専門委員会における議決の取扱いを主査に一任した場合の取扱いについて、申し合わせ事項として取りまとめた。	（１）単位積み上げ型による学士の学位授与 ＜評定と根拠＞ 補助評定：B 「単位積み上げ型による学士の学位授与」について、年度計画に沿って着実に実施した。特に以下の取組を行った。 ・　特例適用による学位授与に関する審査の改善により、専門委員のコメントを申請者の研究計画に反映させる期間の確保等の改善を行い、申請者の学修・探究の成果と、専攻科の指導体制のより一層の質的向上が期待される。 ・　特例適用による学位授与申請について、単位の修得状況の申告と証明書の提出方法を改善し、申請者と専攻科の負担軽減及び単位修得状況の確認作業の効率化を実現した。 　以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「B」とした。 ＜課題と対応＞ 　申請者や専門委員に配慮しつつ、引き続き短期大学・高等専門学校卒業者、専門学校修了者等に対する単位積み上げ型の学士の学位授与に取り組む。	（１）単位積み上げ型による学士の学位授与 補助評定：B ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －	

①－２　特例適用による学位授与に関する審査の改善

○　特例適用による学位授与について、以下のとおり令和６年度 10 月期から制度変更を実施した。

・　学修総まとめ科目の「履修計画書」の審査時期を前倒しすることにより、学位授与の時期を遅らせることなく、専門委員のコメントを申請者の研究計画に反映させる期間を確保した。
・　「履修計画書」及び「成果の要旨」の様式について、記載すべき事項をより明確にするため、項目に「倫理的配慮」「参考文献」「履修計画書から変更があった場合の理由及び履修計画書に対する評価・コメントへの対応」を追加し、既存の項目の一部を統合した。
・　「履修計画書」及び「成果の要旨」の評価方法についても専門委員の意図が申請者の所属する専攻科により伝わるように、審査項目の内容や評定方法を変更した。

これらの取組により、申請者の学修・探究の成果と、専攻科の指導体制のより一層の質的向上が期待される。

＜制度変更前後のスケジュール＞

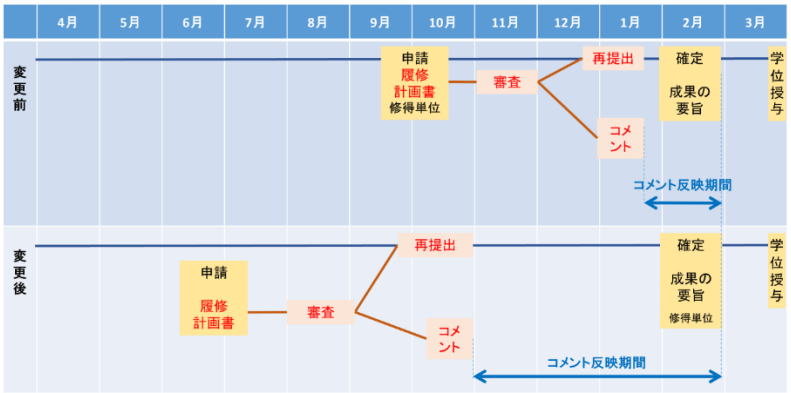

①－３　特例適用による学位授与に関する申請書類及び提出方法等の改善

○　特例適用による学位授与申請について、令和６年度 10 月期より、単位の修得状況の申告と証明書の提出方法を、これまでの「各申請者が電子申請システムからデータ入力し、専攻科が確認し、単位修得証明書を郵送する」方法から、「申請者が作成し、専攻科が確認した単位修得状況等申告書を単位修得証明書と併せてデータ送付する」方法に改めた。このことにより、申請者と専攻科の負担を軽減するとともに、単位修得状況の確認作業の効率化を実現した。

②専攻科の認定

②－１　専攻科の認定

○　申出に基づき、専攻科の認定を希望する短期大学１校１専攻の認定の審査を行い、「可」と判定し、結果を通知した。

○　教育課程等について重要な変更が生じると認められた短期大学１校１専攻について、「専攻科の認定に係る再審査」を実施し、「可」と判定し、結果を通知した。教育課程等について重要な変更が生じると認められた高等専門学校の１校１専攻について、「特例適用専攻科の変更に係る審査」と併せて「専攻科の認定に係る再審査」を実施し、「可」と判定し、結果を通知した。

		○　短期大学３校５専攻について、令和６年９月末までに認定専攻科における教育の実施状況等の審査に関する届出を受け、審査を行い、全てを「適」と判定し、必要に応じて審査結果に基づく所要の改善等を求めた。 **②－２　特例適用の認定** ○　令和７年度から科目表又は学修総まとめ科目に変更が生じるものについて、令和６年９月末までに変更の届出を受け、審査を行った。 ○　短期大学５校５専攻及び高等専門学校５校14専攻について、令和６年９月末までに特例適用専攻科における教育の実施状況等の審査に関する届出を受け、審査を行い、全てを「適」と判定し、必要に応じて審査結果に基づく所要の改善等を求めた。		
	（２）省庁大学校修了者に対する学位授与 ＜主な定量的指標＞ ３－２　省庁大学校修了者に対する学位授与の実施状況（学位取得者数等を参考に判断） ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ３－２　省庁大学校修了者に対する学位授与を着実に実施したか、申請者数、学位取得者数、認定審査件数等を参考に判断する。	（２）省庁大学校修了者に対する学位授与 ＜主要な業務実績＞ 省庁大学校の認定課程の学士、修士及び博士各相当課程の修了者に対し、以下のとおり審査を実施した。 **①学士、修士又は博士の学位授与** **①－１　省庁大学校修了者に対する学士の学位授与の実績** ○　学士については、10月に水産大学校本科の修了者２人から申請を受け付け、単位修得及び課程修了に係る証明書に基づいて審査を行い、11月中に合格と判定された者２人に対し、学士の学位を授与した。また、令和７年３月に各省庁大学校の課程修了者から申請を受け付け、審査終了後、３月中に合格と判定された者986人に対し、学士の学位を授与した。 **①－２　省庁大学校修了者に対する修士の学位授与の実績** ○　修士については、令和６年３月認定課程の修了者のうち、留学生等配慮が必要な者について、３月末までに論文の審査と口頭試問を実施し、単位修得と課程修了の確認を経て、令和６年５月に開催した学位審査会において51人を合格と判定し、合格者に修士の学位を授与した。 ○　令和６年３月に４省庁大学校の認定課程の修了者25人の申請を受け付け、単位修得と課程修了の確認を行うとともに、６月から７月にかけて論文の審査と口頭試問を実施し、８月に開催した学位審査会において23人を合格、２人を保留と判定し、合格者に修士の学位を授与した。なお、保留となった２人については、論文の修正期限を設けて再提出を求め、今後、再提出があった場合に、審査を行うこととした。 ○　令和７年１月に、各省庁大学校から修了見込者24人の申請を受け付け、２月に論文の審査と口頭試問を実施し、申請者が課程を修了した後に単位修得と課程修了を確認し、判定の結果、合格者22人に修士の学位を授与した。 ○　加えて、留学生等配慮が必要な令和７年３月修了者49人の申請を受け付け、３月末までに論文の審査と口頭試問を実施した。その後、単位修得と課程修了の確認を行った上で、次年度開催の学位審査会で判定を行うこととなる。 **①－３　省庁大学校修了者に対する博士の学位授与の実績** ○　博士については、令和６年３月認定課程の修了者のうち、留学生等配慮が必要な者について、３月末までに論文の審査と口頭試問を実施し、単位修得と課程修了の確認を経て、５月に開催した学位審査会において３人を合格と判定し、合格者に博士の学位を授与した。	（２）省庁大学校修了者に対する学位授与 ＜評定と根拠＞ 補助評定：B 「省庁大学校修了者に対する学位授与」について、年度計画に沿って着実に実施した。 特に２月～３月にかけての口頭試問による審査を分野ごとに集中開催とすることや、口頭試問においてウェブ会議システム等を積極的に活用することにより、審査担当委員の負担を軽減させて、審査の円滑な実施に配慮しつつ、事業の合理化・効率化に努めた点は評価に値する。 以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「B」とした。 ＜課題と対応＞ 事業の合理化・効率化に努めながら、引き続き省庁大学校の認定課程の学士、修士及び博士各相当課程の修了者に対する学位授与に取り組む。	（２）省庁大学校修了者に対する学位授与 補助評定：B ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

		○　令和６年３月に２省庁大学校の認定課程の修了者６人の申請を受け付け、単位修得と課程修了の確認を行うとともに、６月から７月にかけて論文の審査と口頭試問を実施し、８月に開催した学位審査会において４人を合格、２人を保留と判定し、合格者に博士の学位を授与した。なお、保留となった２人については、論文の修正期限を設けて再提出を求め、今後、再提出があった場合に、審査を行うこととした。 ○　令和６年10月に、防衛医科大学校医学教育部医学研究科修了者23人について申請を受け付け、単位修得と課程修了の確認を行うとともに、12月から令和７年１月にかけて論文の審査と口頭試問を実施し、２月に開催した学位審査会において21人を合格、２人を保留と判定し、合格者に博士の学位を授与した。なお、保留となった２人については、論文の修正期限を設けて再提出を求め、今後、再提出があった場合に、審査を行うこととした。 ○　令和７年１月に、各省庁大学校から修了見込者５人の申請を受け付け、２月に論文の審査と口頭試問を実施し、申請者が課程を修了した後に単位修得と課程修了を確認し、４人を合格、１人を保留と判定し、合格者に博士の学位を授与した。なお、保留となった１人については、論文の修正期限を設けて再提出を求め、今後、再提出があった場合に、審査を行うこととした。 ○　加えて、留学生等配慮が必要な令和７年３月修了者４人の申請を受け付け、３月末までに論文の審査と口頭試問を実施した。その後、単位修得と課程修了の確認を行った上で、次年度開催の学位審査会で判定を行うこととなる。 **②課程の認定** **②－１　課程の認定** ○　認定課程に対する教育の実施状況等の審査については、水産大学校本科・水産学研究科、防衛大学校総合安全保障研究科前期課程・総合安全保障研究科後期課程の計２校４課程から、５月末までに書類の提出を受け付けた。書類の提出に合わせて学位審査会に審査を付託し、７月～８月に開催した各専門委員会・部会において、大学設置基準等の関係規程に照らして、当該課程の教員組織や教育課程が大学の学部、大学院の博士課程に相当する水準を有しているか、ウェブ会議システム等も利用して、審査を行った。 ○　補正が必要と判断された課程について通知を行い、回答を待って、11月及び１月に開催した各専門委員会・部会において、補正の対応を行った。 ○　令和７年２月に開催した学位審査会において、各専門委員会・部会の審査結果を取りまとめ、教育の実施状況等の審査を実施した認定課程の「適」「否」を判定し、所管省庁を経由して大学校長に結果を通知した。 **②－２　認定課程に対する論文審査・口頭試問に係る講評** ○　認定課程修了者（修士又は博士）の論文審査と口頭試問に係る講評については、令和６年７月には防衛大学校と、９月には、国立看護大学校、水産大学校、職業能力開発総合大学校、防衛大学校とウェブ会議システム等を使用して実施し、論文の指導体制や大学校内での論文の審査体制についてそれぞれ意見交換を行った。 　さらに令和７年２月に防衛医科大学校に対して講評と意見交換を行った。		
	（３）学位授与事業の普及啓発 ＜主な定量的指標＞ ３－３　学位授与事業の普及啓発に向けた取組状況（申請者数等を参考に判断）	（３）学位授与事業の普及啓発 ＜主要な業務実績＞ **１　リーフレットと動画による広報** ○　学位授与制度を紹介するリーフレット『学士をめざそう！』について、短期大学、高等専門学校、専門学校（専修学校専門課程）、各都道府県の公立図書館及び生涯学習セ	（３）学位授与事業の普及啓発 ＜評定と根拠＞ 補助評定：B	（３）学位授与事業の普及啓発 補助評定：B

	＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞ ３－３　パンフレット配布や説明会を開催しているか、申請者数等を参考に判断する。	ンター等へ送付した。加えて、機構が授与する学位を説明したリーフレット『機構が授与する学士の学位』については、学位授与事業の社会における理解の増進の観点から、大学のほかハローワークや商工会議所等の産業界やこれまで申請実績のあった各国在日大使館へも送付した。 ○　管理部学位審査課と研究開発部で協働して作成した「単位積み上げ型の学士の学位授与制度」の概要を説明する動画は令和６年度において、2,649回再生されている。 **【（動画）単位積み上げ型の学士の学位授与制度】** https://www.youtube.com/watch?v=djvnlg3Y8yU **２　説明会の実施** ○　６月29日に放送大学と共同で開催した「学士の学位取得をめざす方への説明会」では、130人を超える申し込みがあり、「単位積み上げ型の学士の学位授与制度」や「学位授与申請の手続きについて」の説明を対面及びオンラインで行った。 ○　８月25日に放送大学岐阜学習センターで開催した「看護師・医療関係者大卒『学位取得』説明会」、２月２日に放送大学鹿児島学習センターで開催された説明会、２月22日に放送大学岐阜学習センターで開催された「看護師・医療関係者大卒『学位取得』説明会」に参加し、概要説明及び個別相談を行った。 **３　学位取得者表彰（機構長緑秀賞）** ○　「学位取得者表彰制度（機構長緑秀賞）」については、令和５年度の単位積み上げ型の学士の学位取得者のうち、生涯学習に努め、特に精励したと認められた者２人を令和５年度学位取得者表彰受賞者として選考した。さらに、10月３日に表彰式、機構教職員との懇談会を実施した。 **４　学位取得者アンケートの活用** ○　令和６年度４月期の学位取得者に対するアンケートを９月末まで行い、結果の集計を行った。集計内容は学位授与事業連絡会議ワーキンググループにおいて学位授与業務に関係する教職員に共有するとともに、データを蓄積して情報の分析につなげた。また、令和６年度10月期の学位取得者に対するアンケートを令和７年３月末まで行い、結果の集計を行った。集計内容は学位授与事業連絡会議ワーキンググループにおいて学位授与業務に関係する教職員に共有するとともに、データを蓄積して情報の分析につなげた。 **５　学位授与申請関係専用の問合せフォームによる対応** ○　学位授与申請者及び申請予定者が、平日の受付時間内に問合せができない場合や、障がい等により電話での問合せができない場合にも対応することを可能とするため、令和３年 11 月にウェブサイト内に学位授与申請関係専用の問合せフォームを作成した。令和６年度は問合せフォームに 272 件の学位授与申請関係の問合せがあり、その全てに３営業日以内に回答した。 **６　単位積み上げ型の学士の学位授与制度紹介ページの新規作成** ○　11 月に単位積み上げ型の学士の学位授与制度紹介ページを新たに作成するとともに、ウェブサイトのトップページにバナーを設置し、アクセスしやすくした。紹介ページについては、学位取得までの過程をフロー図で示すことにより視認性を高くするとともに、アクセシビリティに配慮したデザインにした。また、この紹介ページについてはスマートフォン版についても同様に作成した。 **【学士の学位を取得するまで】** https://www.niad.ac.jp/n_gakui/tsumiage/get_degree/	「学位授与事業の普及啓発」について、年度計画に沿って着実に実施した。特に以下の取組を行った。 ・　アクセシビリティに配慮した単位積み上げ型の学士の学位授与制度紹介ページを新たに作成するとともに、ウェブサイトのトップページにバナーを設置し、アクセスしやすくした。 以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「B」とした。 ＜課題と対応＞ 多様な背景を持つ申請者・申請予定者を想定しつつ、引き続き学位授与事業の普及啓発に取り組む。	＜補助評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ― ＜その他事項＞ ―

４．その他参考情報
特になし

1．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－４	４　質保証連携 （１）大学等連携・活動支援 ①大学等との連携 ②国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援 ③大学ポートレート ④評価機関との連携 （２）国際連携・活動支援 ①国際的な質保証活動への参画 ②学位等高等教育資格の承認に関する情報提供		
業務に関連する政策・施策	政策目標４ 個性が輝く高等教育の振興 施策目標４－１ 大学などにおける教育研究の質の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第 16 条第１項第６号、第７号
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001581

２．主要な経年データ

①　主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
（１）①大学等との連携								
「自己評価担当者等に対する研修会」参加者数	大学	－	－	177 アカウント				
	高等専門学校	－	－	84 アカウント				
	法科大学院	－	－	12 アカウント				
人材育成セミナー参加者数（各年度平均）		各年度平均 240 人/回以上	約 200 人（前中期目標期間平均値）	252 人/回				
人材育成セミナー満足度（５段階評価の平均値）※オンライン参加		各年度平均 4.0 以上	約 4.2（前中期目標期間平均値）	4.3				
人材育成セミナー満足度（５段階評価の平均値）※対面参加		各年度平均 4.2 以上	約 4.2（前中期目標期間平均値）	4.5				
（１）③大学ポートレート								
大学ポートレート参加機関数		187 校	187 校（前中期目標期間最終値）	190 校				
大学ポートレートウェブサイト年間アクセス件数		期中平均 1,450,000 件	1,362,533 件（前中期目標期間平均値）	1,320,086 件				

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
予算額（千円）	572,106				
決算額（千円）	519,146				
経常費用（千円）	541,324				
経常利益（千円）	10,262				
行政コスト（千円）	556,930				
従事人員数	42.5(2)				

（1）④評価機関との連携															
認証評価機関連絡協議会等	年３回開催	３回 （前中期目標期間最終年度値）	３回												
機関別認証評価制度に関する連絡会等	年４回開催	３回 （前中期目標期間最終年度値）	５回												
（2）①国際的な質保証活動への参画															
海外の質保証機関等との年間交流実績	期中平均 30 件	29 件 （前中期目標期間平均値）	34 件												
海外高等教育質保証動向メールマガジン配信登録者数	毎年度平均 100 人増	2,596 人 （前中期目標期間最終年度値）	2,769 人 （173 人増）												
（2）②学位等高等教育資格の承認に関する情報提供															
高等教育資格承認情報センターウェブサイト年間アクセス件数	期中平均 180,000 件	147,023 件 （前中期目標期間平均値）	218,909 件												
セミナー年間参加者数	期中平均 300 人	283 人 （前中期目標期間平均値）	360 人												

注）従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）
なお、評価項目Ⅰ-5（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	B
		＜評定と根拠＞ 評定：B 令和６年度における「４ 質保証連携」の実施状況について、各項目の評定を考慮した結果、当該項目全体で、所期の目標を達成したと判断し、評定を「B」とした。	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ― ＜その他事項＞ ―	
（1）①大学等との連携 ＜主な定量的指標＞ ４－１－１ 大学等と連携して実施した取組の実施状況（研修等の開催実績等を参考に判断） ＜その他の指標＞ ―	（1）①大学等との連携 ＜主要な業務実績＞ **ア 大学等の教育研究活動等の状況に関する収集・整理・提供** ○ 国公立大学・短期大学より収集したデータを令和６年度大学基本情報として整理し、ウェブサイトにおいて公表した。 **【大学基本情報 2024（R6）】** https://portal.niad.ac.jp/ptrt/r06.html	（1）①大学等との連携 ＜評定と根拠＞ 補助評定：B 「大学等との連携」について、年度計画に沿って着実に実施した。 国公立大学・短期大学の令和６年度大学基本情報を収集・整理し、ウェブサイトに	（1）①大学等との連携 補助評定：B ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞	

＜評価の視点＞
４－１－１　大学等と連携し、大学等の支援に取り組んだか、研修参加者数、研修終了後のアンケート結果、ウェブサイト等を用いた情報提供の状況等を参考に判断する。

イ　質保証人材の能力開発

イーａ　大学等の自己評価担当者等に対する研修

○　令和７年度に実施する大学機関別認証評価等に関する自己評価担当者等に対する研修会（オンライン開催）

実施日	参加機関数	参加者数
６月20日、24日	74	177アカウント

○　令和７・８年度に実施する高等専門学校機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会（オンライン開催）

実施日	参加機関数	参加者数
６月14日、19日	42	84アカウント

○　令和７・８年度に実施する高等専門学校機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する追補研修会（動画配信）
配信期間：２月３日～２月 28 日

○　令和７年度に実施する法科大学院認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会（オンライン開催）

実施日	参加機関数	参加者数
６月17日	2	12アカウント

イーｂ　大学等の質保証人材育成セミナー

○　評価事業部評価企画課と研究開発部の連携の下、我が国の質保証に関する人材の能力向上を支援するため、大学等の教育機関教職員等を対象に、大学等の質保証人材育成セミナーを以下のとおり３回開催した。各回、第１部・対面及びオンライン、第２部・対面による二部構成で実施した。

テーマ：第１回　内部質保証実務（シラバスから考える大学設置基準編）
第２回　評価疲れのメカニズムと解消に向けた Tips
第３回　いまさら聞けない DEI―高等教育の現場から

＜開催情報、アンケート結果等＞

	第１回	第２回	第３回
開催月日	令和６年９月 20 日	令和６年 12 月 13 日	令和７年２月 21 日
参加人数	308 人	290 人	157 人
満足度(ｵﾝﾗｲﾝ)※	4.4	4.2	4.5
満足度(対面)※	4.5	4.3	5.0

※　５段階評価の平均値。

イーｃ　大学質保証ポータル

○　大学等における教育研究の質保証に関する情報を広く提供する「大学質保証ポータル」に、公表内容の充実のため、大学等の質保証人材育成セミナーの動画・資料を掲載した。

【大学質保証ポータル】
https://niadqe.jp/

おいて公表した。

また、大学等の教育の実践とその質保証に関わる業務に携わっている教職員を対象とした「大学等の質保証人材育成セミナー」を開催し、セミナー後のアンケートからは全体として高い満足度が示された。大学質保証ポータルにおいて、セミナー動画を公開し、内容の充実を図り、大学等の教育研究の質保証に関する情報を広く提供した。

機構が認定した短期大学及び高等専門学校の専攻科へ学生募集の概要について照会し、学生受入れ方針、選考方法、検定料及び学費等の情報を収集した。その結果をまとめ「令和６年度独立行政法人大学改革支援・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」及び、「令和７年度科目等履修生制度の開設大学一覧」について作成、公開した。後者については、学位授与事業に関する特別なプログラムを設けている大学等も引き続き掲載し、情報提供に努めた。

以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「B」とした。

＜課題と対応＞
大学等の質保証人材育成セミナーについては、高等教育政策の動向を踏まえつつ、質保証人材の育成を支援するため、大学等関係者からのニーズを探り、引き続き社会に対する効果的な情報発信の在り方等を検討する。

－

＜その他事項＞
－

		ウ　大学等における各種学習に関する情報の収集・整理・提供 ○　高等教育行政上の基礎資料を得ること及び学位授与に関連する情報を収集することを目的に、文部科学省と共同で、博士・修士・専門職学位の学位授与状況についての調査を実施した。文部科学省と調整の上、令和６年９月 27 日付で大学院を置く各国公私立大学（全 668 大学）へ調査票を送付した。 ○　機構が認定した短期大学及び高等専門学校の専攻科へ学生募集の概要について照会し、学生受入れ方針、選考方法、検定料及び学費等の情報を収集した。その結果をまとめ「令和６年度独立行政法人大学改革支援・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成して、７月にウェブサイトで公開した。 **【機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧】** https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/senkouka.html ○　「令和７年度科目等履修生制度の開設大学一覧」については、令和７年２月に作成・公開するとともに、学位授与事業に関する特別なプログラムを設けている大学も引き続き掲載した。 **【科目等履修生制度の開設大学一覧】** https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/kamokutou/		
	（１）②国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援 ＜主な定量的指標＞ ― ＜その他の指標＞ ４－１－２　国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援のための取組状況（大学運営に関する情報、財務経営に関する取組事例等の提供状況を参考に判断） ＜評価の視点＞ ４－１－２　国立大学法人へ適切な方法で成果を提供しているか、国立大学法人への提供状況及び国立大学法人の活用状況等を参考に判断する。	（１）②国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援 ＜主要な業務実績＞ **１　財務諸表等の集計と分析** ○　国立大学法人の令和５年度に係る財務諸表等の集計、分析については、データ集計ツールを新たに組み直し、分析結果のうち、法人別概要財務諸表の利便性向上のため、視覚的要素を加えた図表化を進めるとともに、例年より３か月前倒しして、各国立大学法人に対して 12 月に提供した。確定版である「国立大学法人の財務」を令和７年３月に刊行・提供した。 　各財務指標について、大学間の比較を可能とする新たなツールを試作し、令和７年３月に各国立大学法人に対して提供した。 ○　覚書締結大学から学内データの提供を受け、研究パフォーマンス確認モデルに基づく分析結果を覚書締結大学に提示した。最終成果報告書の作成に向け、覚書締結大学と意見交換を実施した。 （研究パフォーマンス確認モデルとは、研究分野ごとにインプット（ヒト・モノ・カネ等の投入資源）とアウトプット（論文数、外部資金獲得額等の研究成果）を対照させて達成可能なレベルのパフォーマンスを把握し、各年度のパフォーマンスを達成可能なレベルと比較して確認するものである。） **２　財務経営に関する取組事例の収集と情報共有** ○　国立大学法人の財務等に関する課題を体系的に把握するための新たなアンケート調査を６月に実施するとともに、文部科学省の依頼を受け、事前に少人数での勉強会を開催し、課題や取組事例を整理の上で、国立大学法人等の財務担当職員を対象とした RPA 導入による財務会計業務効率化（DX 等）・外部資金活用等の財源多様化・自律的・持続的な成長のための財務マネジメント力の強化（学内予算の効用最大化、財務分析等）をテーマとした「国立大学法人の財務等に関する取組事例の勉強会」を実施した。参加者数等は以下のとおり。	（１）②国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援 ＜評定と根拠＞ 補助評定：A 「国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援」について、年度計画に沿って着実に実施することに加え、以下３点の取組については計画以上の進捗となった。 ・　「国立大学法人の財務」は、法人別概要財務諸表の利便性向上のため、視覚的要素を加えた図表化を進めるとともに、大学間の比較を可能とする新たなツールを試作し提供した。 ・　「国立大学法人の財務等に関する取組事例の勉強会」は新たなアンケート調査を６月に実施するとともに、文部科学省の依頼を受け、事前に少人数での勉強会を行い、課題や取組事例を整理の上で開催した。 ・　「国立大学病院財務経営分析ワークショップ」について、これまでは係長相当職を主な対象として基礎的な内容で実施してきたところ、令和６年３月に文部科学省から各大学病院に令和６年６月までの策定を求められた「大学病院改革プラン」をテーマとし、自大学病院の経	（１）②国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援 補助評定：A ＜補助評定に至った理由＞ 　従前の取組に加えて、「財務諸表等の集計と分析」において、データ集計ツールを新たに組み直し、分析結果のうち、法人別概要財務諸表の利便性向上のため、視覚的要素を加えた図表化を進めるとともに、例年より３か月前倒しして各国立大学法人に対して情報提供したことは、中期計画に定められた以上の業務の達成が認められるため。 　また、「国立大学病院財務経営分析ワークショップ」において、これまでは係長相当職を主な対象として基礎的な内容で実施してきたところ、令和６年３月に文部科学省から各大学病院に令和６年６月までの策定を求められた「大学病院改革プラン」をテーマとし、自大学病院の経営改善に向けた取組に直結させられるよう、財務・経営企画を担当する幹部職員である課長級を対象としてより実践的な内容で実施したことも上記評定に至った理由の一つである。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

実施時期	参加者数	事例紹介校	開催方法
令和６年９月	232 人（傍聴者を含む）	北海道大学、富山大学、山梨大学、三重大学、京都大学	オンライン
令和７年１月	233 人（傍聴者を含む）	秋田大学、電気通信大学、京都大学	オンライン

３　病院経営分析に資する指標やツールの提供

○　各国立大学病院が自らの財務の安全性、効率性等を把握し、経営判断の材料として活用できる指標や病院間比較・分析のためのデータ集「国立大学病院における決算資料から見る経営判断の指標等」を更新した。令和７年３月に各国立大学病院へ提供した。

○　患者数や病床稼働率等のパラメータを変化させることで損益分岐点をシミュレートし、経営改善に必要な数値が算出できる経営分析ツール「CVP シミュレータ（Cost-Volume-Profit:損益分岐点）」を各国立大学病院の令和５年度決算情報を基に更新した。令和６年 12 月に各国立大学病院へ提供した。

４　病院における経営担当職員の養成の支援等

○　「国立大学病院財務経営分析ワークショップ」について、これまでは係長相当職を主な対象として基礎的な内容で実施してきたところ、令和６年３月に文部科学省から各大学病院に令和６年６月までの策定を求められた「大学病院改革プラン」をテーマとし、自大学病院の経営改善に向けた取組に直結させられるよう、財務・経営企画を担当する幹部職員である課長級を対象としてより実践的な内容で実施した。また、各国立大学病院が損益計算書ベースで大学病院改革プラン期間（令和６～11 年度）中の収支計画を作成するためのツールを作成・提供し、ワークショップ参加への事前課題の作成に活用した。参加者からは、「参加者が課長メインで、自大学病院の経営への危機感や問題意識を持っており、十分な意見交換ができた」、「本院は経営状況がとても厳しく、緊迫感を改めて院内に発信していこうと思っています」など肯定的な意見が多数得られた。参加者数等は以下のとおり。

実施時期	参加者数	傍聴者数	開催方法
令和６年 10 月、11 月	39 人	約 200 人	対面、オンライン（一部プログラムのみ）

○　全国国立大学放射線技師会の要請により、同会が主催する「新任放射線技師長研修会」に機構が委嘱した委員３人を派遣した。

○　上述の取組を企画・実施するため、国立大学病院事務部長及び経営企画担当課長等を構成委員とする２つの会議体を設置した。開催実績等は以下のとおり。

名称	委員数	開催回数	開催方法
国立大学病院経営分析検討チーム	15 人	２回	対面、オンライン
国立大学病院財務経営分析検討ワーキンググループ	20 人	３回	対面、オンライン

営改善に向けた取組に直結させられるよう、財務・経営企画を担当する幹部職員である課長級を対象としてより実践的な内容で実施した。また、各国立大学病院が損益計算書ベースで大学病院改革プラン期間（令和６～11 年度）中の収支計画を作成するためのツールを作成・提供し、ワークショップ参加への事前課題の作成に活用した。

以上のことから、所期の目標を上回る成果が得られたと判断し、「A」とした。

＜課題と対応＞
高等教育政策の動向や国立大学法人のニーズを踏まえ、引き続き国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援に取り組む。

－

＜その他事項＞
－

（１）③大学ポートレート

＜主な定量的指標＞

（１）③大学ポートレート

＜主要な業務実績＞

（１）③大学ポートレート

＜評定と根拠＞

（１）③大学ポートレート

補助評定：B

４－１－３　大学ポートレートの運用状況（参加大学数等を参考に判断）

＜その他の指標＞
―

＜評価の視点＞
４－１－３　大学ポートレートを適切に運用し、機能の改善・充実に努めたか、参加大学数、ウェブサイトのアクセス件数、利用促進や閲覧者の利便性向上のための取組状況等を参考に判断する。

1　大学ポートレートの運用

○　以下の会議を開催し、「教学マネジメント指針」（令和２年１月　中央教育審議会大学分科会）に示された項目（「教員一人当たりの学生数」や「修業年限期間満了時点での学生の状況」等）について、公表項目への追加を決定した。また、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第 172 条の２の改正により追加される「入学者の選抜に関すること」等の情報公表事項について対応を検討した。

	開催時期	内容
大学ポートレート運営会議（第 21 回）	令和６年８月（ｵﾝﾗｲﾝ開催）	「教学マネジメント指針」への対応等の審議
令和６年度大学ポートレートステークホルダー・ボード	令和６年 12 月（ｵﾝﾗｲﾝ開催）	公表項目・公表方法等に関する意見聴取
大学ポートレート運営会議（第 22 回）	令和７年３月（ｵﾝﾗｲﾝ開催）	学校教育法施行規則第 172 条の２改正への対応等の審議

【大学ポートレートウェブサイト】
国内版　https://portraits.niad.ac.jp/
国際発信版　https://jpcup.niad.ac.jp/
【委員名簿、会議資料】
https://portraits.niad.ac.jp/about/meeting.html

○　大学ポートレート運営会議（第 21 回）の決定に基づき、新たに 19 件の公表項目を追加するシステム改修を令和７年３月末までに実施した。

2　大学ポートレートの効果の検証

○　令和６年度の参加校数は、令和５年度より３校増加した。

○　大学ポートレートウェブサイト（国公立版）へのアクセス数は約 132 万件であった。

＜参加校数＞

	国立大学	公立大学	公立短期大学	株式会社立大学	計
全体	85 校（100.0%）	90 校（89.1%）	12 校（85.7%）	3 校（75.0%）	190 校（93.1%）
国際発信版	80 校（94.1%）	48 校（47.5%）	2 校（14.3%）	2 校（50.0%）	132 校（64.7%）

3　大学ポートレートの情報発信及び利便性向上、機能の改善・充実

【高校生等へ向けた情報発信・利便性向上の取組】

○　令和５年度から進めていた大学ポートレート国内版のお気に入り一覧表示機能に私立大学を表示するなどの改修を完了させた。これにより令和６年７月から国公私立共通でお気に入りに登録した学部・研究科の項目（費用および経済支援、入試、学生寮）を比較表示することが可能となった。

○　高等学校関係者参加の行事や日本学生支援機構を通じたチラシ配布、文部科学省初等中等教育局のメールマガジンへの寄稿、全国の新聞社に向けた案内送付等の広報を実施した。

○　令和６年７月に文部科学省ウェブサイトの高等教育の修学支援新制度ページ、12 月

補助評定：B

「大学ポートレート」について、年度計画に沿って着実に実施した。
特に、「教学マネジメント指針」への対応については、大学ポートレート運営会議（第 21 回）での審議を行い、その決定に基づき令和６年度中にシステム改修を進め、検証環境まで実装させた。これにより、追加項目等が令和７年度の公表作業から反映される見込みとなった。
以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「B」とした。

＜課題と対応＞
前年度評価における「国公立版と私学版の共通性向上への取組が進められてきたものの、進学希望者等のステークホルダーの認知度は低くとどまっている。大学ポートレート運営会議を中心に、利便性向上や機能充実にとどまらず、新たな活用方法の開拓等、抜本的な取組を進めることが望まれる」という意見については、進学希望者や高校教員等に直接訴求する広報を目指し、文部科学省ウェブサイトの高等教育関連施策のページに大学ポートレートへのリンクの掲載を依頼したほか、過去に行っていない取組（動画公開、リスティング広告）を実施した。今後も広報の改善に努めるとともに、ステークホルダーから意見を聴取し、大学ポートレート運営会議での検討を行う。
また、大学ポートレートウェブサイトの年間アクセス件数については、従来の取組に加え、アクセス状況の詳細な分析を行い、その結果を踏まえて主に高校生のユーザビリティを上げる方策を検討する。

＜補助評定に至った理由＞
中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞
大学ポートレートについては、Web 広告やチラシの配布等による広報活動が実施されているものの、前中期目標期間平均値よりアクセス数が低く、利用者の視認性や利便性に課題がある。
大学ポートレート運営会議を中心に、利便性向上や機能充実にとどまらず、新たな活用方法の開拓等、抜本的な取組を進めることが望まれる。

＜その他事項＞
―

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>に総合的な探究の授業に関するページに大学ポートレートへのリンクを設置した。

○　新たな取組として、令和６年 12 月に、大学ポートレートの特徴や使い方を短くまとめた広報動画を YouTube にて公開した。また、令和６年 12 月から令和７年２月に、リスティング広告（大学に関する検索を行った際の検索結果に大学ポートレートの広告文とリンクを表示する Web 広告）を掲載した。

【大学等に対する情報提供・利便性向上の取組】
○　令和７年１月に「Annual Report」2024 年版を作成し、全ての国立大学、公立大学、公立短期大学、株式会社立大学へ送付した。

○　「国公立大学情報活用サイト」において、大学ポートレートへ参加している国公立大学、公立短期大学を対象として以下の取組を実施した。
・　令和６年度分のデータを追加した「大学基本情報分析レポート 2024」及び「公立大学実態調査分析レポート 2024」を公開した。
・　大学基本情報分析レポートの作成に使用したデータセットを希望する大学に提供した。

○　国公立大学、公立短期大学を対象として「大学基本情報分析レポート説明会」を開催し、大学ポートレート不参加の３校を含む 88 校から参加があった。

４　大学ポートレートの運営費交付金削減方策の検討
○　第４期中期目標期間の実績額を踏まえ、第５期中期目標期間における投入可能額を把握した。投入可能額を踏まえ、システム改修事項の精査等を行い外部事業者に委託して実施する事項を厳選した。</td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>（１）④評価機関との連携

＜主な定量的指標＞
４－１－４　評価機関と連携して実施した取組の実施状況（会議開催実績等を参考に判断）

＜その他の指標＞
―

＜評価の視点＞
４－１－４　評価機関と連携し、認証評価の改善・充実等に取り組んだか、会議開催実績、研修の実績や成果物等を参考に判断する。</td>
<td>（１）④評価機関との連携

＜主要な業務実績＞
○　令和６年４月 24 日に認証評価機関連絡協議会主催による「令和６年度認証評価機関連絡協議会評価担当職員研修」を開催した。同研修では、オンラインと対面のハイブリッド形式で初任者向け講演、経験者向け講演及び文部科学省担当者による講演、対面形式でグループディスカッションを実施した。研修終了後のアンケート結果は以下のとおり。
参加者数：117 人

＜アンケート結果、回答率＞
<table><tr><th>項　目</th><th>（５段階評価の平均値）</th></tr><tr><td>研修の必要性</td><td>4.64</td></tr><tr><td>講演内容の今後の業務への有用度</td><td>4.59</td></tr><tr><td>研修全体の満足度</td><td>4.05</td></tr></table>
○　令和６年４月に認証評価機関連絡協議会のウェブサイトにおいて、令和５年度における各認証評価機関の評価結果及び評価を受けた大学等の優れた点を取りまとめた資料を公表するとともに、文部科学省記者クラブにプレス発表を実施した。また、トップページを利用者が見やすいデザインに変更し、日本語サイトにある評価結果の検索機能を英語サイトにも追加するなどウェブサイトの改善・充実を図り、10 月に公開した。

【認証評価機関連絡協議会ウェブサイト】
https://jnceaa.jp/</td>
<td>（１）④評価機関との連携

＜評定と根拠＞

補助評定：B

「評価機関との連携」について、年度計画に沿って着実に実施した。
令和６年４月に評価担当職員研修をオンラインにより実施した。研修については、終了後のアンケートにおいて全体として高い満足度等が示された。
認証評価機関連絡協議会や機関別認証評価制度に関する連絡会においては、認証評価の円滑な実施に向けた連絡調整や各機関が実施している評価についての情報交換、各機関が抱える課題の共有を行った。

加えて、新たに同連絡会の下に、各評価機関が行う評価の更なる質的向上を図るため、「機関別認証評価の実施方法等に関する研究会」を立ち上げ、評価実務者間の情報交換を積極的に行った。
また、認証評価機関連絡協議会のウェブサイトにおいて、令和５年度における各認</td>
<td>（１）④評価機関との連携

補助評定：B

＜補助評定に至った理由＞
中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞
－

＜その他事項＞
－</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>○　認証評価機関連絡協議会及び同ワーキンググループを開催し、認証評価機関の質保証の更なる充実に資する取組推進のため、他機関が行う評価の実務等への陪席の実施可能性等について意見交換を実施した。また、令和７年度評価担当職員研修について、より参加者が望む研修となるよう、機関別認証評価機関の若手職員による検討グループにおいて研修の企画・立案を実施した。さらに、協議会の下に設置するワーキンググループにおいて、各機関が共通で用いる認証評価共通基礎データ様式について協議を行い、様式を確定後、各機関に提供し、大学ポートレート（国公立版）から出力できるよう対応予定である。
<table>
<tr><th></th><th>開催時期</th><th>審議内容</th></tr>
<tr><td>協議会（第 31 回）</td><td>令和６年９月
（ｵﾝﾗｲﾝ開催）</td><td>令和７年度評価担当職員研修の実施（案）、認証評価機関の質保証の更なる充実に資する取組等</td></tr>
<tr><td>協議会ﾜｰｷﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟ
（第 24 回）</td><td>令和７年１月
（ｵﾝﾗｲﾝ開催）</td><td>令和７年度評価担当職員研修の企画書（案）・実施要項（案）等</td></tr>
<tr><td>協議会（第 32 回）</td><td>令和７年３月
（ｵﾝﾗｲﾝ開催）</td><td>令和７年度評価担当職員研修の企画書（案）・実施要項（案）等</td></tr>
</table>
○　大学基準協会、日本高等教育評価機構、大学・短期大学基準協会及び大学教育質保証・評価センターとの５機関で構成する機関別認証評価制度に関する連絡会を３回開催した。
同連絡会において、認証評価の円滑な実施に向けた連絡調整や各機関が実施している評価についての情報交換、各機関が抱える課題の共有等を実施した。加えて、新たに同連絡会の下に、各評価機関が行う評価の更なる質的向上を図るため、「機関別認証評価の実施方法等に関する研究会」を立ち上げ、２回開催し、実務者レベルで各機関別認証評価機関における評価実務の取組状況について共有し、課題等について意見交換を行った。
<table>
<tr><th></th><th>開催時期</th><th>審議内容</th></tr>
<tr><td>連絡会
（第１回）</td><td>令和６年５月
（ｵﾝﾗｲﾝ開催）</td><td>各機関からの現状報告等</td></tr>
<tr><td>連絡会
（第２回）</td><td>令和６年９月
（ｵﾝﾗｲﾝ開催）</td><td>各機関からの現状報告等、機関別認証評価の実施方法に関する意見交換</td></tr>
<tr><td>研究会
（第１回）</td><td>令和６年 12 月
（対面開催）</td><td>研究会の運営方法、実施方法等に関する意見交換等</td></tr>
<tr><td>連絡会
（第３回）</td><td>令和７年２月
（ｵﾝﾗｲﾝ開催）</td><td>各機関からの現状報告等</td></tr>
<tr><td>研究会
（第２回）</td><td>令和７年２月
（対面開催）</td><td>実施方法等に関する意見交換、今後の意見交換のテーマ等</td></tr>
</table>
</td>
<td>証評価機関の評価結果を公表した。

以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「B」とした。

＜課題と対応＞
前年度評価における「大学ポートレートと、認証評価における情報公表に係る評価との有機的な連携・連動方策について、認証評価機関連絡協議会等の場を活用して検討を進めていただきたい。」という意見については、同協議会及びその下に置かれるワーキンググループにおいて、大学分科会の答申等を踏まえて、大学ポートレートとの連携を含めて、課題や改善策について協議を行い、認証評価の改善を図っていく。</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>（２）①国際的な質保証活動への参画

＜主な定量的指標＞
―

＜その他の指標＞
４－２－１　国際的な質保証活動への参画及び情報提供の状況（交流実績や成果等を参考に判断）</td>
<td>（２）①国際的な質保証活動への参画

＜主要な業務実績＞

1　諸外国の質保証機関との連携
○　機構と覚書を締結している海外の質保証機関との間で、主催イベントでの講演・発表や個別のミーティング、現地調査等の各種の連携活動を通じて、機構を含む日本及び各国の高等教育質保証の最新動向に関する情報交換を行うとともに相互理解を深め、国際的な連携強化を推進した。

○　中国教育部教育質評価センター（EQEA）、香港学術及職業資歴評審局（HKCAAVQ）の各機関との間で、質保証分野における連携のための覚書を更新した（令和７年２月、３月）。</td>
<td>（２）①国際的な質保証活動への参画

＜評定と根拠＞

補助評定：B

「国際的な質保証活動への参画」について、年度計画に沿って着実に実施した。
諸外国の質保証機関との連携及び国際的な質保証ネットワークにおいて、主催会合での登壇を複数回行うなど情報交換・連携活動を積極的に行った。</td>
<td>（２）①国際的な質保証活動への参画

補助評定：B

＜補助評定に至った理由＞
中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞
―

＜その他事項＞
―</td>
</tr>
</table>

＜評価の視点＞
４－２－１　国際的な質保証活動に積極的に取り組んだか、諸外国の質保証機関等との交流実績や成果物等を参考に判断する。

○　機構が主導する国際質保証制度設計業務では、中国、韓国、マレーシア、インドネシア、タイ等の質保証機関との間で多国間連携を展開した。（詳細（２）－①－４参照）

＜諸外国の質保証機関との主な連携実績＞

機関名	内容等
英国高等教育質保証機構（QAA）	QAA 国際パートナーフォーラムへの参加（令和６年５月・オンライン）
	QAA年次会合での発表（９月・オンライン）
	大学質保証フォーラムでのQAA機構長の招へい講演、英国の質保証制度等に関するQAA機構長との懇談会（10月・東京）
フランス研究・高等教育評価高等審議会（Hcéres）等	INQAAHEフォーラム2024での各国の質保証動向に関する情報交換、懇談（６月・ルーマニア）
	INQAAHE2025隔年総会での共同発表等に向けたHcéresとの協議（11～12月、令和７年１～２月・オンライン）
オランダ・フランダースアクレディテーション機構（NVAO）等	欧州における国際共同教育プログラムの質保証に関する現地調査（令和７年３月・オランダ）
台湾高等教育評鑑中心基金会（HEEACT）	HEEACTによる高等教育質保証の包摂性・公正性に関するヒアリングへの参加（令和６年11月・オンライン）
マレーシア資格機構（MQA）	今後の連携に関する協議（令和６年６月・東京）
	MQAインターンシップへの参加（令和６年９月・マレーシア）
	MQA国際会議2024でのパネリスト招へい登壇（令和６年11月・マレーシア）

２　国際的な質保証ネットワークへの参画

○　機構が加盟する国際的な質保証ネットワークにおいては、年次会合での機構の取組に関する発表、アンケート調査への回答、会報への機構の取組の投稿等によりネットワーク活動に積極的に参画し、日本及び各国の質保証に関する知見の共有を推進した。

＜国際的な質保証ネットワークにおける主な活動実績＞

ネットワーク名	内容等
高等教育質保証機関の国際ネットワーク（INQAAHE）	INQAAHEフォーラム2024への参加（令和６年６月・ルーマニア）
	INQAAHE2024-2025キャパシティ・ビルディング・プロジェクト応募（令和６年12月）
	INQAAHE会報等への機構の取組の投稿
アジア太平洋質保証ネットワーク（APQN）	評価及び質保証機関におけるAIの活用に関するアンケート回答（令和６年９月）
高等教育アクレディテーション協議会国際質グループ（CIQG）	CHEA・CIQG2025年次会合での分科会登壇（令和７年１月・米国）

３　諸外国の質保証動向に関する国内外への情報提供

○　ウェブサイトを通じた国内向け情報提供として、諸外国の質保証機関との連携や個別の情報収集を通じて得た各国の高等教育質保証動向について、日本語で作成した記事55件を特設サイト「QA UPDATES」に掲載した。

また、特設サイトやメールマガジン、大学質保証フォーラム等の各種の手段により、諸外国の質保証動向に関する国内外への情報提供を行った。大学質保証フォーラムについては参加者から好意的な意見が多く寄せられるなど一定の満足度を得ることができた。

国際質保証制度設計業務については大学コンソーシアムへの聞き取り調査や有識者会議等、共通質保証基準づくりを着実に実施するとともに、その過程で中国・韓国・ASEAN 諸国の質保証機関との連携を深めた。

以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「B」とした。

＜課題と対応＞

前年度評価における「国際質保証制度設計業務における共通質保証基準づくりについては、アジアの大学に幅広く活用される基準となるよう、日中韓の連携に加え、ASEAN 諸国のカウンターパート機関等との意見交換を十分に行うことが期待される。」という意見については、マレーシア・インドネシア・タイ・ラオスの各質保証機関等との間で、共通質保証基準に関する意見交換を実施し、基準づくりへの賛同を得るとともに、ASEAN 諸国の事情を踏まえた具体的な示唆を得ることができたところであるが、今後も本基準の成果発信等の場面で必要に応じ連携を図る予定である。

また、「ASEAN+3 高等教育の流動性・質保証に関するワーキング・グループ（APTWG）に引き続き参加し、加盟国の質保証機関を主導する取組を展開することが期待される。」という意見については、今後も引き続き APTWG の活動に参加し、ASEAN+3（ASEAN10 か国及び日本・中国・韓国）諸国の質保証機関間の連携強化に貢献してまいりたい。

【高等教育質保証の海外動向発信サイト QA UPDATES】
https://qaupdates.niad.ac.jp/

○　これらの記事を国内の高等教育関係者に広く周知するため、メールマガジン「海外高等教育質保証動向ニュース」を毎月配信した。年間の配信回数は15回、登録者数は2,769人（令和６年度末時点）である。外部の広報誌・メーリングリストにも広報記事を定期的に掲載した。

○　令和６年度大学質保証フォーラム「質保証の地殻変動―英国の最新動向から学ぶ」を評価事業部国際課と研究開発部が協働して企画した。英国QAAから講演者を招へいし、令和６年10月にオンライン及び会場のハイブリッドで開催した。入念な準備と幅広い周知活動により、国内外から365人の参加があった。参加者アンケートでは、回答者の約82%から「とても良かった」「良かった」との好意的な回答があった（※）。
※　満足度は５段階で調査。回答数148件。

【令和６年度大学質保証フォーラム専用ウェブページ】
https://www.niad.ac.jp/consolidation/international/forum/

○　日本の高等教育・質保証制度等に関する用語を日英２か国語で解説した「高等教育に関する質保証関係用語集」のオンライン版について、関係の最新動向等を踏まえて新たに５項目を収録するとともに、既存の35項目の用語解説を更新した。
【高等教育に関する質保証関係用語集オンライン版（大学質保証ポータル内）】
https://niadqe.jp/glossary/

４　国際質保証制度設計業務

○　評価事業部国際課と研究開発部が協働して、文部科学省「大学の世界展開力強化事業（国際質保証制度設計業務）」の補助事業者として、アジアにおける質の保証を伴った大学間交流・学生交流の活発化に寄与するための共通質保証基準づくりを実施した。

○　具体的には、本業務の主要な連携機関である中国EQEA・韓国大学教育協議会（KCUE）との間で、令和６年４月にオンラインミーティングを開催し、共通質保証基準案及び採択大学コンソーシアムに対する聞き取り調査の実施計画について協議した。

○　令和６年７月に「キャンパス・アジア」採択大学コンソーシアムに対し、聞き取り調査への参加希望照会を行い、中国・韓国の質保証機関等との調整を経て９月に調査対象コンソーシアム（４件）を決定した。コンソーシアムによる事前調査票作成、日中韓等各国の有識者による調査票等の事前確認を経て、11～12月に聞き取り調査（オンライン）を実施した。ASEAN諸国（マレーシア及びラオス）の質保証機関関係者も陪席した。聞き取り調査後は、有識者からの所見を基に各コンソーシアムへの調査結果案を作成した。

○　ASEAN諸国（令和６年９月：マレーシア、令和６年11月：インドネシア・タイ・ラオス）の各質保証機関等との間で、共通質保証基準に関する意見交換（対面又はオンラインミーティング）を実施した。

○　令和６年９～11月に「令和元年度大学の世界展開力強化事業（日-EU戦略的高等教育連携支援）」採択大学３校を対象に共通質保証基準案に関するオンラインアンケート調査を実施した。収集した意見を、共通質保証基準のアジアの枠を超えた通用性の議論に活用した。

○　令和７年２月に「国際質保証制度設計に関する有識者会議」を開催し、聞き取り調査結果等を踏まえた共通質保証基準の最終案等について協議した。

		○　令和７年２月に第８回日中韓大学間交流・連携推進会議に出席し、共通質保証基準策定の取組状況を報告するとともに、キャンパス・アジアの今後の展開に関する議論に参画した。 ○　業務の実施状況や国際共同教育関連の動向を、専用ウェブサイト（日本語・英語）を通じて国内外に広く発信した。 **【キャンパス・アジア共通質保証プロジェクトウェブサイト】** https://qacampusasia.niad.ac.jp/		
	（２）②学位等高等教育資格の承認に関する情報提供 ＜主な定量的指標＞ ― ＜その他の指標＞ ４－２－２　高等教育の資格の承認の推進に資するための情報の収集、整理、提供の状況（提供情報の利用状況等を参考に判断） ＜評価の視点＞ ４－２－２　高等教育の資格の承認の推進に資するため、必要な情報を収集・整理し、適切な方法で提供したか、情報提供の件数、ウェブサイトのアクセス件数、セミナー参加者数等を参考に判断する。	（２）②学位等高等教育資格の承認に関する情報提供 ＜主要な業務実績＞ **1　日本の高等教育制度等に関する調査・情報提供** ○　高等教育資格承認情報センター（NIC-Japan）ウェブサイトに掲載している日本の高等教育機関（大学・高等専門学校・専門学校・省庁大学校）の一覧について、最新版を掲載するとともに、次年度の更新に向けて関係機関への調査・情報収集を実施した。 ○　海外の国内情報センター（NIC）等から寄せられる日本の教育制度・高等教育資格に関する問合せについては、必要な調査を行い随時回答した。 ○　アジア太平洋地域のNICネットワーク（APNNIC）会合への参画、ポータルサイトへの情報提供を通じて、日本の教育制度等について国際的に発信した。 ○　高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）を踏まえ、調査対象国（韓国・中国・ベトナム・タイ・ネパール）における専門学校修了資格（専門士・高度専門士）の評定・承認、専門学校留学生の理解について、現状と課題、改善の方向性を整理し、令和７年３月に報告書を完成した。 **2　外国の高等教育制度等に関する情報収集・提供** ○　関係各国のNIC等のウェブサイトや国際会議への参加を通じて、外国の教育制度・高等教育資格等に関する最新動向を収集し、NIC-Japanウェブサイトを通じて国内外の高等教育関係者に提供した。 ○　特に、令和５年３月に発効した高等教育の資格の承認に関する世界規約の締約国が順次増加しており、それに合わせて当該国の教育制度や高等教育機関一覧のリンク集を整備した。令和６年度末時点で52か国・地域のリンク集をウェブサイトに掲載した。 ○　令和６年３月に刊行した「中国の高等教育・質保証システムの概要（第２版）」について、ウェブサイトやメールマガジン等による周知に加え、国内の大学及び関係機関への訪問を通じて紹介した。 **【中国の高等教育・質保証システムの概要（第２版）掲載ページ】** https://www.niad.ac.jp/consolidation/international/publish/package.html ○　令和７年の新規刊行を目指し作成中の「インドの高等教育・質保証システムの概要」の先行版として「ブリーフィング資料：インドの高等教育・質保証制度」を取りまとめ、令和７年３月に完成した。 ○　「ブリーフィング資料：台湾高等教育の質保証」の見直しを行い、令和７年３月に改訂版の最終稿案を完成した。	（２）②学位等高等教育資格の承認に関する情報提供 ＜評定と根拠＞ 補助評定：B 「学位等高等教育資格の承認に関する情報提供」について、年度計画に沿って着実に実施した。 ウェブサイト発信、国際会議での発表、セミナーシリーズの開催等により、高等教育の資格の承認に関する諸規約に基づく日本の NIC として不可欠な国内外の高等教育制度等の情報提供を着実に実施した。 また、APNNIC の諸活動を通じて国際的な資格承認に関する議論に積極的に参画するとともに、海外の NIC との個別のミーティング等により NIC 間の連携を深めた。 以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「B」とした。 ＜課題と対応＞ ウェブサイトの継続的な更新、NIC-Japan セミナーシリーズの開催を通じた情報提供活動のほか、留学生を多く受け入れている大学への直接訪問等を通じて今後も国内大学等に NIC-Japan 及びその活動について周知を続けていく予定である。	（２）②学位等高等教育資格の承認に関する情報提供 補助評定：B ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ― ＜その他事項＞ ―

○　主に国内の高等教育関係者から寄せられる外国の教育制度・高等教育資格に関する問合せについては、必要な調査を行い随時回答した。

○　国内の高等教育関係者を主な対象としたNIC-Japanセミナーシリーズをオンラインで開催した。

<NIC-Japanセミナーシリーズ開催実績>

	開催年月	対象国・テーマ	参加人数
第１回	令和６年９月	ベトナムの教育制度・外国資格承認	171人
第２回	令和６年12月	インドの教育制度・高等教育資格	189人

３　海外のNIC等との連携

○　東京規約締約国委員会議長団の第一副議長国におけるNICとして会合に参加した（７回)。東京規約のネットワーク充実や拡大に向けた議論に参画し、国際的な連携強化を推進した。

○　令和６年７月、中国のNICの一つである中国教育部留学サービスセンター（CSCSE）との対面ミーティングを行い、資格承認に関する業務等についての情報交換等を実施した。

○　令和６年12月、オンラインにて開催された第４回APNNIC会合に日本のNICとして参加し、アジア太平洋地域の資格承認を巡る議論に参画した。

○　令和７年２月、イタリア学術移動・同等性情報センター（CIMEA）との間で、資格承認の分野における連携のための覚書を更新した。

○　令和７年３月、オランダのNICであるオランダ高等教育国際協力機構(Nuffic)との対面ミーティングを行い、資格承認及び情報提供に関する業務等についての情報交換等を実施した。

４　NIC-Japanの周知活動・ウェブサイト運営

○　国内外へのNIC-Japanの周知活動として、日本学生支援機構（JASSO）主催の日本留学フェア（アジア各国及びオンライン）や外国人学生のための進学説明会においてNIC-Japan紹介スライドの提供等、様々な機会を活用して実施した。

○　国内の複数の大学を訪問し、国際関連業務・入試業務の担当者へのNIC-Japanの業務紹介・ネットワーキングを実施した。

○　NIC-Japanウェブサイトにおいて、国内外の高等教育制度等に関する情報のほか、セミナーシリーズの講演資料・講演動画、活動ニュース、Q&A等の各種情報を随時掲載・更新した。また、高等教育機関一覧の検索画面に説明を加え、ユーザー目線でサイトの利便性向上に努めた。

○　NIC-Japanウェブサイトの年間アクセス件数は218,909件、うち国内からのアクセスは約64%、海外からのアクセスは約36%となっている。

４．その他参考情報
特になし

1．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－５	５　調査研究 （１）大学等の改革の支援に関する調査研究 （２）学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究 （３）大学等の改革支援及び学位授与に係る情報処理に関する調査研究		
業務に関連する政策・施策	政策目標４ 個性が輝く高等教育の振興 施策目標４－１ 大学などにおける教育研究の質の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第 16 条第１項第５号
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001581

2．主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報									② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等		達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
（１）大学等の改革の支援に関する調査研究														
機構の事業への成果の活用	事業への成果の移転（事業実施・検証資料等）	５年間合計 15 件	－	１件					予算額（千円）	406,084				
	事業関連説明会等における情報提供	５年間合計 219 件	－	40 件					決算額（千円）	313,464				
	事業協働研修会等における情報提供	５年間合計 38 件	－	９件					経常費用（千円）	318,530				
社会への成果の提供・公表	学術論文等	５年間合計 40 編	－	16 編					経常利益（千円）	74				
	学会発表等	５年間合計 30 件	－	17 件					行政コスト（千円）	341,407				
	研究会・研修会等における講演・発表等	５年間合計 52 件	－	24 件					従事人員数（人）	16.3(2)				
	報告書等	５年間合計 ８編	－	２編										
（２）学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究														
機構の事業への成果の活用	事業への成果の移転（事業実施・検証資料等）	５年間合計 54 件	－	18 件										
	事業関連説明会等における情報提供	５年間合計 24 件	－	７件										
	事業協働研修会等における情報提供	５年間合計 ６件	－	０件										
社会への成果の提供・	学術論文等	５年間合計 19 編	－	３編										

	公表	学会発表等	５年間合計 40 件	－	７件											
		研究会・研修会等における講演・発表等	５年間合計 20 件	－	５件											
		報告書等	５年間合計 ４編	－	０編											
	（３）大学等の改革支援及び学位授与に係る情報処理に関する調査研究															
	機構の事業への成果の活用	事業への成果の移転（事業実施・検証資料等）	５年間合計 10 件	－	２件											
		事業関連説明会等における情報提供	５年間合計 ５件	－	１件											
		事業協働研修会等における情報提供	５年間合計 10 件	－	２件											
	社会への成果の提供・公表	学術論文等	５年間合計 ５編	－	４編											
		学会発表等	５年間合計 25 件	－	12 件											
		研究会・研修会等における講演・発表等	５年間合計 20 件	－	４件											

注）従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	B
		＜評定と根拠＞ 評定：B 令和６年度における「５ 調査研究」の実施状況について、各項目の評定を考慮した結果、当該項目全体で、所期の目標を達成したと判断し、評定を「B」とした。	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －	
（１）大学等の改革の支援に関する調査研究 ＜主な定量的指標＞ ５－２　社会への調査研究の成果の提供・公表状況 ＜その他の指標＞ ５－１　機構が行う事業への調査研究の成果の活用状況	（１）大学等の改革の支援に関する調査研究 ＜主要な業務実績＞ **①　大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究** **①－１　国立大学法人の意思決定支援に関する調査研究** ○　大学連携・支援部と研究開発部の連携の下、「大学経営手法に関する共同プロジェクト」を実施した。研究活動のインプットとアウトプットを対照させてパフォーマンスを定期的に確認するモデル（「研究パフォーマンス確認モデル」）について、プロジェクトに参加する２大学からデータを入手し、同モデルを用いて研究分野別のパフォーマンスの分析を行い、意見交換会にて現状での成果を確認した。	（１）大学等の改革の支援に関する調査研究 ＜評定と根拠＞ 補助評定：B 「大学等の改革の支援に関する調査研究」について、年度計画に沿って着実に実施した。	（１）大学等の改革の支援に関する調査研究 補助評定：B ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞	

	＜評価の視点＞ ５－１　調査研究の成果が機構が行う各事業に反映され、各事業の改善に活用されたか、各事業への活用状況及び各事業担当部課との連携状況等を参考に判断する。 ５－２　調査研究の成果が社会に提供・公表されたか、関連学協会及び機構の学術誌、研究会・研修会等を通じた公表実績を参考に判断する。	○　Web上のBIツールとして開発した、国立大学法人の財務情報と教育研究情報の連携・分析ツール、及び分析指標開発支援ツールについて、「国立大学法人の財務に関する勉強会」（大学連携・支援部主催）にて国立大学法人の財務担当者向けに報告した。 ○　『国立大学法人の財務』（下記①－２参照）所収の財務分析指標データの有効活用を促すためにWeb API化を実施した。 ○　国立大学法人における教育活動の評価と意思決定に資する研究として、学生の自律的動機づけ支援に関する研究を実施した。 **①－２　国立大学法人を主対象とした財務経営に関する調査研究** ○　大学連携・支援部と研究開発部の連携の下で実施している『国立大学法人の財務』刊行事業において、国立大学法人の令和５年度決算財務諸表の分析を行い、その結果を執筆・掲載した。 ○　国立大学協会の研究プロジェクト「法人化20年　国立大学法人化の検証」に参加し、法人化後20年間の財務状況の変化について分析を行った。 ○　大学の財務・経営に関する有識者を招いて「大学改革支援研究会」を７回開催し、本調査研究の遂行に役立つ知見を継続的に収集した。この研究会の講演録と本調査研究のテーマ別論考、及び下記の「地方国立大学の経営課題に関するインタビュー調査」の成果を掲載した報告書を刊行した。 ○　地方国立大学の経営課題に関するインタビュー調査を、７大学を対象として実施した。調査結果について分析し、上記報告書に掲載した。 ○　政府・大学間及び大学内部におけるNPM（新公共経営）的なマネジメント体制の浸透度について、国際比較を行うための海外文献調査を実施した。 **②　大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究** **②－１　我が国の大学評価システムの新たな在り方の検討** ○　評価事業部評価企画課国立大学評価室と研究開発部の協働の下で、国立大学法人評価の中期目標の達成状況の評価及び、現況分析に資する分野別教育研究基準の策定、評価支援のためのデータ・指標の可視化のための分析を実施した。令和４年度に実施した評価に係る具体的な事例を蓄積し、分析を実施した。結果は、国立大学教育研究評価委員会、委員会ワーキンググループにおける第４期国立大学法人評価の評価方法の設計に反映した。 ○　評価事業部評価支援課と研究開発部の協働の下で、大学機関別認証評価について、内部質保証をはじめとした研究教育活動等の評価に係る具体的な事例を蓄積し、分析を実施した。結果は、令和７年度以降の第３巡目の認証評価の実施と第４巡目の認証評価の基準、分析項目の策定、及び令和６年度認証評価機関連絡協議会認証評価担当職員研修、各種認証評価の説明会・研修会、評価担当者研修会等において活用した。 ○　評価に関する負担軽減へ向け、「評価疲れ」を引き起こす要因の解明と解決へ向けた検討を実施した。評価の現場での活用可能性を考慮し、項目数を減らしたより簡便な尺度の作成のため、２時点の調査（１回目500人程度、２回目100人程度）を評価に従事した経験のある者を対象として実施した。	計画に沿った調査研究活動を行い、成果を業務に移転しその向上に貢献するとともに、学術的に意義のある成果を学術論文等によって公表した。 以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「Ｂ」とした。 ＜課題と対応＞ 前年度評価における「調査研究の成果等の管理や、法人文書の正確性を担保するための組織的な取組を徹底する。」という意見については、業務実績報告書作成の過程で実績をリスト化するとともに、調査研究課題ごとの主担当教員が中心となって、調査研究の成果等の適切な管理を徹底している。また、文書事務について、事実誤認等に基づく不正確な記載がないように、職員に対して文書による注意喚起を定期的に実施するなど、法人文書の正確性を担保するために組織的な取組を徹底している。	－ ＜その他事項＞ －

○　これまでの研究開発評価で云われてきた評価のあるべき状況の３つ、「支援的」、「非排除・双方向的」、「明示的」を踏まえた「評価疲れ」解決法について構想し、研究成果について講演を行った。また、文部科学省主催の令和６年度研究開発評価人材育成研修において、評価疲れや研究評価の手法に関する研究成果の報告を行った。

②－２　機構が実施する評価事業の有効性に関する調査研究

○　評価事業部評価企画課国立大学評価室と研究開発部の協働の下で、法人及び評価者を対象とした第３期国立大学法人評価の検証アンケート結果の分析を通じて、評価の適切性を検証した。

○　第１期から第３期までのアンケートに対する法人の回答の経年的な推移や、大学の属性別について統計的な比較分析を実施した。

○　上記２つの結果は国立大学教育研究評価委員会及び同ワーキンググループの参考資料として、第４期国立大学法人評価の評価方法の設計へ向け活用し、かつ国際会議等で公表した。

○　評価事業部評価企画課及び評価支援課と研究開発部の協働の下で、令和５年度に実施した認証評価への意見聴取のアンケート調査を、大学機関別認証評価（対象校４校）、高等専門学校機関別認証評価（対象校３校）、法科大学院認証評価（対象校11校）及び各評価者を対象として遂行した。その回答傾向を分析するとともに、意見聴取における自由回答として寄せられた意見に対する対応状況を確認し、機構における業務改善への資料として提供した。

○　第３巡目の認証評価の根拠資料として大学が提出した、個々の大学による卒業生の就職先の企業を対象としたアンケート（85大学、令和元年度から令和５年度までに実施）についてメタ分析を実施した。社会が高等教育に期待するニーズとしての学習成果を重視する立場から、卒業生の就職先の企業がどのような能力を求め、またその能力に満足しているかに着目し、第２巡目の認証評価における記載内容との比較も実施した。得られた知見は国際会議にて発表した。

○　評価の面談時に非言語情報が与える影響として、模擬的な面談場面を想定した実験を行い、AIを用いて顔表情の動作解析及び言語情報との関連を分析した。被評価者の特定の表情と面接者の評定値に相関が見られ、また、評価者の性差によっても評定値に差が見られる等の結果を学会発表等で公表した。

②－３　高等教育の質保証に係る国内外の状況変化等に関する調査研究

○　評価事業部評価企画課と研究開発部の協働の下で、高等教育機関教職員向けの「質保証人材育成セミナー」を年３回開催した。実践性だけでなく中長期的な展開も視野に入れ大学経営全般の質向上を想定し、「内部質保証実務」、「評価疲れ・解決編」、「DEI（多様性（Diversity）、公平性（Equity）、包摂性（Inclusion））対応を考える」の３つのテーマで実施し、研究開発部教員が講師を務めた。
https://www.niad.ac.jp/event/event2024/qehrd8.html
https://www.niad.ac.jp/event/event2024/qehrd9.html
https://www.niad.ac.jp/event/event2025/qehrd10.html

○　大学の自己評価能力の向上へ向け、大学評価・IR 担当者集会において、評価・IR 担当者のための「ロジックモデル・評価指標」策定演習を実施した。大学の計画立案、進行管理の担当者と協働の上、当プロジェクトの研究成果をもとに研修コンテンツを作成し全国の大学等の評価、計画進行管理の担当者に提供した。

		○　高等教育と職業教育、生涯学習の接続に向けて、「横断的質保証研究会」での調査結果をもとに、社会実装に向けて各ステークホルダーとのコミュニティに参加し、報告書作成に向けた準備を行った。国内学術誌への論考の掲載や講演を行い、書籍の出版準備を行った。 ○　大学の国際化評価に係る国際比較調査を進め、文部科学省の委託研究のアドバイザーとして、各国へのヒアリング調査及び事例分析を実施し、報告書の修正作業を行った。また、大学のデジタル証明書の評価に関連し、文部科学省の委託研究のアドバイザーとして調査設計に関わり、報告書の最終確認を行った。 ○　性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進に関する知見を、内閣府からの問い合わせに応じて提供した。上記「質保証人材育成セミナー」の開催を通じての基礎知識の提供にとどまらず、DEI に関する学術的知見を、教育運営との接点を考慮して社会に提供した。 ○　評価事業部国際課と研究開発部の協働の下で、機構の機関別認証評価（評価基準や評価委員の構成等）におけるDEIの実態について、台湾高等教育評鑑中心基金会（HEEACT: Higher Education Evaluation and Accreditation Council of Taiwan）からの依頼によるヒアリング対応及び意見交換を行った。また、HEEACTが開催した高等教育の質保証に関するワークショップにおいて招待講演を行い、日本と台湾における大学評価及び資格枠組みの現状と課題について情報を交換した。 **③　調査研究成果の活用と社会への提供** ○　調査研究の成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表した。 ○　機構内外から論文等投稿を受け付け、大学評価、学位、及びマネジメントを軸にした大学改革に関する査読付きの学術誌『大学改革・学位研究』第26号を編集・刊行し、科学技術振興機構の「J-STAGE」を通じて論文３編、研究ノート・資料４編を社会に提供・公表した。 ○　各研究者の研究業績等を科学技術振興機構の「researchmap」サービスを利用して公表するほか、機構ウェブサイト等により研究成果を公表した。		
	（２）学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究 ＜主な定量的指標＞ ５－２　社会への調査研究の成果の提供・公表状況 ＜その他の指標＞ ５－１　機構が行う事業への調査研究の成果の活用状況 ＜評価の視点＞ ５－１　調査研究の成果が機構が行う各事業に反映され、各事業の改善に活用されたか、各事業への活用状況及び各事業担当部課との連携状況等を参考に判断する。	（２）学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究 ＜主要な業務実績＞ **①　学位の要件となる学習の成果の評価と学位等の承認に関する調査研究** **①－１　学位の要件となる学習の体系性と学習の成果の評価に関する調査研究** ○　大学の学修修了証明である「学位」を切り口に、大学の機能別分化と学位、学術学位と職業（専門職）学位及び各々の学修要件の差異等について検討する研究会を外部研究者と組織して５回開催し、諸外国（米仏独中韓）の状況に関する比較研究を実施した。 **①－２　学位等高等教育資格の国際的な承認に関する調査研究** ○　全国の大学の担当部署を対象に「外国での学修歴を有する者（外国出身志願者）の出願資格審査に関する調査」を実施し、大学における出願資格審査の実態と課題を分析した。さらに、その成果を国際会議等で発表した。 ○　諸外国の全国資格枠組みに関する文献調査を継続的に実施し、我が国における教育資格枠組みの開発に資する知見を整理した。	（２）学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究 ＜評定と根拠＞ 補助評定：B 「学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究」について、年度計画に沿って着実に実施した。 計画に沿った調査研究活動を行い、成果を業務に移転しその向上に貢献するとともに、学術的に意義のある成果を学術論文等によって公表した。 以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「B」とした。	（２）学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究 補助評定：B ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

	５－２　調査研究の成果が社会に提供・公表されたか、関連学協会及び機構の学術誌、研究会・研修会等を通じた公表実績を参考に判断する。	○　我が国の教育資格枠組みの構成について、文部科学省と協議を継続し、文部科学省による高等教育関係の諸団体との折衝に資する知見を提供した。また、我が国の教育資格枠組みに関する中央教育審議会での議論のための知見と資料を提供した。 ①－３　機構の学位授与事業に関わる諸外国の教育制度調査 ○　当機構の学位授与制度への申請資格の確認のために以下の各国の教育制度の調査を行い、照会者に回答した。 ・　ネパール１件、米国１件、中国５件、モンゴル６件。 ②　機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究 ②－１　学士の学位取得をめざす申請者の利便性と制度の認知度向上 ○　管理部学位審査課と研究開発部の連携の下、ウェブサイト上に学位取得を目指す申請者への案内を分かりやすくするバナーとフローチャートを作成し、ウェブサイトの視認性を改善した。　https://www.niad.ac.jp/n_gakui/tsumiage/get_degree/ ○　機構が行う学位授与に関するディプロマ・ポリシーの策定に向けて、国内外の事例を調査し、管理部学位審査課と研究開発部の協働の下で案を作成した。 ②－２　機構が実施する学位授与事業の効率化と有効性に関する調査研究 ○　令和５年度までに完了した、単位積み上げ型の学士学位取得者に対するアンケート及びインタビュー調査の結果を分析した。国内学会で成果発表を行い、報告書の作成を準備した。得られた知見を基に、業務改善策を提案した。 ○　諸外国における、単位積み上げによる学位授与を通じた生涯学習推進の展開について調査した。得られた知見をセミナーや論文で公表した。 ○　AI の援用による教員審査や科目分類の効率化の試みについて国内学会で発表するとともに、小論文試験問題に係る業務の生成 AI を活用した効率化についての検討を開始した。 ○　ソフトウェアで判別される学修成果レポートの独自性指標を参考とした、小論文試験作題基準を策定し、運用した。 ○　「令和６年度学位審査会専門委員協議会」を管理部学位審査課と研究開発部の協働の下にオンラインで開催し、新任の専門委員に対して学位授与制度の理念・意義と概要、審査手順・方法等について、これまで研究開発部に蓄積された学位授与事業に関する業務実績と調査データに基づいて資料を作成し説明した。 ②－３　学位授与に係る国内外の状況変化等に関する調査研究 ○　国内外における、マイクロクレデンシャルの普及と、学修歴の通用性を担保する取り組みについて調査した。得られた知見を基に、国内におけるシステム構築の方向性を検討・提案した。 ○ 全国の国公私立大学が授与する学位に付記される専攻分野の名称に関する調査を続行した。令和５年度の付記名称としては、学士 713 種類、学士（専門職）18 種類、修士 600 種類、修士（専門職）119 種類、博士 453 種類を調査し、その結果を整理してウェブサイトで公表した。さらに令和６年度の状況に関する調査を開始し、令和６年度末の時点で 94%の大学から回答を得た。 https://www.niad.ac.jp/publication/gakui/meishou.html ○　学位に付記する専攻分野の名称調査結果に基づき、各大学の調査回答入力担当者向けのマニュアルを整備した。 ○	＜課題と対応＞ ※以下（１）＜課題と対応＞欄の再掲 前年度評価における「調査研究の成果等の管理や、法人文書の正確性を担保するための組織的な取組を徹底する。」という意見については、業務実績報告書作成の過程で実績をリスト化するとともに、調査研究課題ごとの主担当教員が中心となって、調査研究の成果等の適切な管理を徹底している。また、文書事務について、事実誤認等に基づく不正確な記載がないように、職員に対して文書による注意喚起を定期的に実施するなど、法人文書の正確性を担保するために組織的な取組を徹底している。	

		③　調査研究成果の活用と社会への提供 ○　調査研究の成果については、機構の学位授与事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表した。 ○　機構内外から論文等投稿を受け付け、大学評価、学位、及びマネジメントを軸にした大学改革に関する査読付きの学術誌『大学改革・学位研究』第26号を編集・刊行し、科学技術振興機構の「J-STAGE」を通じて論文３編、研究ノート・資料４編を社会に提供・公表した。 ○　各研究者の研究業績等を科学技術振興機構の「researchmap」サービスを利用して公表するほか、機構ウェブサイト等により研究成果を公表した。		
	（３）大学等の改革支援及び学位授与に係る情報処理に関する調査研究 ＜主な定量的指標＞ ５－２　社会への調査研究の成果の提供・公表状況 ＜その他の指標＞ ５－１　機構が行う事業への調査研究の成果の活用状況 ＜評価の視点＞ ５－１　調査研究の成果が機構が行う各事業に反映され、各事業の改善に活用されたか、各事業への活用状況及び各事業担当部課との連携状況等を参考に判断する。 ５－２　調査研究の成果が社会に提供・公表されたか、関連学協会及び機構の学術誌、研究会・研修会等を通じた公表実績を参考に判断する。	（３）大学等の改革支援及び学位授与に係る情報処理に関する調査研究 ＜主要な業務実績＞ ①　大学等の改革支援及び学位授与に係る情報基盤に関する調査研究 ○　情報基盤の調査研究を進める方向性について研究グループの中で確認し、以下の３つの観点から年度計画を確定し、研究を開始した。 (1) 情報基盤に必要な技術に着目した研究 (2) 大学等の改革支援のための情報基盤のあり方に関する研究 (3) 学位授与に係る情報基盤に関する研究 ○　機構の扱う高等教育情報をめぐる政策や事業目的の整理と大学改革支援情報基盤の位置付けの明確化を行った。 ○　大学改革支援情報基盤におけるデータ統合の必要性についてまとめ、データ統合の方法の一つとして圏論を応用する方法を取り上げ考察した。成果を国内学会で発表した。 ○　マクロ及びマイクロクレデンシャルの学修歴デジタル資格証明技術と流通プラットフォームの国際動向を調査した。成果は解説論文や講演で報告した。 ○　デジタル庁の設置する「教育分野の認証基盤の在り方に関する検討会」に対して情報提供を行った。 ○　学内の情報基盤と IR 機能の現状と課題に関する研究会を立ち上げ、国立大学、私立大学の評価、IR、情報マネジメントに係る研究者や実務担当者を招へいし、内部質保証体制の高度化に資する情報マネジメントのあり方について課題整理を行った。中間とりまとめ結果を機構内研究会で共有した。 ②　大学等の改革支援及び学位授与に係る情報分析に関する調査研究 ②－１　情報分析の方法に関する調査研究 ○　機構が保有する財務情報や教育研究情報等を連携することで財務指標等の分析に新たな視点を導入することが可能となる対話型可視化ツールの改良を継続的に実施した。情報分析の方法に関する検討としてデータサイエンス手法に基づきデータ変動による特性への影響に関する検討を実施し、研究成果を国内学会で発表した。 ○　情報分析のための情報提供方法として開発してきた教育研究や財務等の情報に関するWeb API機能のさらなる検討と研究開発を実施し、研究成果を国内学会で発表した。 ○　強化学習・深層学習の特性に関して検討し、研究成果の一部を学術誌に公表した。	（３）大学等の改革支援及び学位授与に係る情報処理に関する調査研究 ＜評定と根拠＞ 補助評定：Ｂ 「大学等の改革支援及び学位授与に係る情報処理に関する調査研究」について、年度計画に沿って着実に実施した。 計画に沿った調査研究活動を行い、成果を業務に移転しその向上に貢献するとともに、学術的に意義のある成果を学術論文等によって公表した。 以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「Ｂ」とした。 ＜課題と対応＞ ※以下（１）＜課題と対応＞欄の再掲 前年度評価における「調査研究の成果等の管理や、法人文書の正確性を担保するための組織的な取組を徹底する。」という意見については、業務実績報告書作成の過程で実績をリスト化するとともに、調査研究課題ごとの主担当教員が中心となって、調査研究の成果等の適切な管理を徹底している。また、文書事務について、事実誤認等に基づく不正確な記載がないように、職員に対して文書による注意喚起を定期的に実施するなど、法人文書の正確性を担保するために組織的な取組を徹底している。	（３）大学等の改革支援及び学位授与に係る情報処理に関する調査研究 補助評定：Ｂ ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

		○　大規模言語モデルのチューニングに関して検討を実施し、研究成果を国内学会で発表した。 **②－２　情報分析の活用に関する調査研究** ○　情報システムの開発として、「第４期現況分析基本データシステム」等の国立大学教育研究評価に係るシステム開発、データ分析についての検討を評価事業部国立大学評価室と研究開発部の協働の下で実施した。 ○　国立大学法人の財務情報と教育研究情報の連携・分析ツール及び分析指標開発支援ツールについて、「国立大学法人の財務に関する勉強会」（大学連携・支援部主催）にて報告した。 ○　「国立大学法人の財務」の財務分析指標データの有効活用を促すことを企図してデータ提供のための Web API 化を実施した。 ○　大規模言語モデルを活用した学位授与事業に係る業務の効率化について検討を開始した。 **③　調査研究成果の活用と社会への提供** ○　調査研究の成果については、機構の評価事業や学位授与事業等の事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表した。 ○　機構内外から論文等投稿を受け付け、大学評価、学位、及びマネジメントを軸にした大学改革に関する査読付きの学術誌『大学改革・学位研究』第26号を編集・刊行し、科学技術振興機構の「J-STAGE」を通じて論文３編、研究ノート・資料４編を社会に提供・公表した。 ○　各研究者の研究業績等を科学技術振興機構の「researchmap」サービスを利用して公表するほか、機構ウェブサイト等により研究成果を公表した。		

４．その他参考情報
予算額と決算額の差額は、効率的に業務を実施したこと、退職手当の支出が予定より少なかったことによるものである。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－６	６　大学・高専成長分野転換支援 （１）助成金の交付 （２）取組の実施状況の把握等		
業務に関連する政策・施策	政策目標４ 個性が輝く高等教育の振興 施策目標４－１ 大学などにおける教育研究の質の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第 16 条第２項
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001581

２．主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
（１）助成金の交付							
選定件数 ※（ ）は延べ件数	－ （令和 14 年度までに 310 件程度）	令和５年度公募 118 (118)	令和６年度公募（通常審査） 90 (215)				
		令和６年度公募（先行審査） 7 (125)	令和７年度公募（先行審査） 3 (218)				
（２）取組の実施状況の把握等							
フォローアップによる指摘を踏まえた各選定大学等における取組の改善割合	100%	－	100%				

② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
予算額（千円）	29,164,631				
決算額（千円）	21,232,947				
経常費用（千円）	21,232,208				
経常利益（千円）	0				
行政コスト（千円）	21,232,208				
従事人員数（人）	22.0(1)				

注）従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画

<table>
<tr><th rowspan="2">主な評価指標等</th><th colspan="2">法人の業務実績・自己評価</th><th colspan="2">主務大臣による評価</th></tr>
<tr><th>主な業務実績等</th><th>自己評価</th><th>評定</th><th>A</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>＜評定と根拠＞
評定：A

令和６年度における「６　大学・高専成長分野転換支援」の実施状況について、各項目の評定を考慮した結果、特に「（２）取組の実施状況の把握等」の項目において、きめ細やかなフォローアップや効果的な情報交換の機会の提供等により、当初計画以上の進捗となるなど、当該項目全体で、所期の目標を上回る成果が得られたと判断し、評定を「A」とした。</td><td colspan="2">＜評定に至った理由＞
評価すべき実績の欄に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められる。
「大学・高専成長分野転換支援」においては、継続的な事業であり、選定校が指摘事項を改善し特定成長分野への転換等を着実に実施することが重要であることから、きめ細やかなフォローアップを行った「取組の実施状況の把握等」の評定に重きをおいて評価した。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞
―

＜その他事項＞
―</td></tr>
<tr><td>（１）助成金の交付

＜主な定量的指標＞
６－１　助成金の交付及びフォローアップの実施状況（公募・審査状況、選定件数等を参考に判断）

＜その他の指標＞
―

＜評価の視点＞
６－１　基本指針及び実施方針に基づき、助成金の交付及びフォローアップを適切に行ったか、公募・審査の実施状況、選定件数、交付の審査状況等を参考に判断する。</td><td>（１）助成金の交付

＜主要な業務実績＞

① 助成事業の選定・公募
①－ア　令和６年度大学・高専機能強化支援事業の選定
○　令和５年12月15日に公募を開始した、学部再編等による特定成長分野への転換等に係る支援（以下「支援１」という。）及び高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援（以下「支援２」という。）のうち、通常審査分について、大学・高専機能強化支援事業選定委員会（以下、「選定委員会」という。）及び審査等専門部会における審査の結果を受け、次のとおり選定し、選定結果について先行審査分を含め令和６年６月26日にウェブサイトにて公表した。
＜通常審査分＞
（単位：機関）
<table><tr><th rowspan="2">支援１</th><th colspan="4">支援２</th><th rowspan="2">合計</th></tr><tr><th>大学
（一般枠）</th><th>大学
（特例枠）</th><th>大学
（ハイレベル枠）</th><th>高等専門
学校</th></tr><tr><td>54</td><td>25</td><td>0</td><td>1</td><td>10</td><td>90</td></tr></table>（参考）累計件数
<table><tr><td>126</td><td>62</td><td>3</td><td>8</td><td>16</td><td>215</td></tr></table>**【選定結果公表】**
https://www.niad.ac.jp/josei/selection/
①－イ　令和７年度大学・高専機能強化支援事業の公募
○　令和７年度大学・高専機能強化支援事業の公募を令和６年 12 月 13 日に開始し、支援１及び支援２について次のとおり申請があった。</td><td>（１）助成金の交付

＜評定と根拠＞

補助評定：B

「助成金の交付」について、年度計画に沿って着実に実施した。
特に助成事業の選定・公募に当たっては、令和６年度公募の通常審査では、支援１を 54 機関、支援２を 36 機関、遅滞なく審査・選定し、助成金の交付に当たっては実績報告書の提出から確定までを適切に実施したことは評価できる。

以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「B」とした。

＜課題と対応＞
助成金の交付に当たっては、選定校の増加につれて、業務量も比例して増えていくことから、適正な人員配置等により、効率的・効果的に運営していくことに努める。</td><td colspan="2">（１）助成金の交付

補助評定：B

＜評定に至った理由＞
中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞
―

＜その他事項＞
―</td></tr>
</table>

①　令和８年度に学部再編等を実施する計画であって、令和７年３月又は６月に認可申請を行うもの（支援１）
大学（大学（ハイレベル枠）を除く）、高等専門学校のうち、令和８年度に研究科等の設置等を実施する計画であって、令和７年３月に認可申請・意見伺いを行うもの（支援２）
（以下「先行審査」という。）

（単位：機関）

支援１	支援２				合計
	大学（一般枠）	大学（特例枠）	大学（ハイレベル枠）	高等専門学校	
2	0	1		0	3

②　①以外の計画（以下「通常審査」という。）

（単位：機関）

支援１	支援２				合計
	大学（一般枠）	大学（特例枠）	大学（ハイレベル枠）	高等専門学校	
33	14	2	2	8	59

そのうち、先行審査においては、選定委員会等における審査の結果、支援１及び支援２について次のとおり選定し、選定された助成事業者に対し、３月４日に交付内定の通知を行った。

（単位：機関）

支援１	支援２				合計
	大学（一般枠）	大学（特例枠）	大学（ハイレベル枠）	高等専門学校	
2	0	1		0	3

②　助成金の交付

○　選定された助成事業者に対し、助成金交付申請書に基づき、先行審査分については令和６年４月 17 日、通常審査分については令和６年８月 21 日に交付決定を行った。交付決定額についてはウェブサイトにおいて公表した。

○　助成事業者から提出される実績報告書に基づき、助成金を交付した。また、助成事業者の希望に応じて、必要があると認められる場合は、助成金の全部又は一部を概算払により交付した。

【交付決定額】
https://www.niad.ac.jp/josei/information-disclosure/

（２）取組の実施状況の把握等

＜主な定量的指標＞
６－１　助成金の交付及びフォローアップの実施状況（公募・審査状況、選定件数等を参考に判断）

＜その他の指標＞
―

（２）取組の実施状況の把握等

＜主要な業務実績＞

①　選定された大学等に対するフォローアップの実施

【実施状況報告書による事業計画の取組状況の把握】

○　選定された大学等（以下「選定校」という。）より５月末までに提出された実施状況報告書（支援１：67 件、支援２：51 件）について、選定委員会において確認した。

○　一部の計画の遅れ等課題が見られる選定校に対しては、指摘事項を通知した。

（２）取組の実施状況の把握等

＜評定と根拠＞

補助評定：A

「取組の実施状況の把握等」について、年度計画に沿って着実に実施することに加え、選定された大学等に対するフォローアップの実施や選定された大学等による

（２）取組の実施状況の把握等

補助評定：A

＜評定に至った理由＞
フォローアップ要項に定められた従前の取組に加えて、指摘事項を通知した選定校に対する「オンライン面談」を実施し、各大学の置かれた状況を把握した上で、きめ細やかなフォローアップを行っており、中期

	＜評価の視点＞ ６－１　基本指針及び実施方針に基づき、助成金の交付及びフォローアップを適切に行ったか、公募・審査の実施状況、選定件数、交付の審査状況等を参考に判断する。	○　確認結果は、実施状況報告書とりまとめ結果として、選定委員会所見とともにウェブサイトで公表した。 ○　選定校から提出された実施状況報告書をウェブサイトに公表した。 ○　事業が意図する特定成長分野の人材の育成に向けて、課題のある選定校に対して指摘事項を通知するとともに、各大学の置かれた状況に応じたきめ細やかなフォローアップを行うことを目的として、選定委員会の委員長・副委員長によるオンライン面談を 10 校に対して実施し、対応状況を確認した。 **【実施状況報告書とりまとめ結果公表】** https://www.niad.ac.jp/josei/report/follow-up/ **【現地調査による事業計画の取組状況の把握】** ○　選定委員会において、現地調査対象校を決定した。 ○　令和６年 11 月～12 月にかけて、令和６年度に定員増を行った８校を対象とした現地調査を実施し、事業責任者等や学生との意見交換、教育現場の視察等を行い、事業計画の取組状況等を確認し、事業運用に必要な課題を把握するとともに、好事例を収集した。 **② 選定された大学等による情報・意見交換の場の提供** ○　支援１に選定された大学を対象とした意見交換や情報交換の機会を提供する「大学等の理系転換・拡充による人材育成機能強化会議」を令和７年２月 19 日に開催した。 　前回開催時の参加者からの要望を踏まえ、更に選定校相互の情報交換の機会を増やすため、新たな取組として令和５年度の支援１選定校によるポスターセッションを実施したほか、マスコミ各社に参加を促し、事業の PR を積極的に実施した結果、報道関係者６社からの参加があった。 　参加者のアンケート結果では各プログラムの内容について「大変参考になった」、「参考になった」との意見が８割を超えており、全体的に満足度が非常に高かった。 **【令和６年度大学等の理系転換・拡充による人材育成機能強化会議】** https://www.niad.ac.jp/josei/event/r6event/	情報・意見交換の場の提供については計画以上の進捗となった。 　特に、選定された大学等に対するフォローアップの実施においては、当初予定していた実施状況報告書による各選定校における事業の進捗の確認に加え、指摘事項を通知した選定校については、選定委員会の委員長・副委員長によるオンライン面談を実施することで各大学の置かれた状況に応じたきめ細やかなフォローアップを行った。 　また、選定された大学等による情報・意見交換の場の提供については、新たにポスターセッションを実施することで選定校相互の情報交換の機会を更に増やすなど大学等の理系転換・拡充による人材育成機能強化会議を適切かつ効果的に実施した。 　以上のことから、所期の目標を上回る成果が得られたと判断し、「A」とした。 ＜課題と対応＞ 　取組の実施状況の把握等に当たっては、選定校の増加につれて、業務量も比例して増えていくことから、適正な人員配置等により、効率的・効果的に運営していくことに努める。	計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。 　また、選定された大学の情報・意見交換の場として、毎年度「機能強化会議」を開催しているが、参加者の要望を踏まえて、新たな試みとして、選定大学によるポスターセッションを実施し、相互の連携等の促進を図ったことは、上記評定に至った理由の一つである。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ― ＜その他事項＞ ―

４．その他参考情報
予算額と決算額の差額は、令和６年度における当初の助成金交付見込額を実績が下回ったことによるものである。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－１	Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 １．経費等の合理化・効率化		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001581

２．主要な経年データ

評価対象となる指標		達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費（物件費）	削減割合	毎事業年度につき１％以上削減（効率化になじまない特殊要因を除く）	133,719 千円（前中期目標期間最終年度値）	132,382 千円 △1.0%					
事業費（物件費）※自己収入分を除く	削減割合	毎事業年度につき１％以上削減（効率化になじまない特殊要因を除く）	549,889 千円（前中期目標期間最終年度値）	544,390 千円 △1.0%					

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ ― ＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞ ―	＜主要な業務実績＞ **経費等の合理化・効率化** ○　業務効率化等により、令和５年度予算と比較し、一般管理費（人件費及び退職手当を除く）については△1,337 千円（△１％）の減、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く）については、△5,499 千円（△１％）の減を達成した。 ○　効率化等により削減された予算内で業務を行い、主に、一般管理費では、電気料金値上げに対応した節電の取り組みの実施、その他の事業費では、仕様の見直しによる契約金額の削減など、経費の合理化・効率化を図った。	＜評定と根拠＞ 評定：B 「経費等の合理化・効率化」について、年度計画に沿って着実に実施した。 以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「B」とした。 ＜課題と対応＞ 前年度評価における「物価上昇の環境において、経費の削減目標を達成することは非常に難しいと思われるため、必要なサービスを維持できる範囲での経費の削減が重要であると考える。」という意見については、「毎事業年度について１％以上削減（効率化になじまない特殊要因を除く）」の数値目標の達成に向け、物価上昇等の情勢を勘案しつつ、業務を維持・継続できる範囲での経費削減に引き続き努める。	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜今後の課題＞ － ＜その他事項＞ －	

４．その他参考情報
特になし

1．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－２	Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 ２．調達等の合理化		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001581

2．主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
なし								

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ ― ＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞ ―	＜主要な業務実績＞ **調達等の合理化** ○　「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年５月25日総務大臣決定）に基づき、「調達等合理化計画」を策定した。 ○　公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化のため、令和６年度調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施するとともに、令和６年度の計画及び令和５年度の自己評価結果をウェブサイトに公表した。 **【令和６年度調達等合理化計画】** https://www.niad.ac.jp/media-download/7778/f58e610d39d39cc9/ **【令和５年度調達等合理化計画の進捗状況に関する自己評価結果】** https://www.niad.ac.jp/media-download/7961/bc63c524ae740875/	＜評定と根拠＞ 評定：B 「調達等の合理化」について、年度計画に沿って着実に実施した。 以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「B」とした。 ＜課題と対応＞ 引き続き、「調達等合理化計画」を策定し、計画に基づく取組を着実に実施するとともに、計画や自己評価結果等を公表する。	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜今後の課題＞ ― ＜その他事項＞ ―	

＜令和６年度契約状況及び一者応札・応募状況の前年度比較＞

			令和５年度		令和６年度	
			件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
契約状況	競争性のある契約		32	348,378	30	440,652
		競争入札等	30	321,043	29	425,252
		企画競争、公募	2	27,335	1	15,400
	競争性のない随意契約		10	55,354	7	33,684
	合計		42	403,732	37	474,336
一者応札・応募状況	２者以上		10	66,413	10	384,750
	１者以下		22	281,965	20	55,902
	合計		32	348,378	30	440,652

契約監視委員会

○　監事及び外部有識者からなる契約監視委員会を２回開催し、令和６年度調達等合理化計画の策定及び令和５年度調達等合理化計画の自己評価の点検を行うとともに、令和５年10 月から令和６年９月までの契約のうち随意契約、一者応札・応募を中心に７件の点検を行い、契約手続が適正に行われていることを確認した。

○　契約監視委員会の審議概要をウェブサイトで公表した。

４．その他参考情報
特になし

1．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－３	Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 ３．給与水準の適正化		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001581

2．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
給与・報酬等支給総額（千円）	－	－	1,314,416					
給与水準の対国家公務員指数（年齢勘案）	－	－	97.4					

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	業務実績	自己評価	評定　B
＜主な定量的指標＞ ― ＜その他の指標＞ ・機構の給与水準に係る適正化の取組状況（検証の実施状況、規則等改正状況を参考に判断） ・機構の給与水準に係る検証結果や取組状況の公表状況 ＜評価の視点＞ ―	＜主要な業務実績＞ 給与水準の適正化 ○　令和６年の人事院勧告（令和６年８月８日）を受け、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が令和６年12月25日付けで成立したことに伴い、給与規則等の一部改正を令和７年１月及び３月に行った。 ○　令和５年度の役職員の報酬・給与等の検証結果や取組状況については、令和６年６月に公表し、給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から、給与水準は適正であるとの評価を受けている。	＜評定と根拠＞ 評定：B 「給与水準の適正化」について、年度計画に沿って着実に実施した。 特に、役職員の給与規則を国に準じて改正し、給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっており、文部科学大臣から給与水準は適正であると評価を受けている。 以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「B」とした。 ＜課題と対応＞ 機構の給与水準について、引き続き適切に対応する。	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜今後の課題＞ ― ＜その他事項＞ ―

4．その他参考情報

特になし

1．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ Ⅳ Ⅴ Ⅵ	Ⅲ　財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき事項 Ⅳ　予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画 Ⅴ　短期借入金の限度額 Ⅵ　剰余金の使途		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001581

2．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
短期借入金（千円）	―	0	0					
小平第２住宅年間平均入居率	50%以上	73.7%	89.5%					

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	業務実績	自己評価	評定　B
＜主な定量的指標＞ ― ＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞ ―	＜主要な業務実績＞ **Ⅲ　財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき事項** **Ⅲ－１　予算の適切な管理と効果的な執行等** ○　各部署に対して予算ヒアリングを実施した上で予算編成を行い、機構長裁量経費の確保（17,000 千円）等、効果的・機動的に予算を配分した。また、機構長のリーダーシップの下、機構業務のさらなる充実に資するため、機構長裁量経費より、調査研究に対し 600 千円、近年予算の確保に苦慮しているインフラ長寿命化計画等に対し 16,210 千円追加配分した。 事項 ／ 金額 ／ 内容 調査研究 ／ 450 千円 ／ 諸外国の高等教育データ基礎の構築と活用についての調査研究 調査研究 ／ 150 千円 ／ 質保証人材モデル策定およびその能力涵養方法の開発に関する研究 管理運営 ／ 16,210 千円 ／ インフラ長寿命化計画対応工事等	＜評定と根拠＞ 評定：B 「財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき事項」、「予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画」、「短期借入金の限度額」、「剰余金の使途」について、年度計画に沿って着実に実施した。 特に予算管理については、各部署による執行管理の徹底を求め、中期目標期間での予算の見込状況を管理できるよう四半期ごとに予算執行実績を報告するほか、人件費確保のための予算追加配分を行うなど、臨機応変に対応した。 また、小平第２住宅の入居率は 89.5%であり、売却等の措置の検討を行うとされる事態には至らなかった。 以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「B」とした。	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜今後の課題＞ ― ＜その他事項＞ ―

		○　業務別に予算の計画的な執行と管理状況を把握するため、四半期ごとにモニタリングを実施した。令和６年８月に第１四半期、10 月に第２四半期分を実施し、モニタリング結果を踏まえた事業単位の分析結果に基づき、12 月に効果的に予算の再配分（増額・減額）を行い、効率的に予算を執行した。また、令和７年２月に第３四半期分を実施し、再配分後の予算に対して過不足が発生しない見込みであることを確認するとともに、令和７年度当初予算配分に反映した。 ○　人事院勧告への対応に基づく人件費確保のため、各部署所管の予算に一定の物件費削減目標（△４％）を設定し、10 月に予算の追加配分を実施した。 ○　現行の料金体系について検証し、その妥当性について検討するため、６月に「料金体系見直し検討ワーキンググループ」を立ち上げ、11 月に第１回、１月に第２回を開催し、料金引き上げ等に係る方向性等を検討した。 **Ⅲ－２　資産の有効活用** ○　令和６年４月～令和７年３月の小平第２住宅の入居率は89.5%となっている。 **Ⅳ　予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画** １．予算（下欄のとおり） ２．収支計画（下欄のとおり） ３．資金計画（下欄のとおり） **Ⅴ　短期借入金の限度額** ○　短期借入金を必要とする事態は生じていない。 **Ⅵ　剰余金の使途** ○　令和５年度決算において利益は発生していない。	＜課題と対応＞ 引き続き、予算の適切な管理と効果的な執行を取り組むとともに、小平第２住宅の入居率に注視し、必要に応じて措置を検討する。	

４．その他参考情報
特になし

収 入

○令和６年度収入状況　（単位：千円）

収入	予算額	決算額	差引 増減額
運営費交付金	1,771,228	1,771,228	0
大学等認証評価手数料	70,345	70,345	0
学位授与審査手数料	126,562	120,716	△5,846
長期借入金等	87,500,000	96,725,550	9,225,550
長期貸付金等回収金	63,937,403	64,240,207	302,804
長期貸付金等受取利息	3,294,208	2,795,124	△499,085
財産処分収入	100,000	100,000	0
財産賃貸収入	58,236	58,036	△200
財産処分収入納付金	59,037	2,016,379	1,957,342
有価証券利息	1,247	1,247	0
大学ﾎﾟｰﾄﾚｰﾄ運営負担金収入	0	79,899	79,899
補助金等収入	0	14,583	14,583
受託研究収入	0	6,175	6,175
寄附金等収入	0	1,400	1,400
その他	136,289	184,761	48,472
計	157,054,554	168,185,649	11,131,094

支 出

○令和６年度支出状況　（単位：千円）

支出	予算額	決算額	差引 増減額
業務等経費	1,510,241	1,190,521	△319,720
うち、人件費 （退職手当を除く）	839,241	846,746	7,505
うち、物件費	634,436	337,292	△297,144
うち、退職手当	36,564	6,484	△30,080
大学等評価経費	119,739	132,738	12,999
学位授与審査経費	282,743	307,048	24,305
大学ﾎﾟｰﾄﾚｰﾄ運営負担金支出	0	79,899	79,899
補助金支出	0	14,583	14,583
受託研究支出	0	11,054	11,054
寄附金支出	0	1,932	1,932
一般管理費	319,382	511,733	192,351
うち、人件費 （退職手当を除く）	154,806	335,691	180,885
うち、物件費	162,585	149,317	△13,268
うち、退職手当	1,991	26,726	24,735
施設費貸付事業費	87,600,000	95,831,663	8,231,663
施設費交付事業費	2,236,390	2,136,390	△100,000
長期借入金等償還	64,844,097	65,146,901	302,804
長期借入金等支払利息	3,218,524	2,675,867	△542,657
公租公課等	20,113	20,437	324
債券発行諸費	536	536	0
債券利息	53,450	48,861	△4,589
助成業務等事業費	28,912,161	20,998,009	△7,914,152
計	189,117,376	189,108,173	△9,203

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

収支計画

○令和６年度収支計画

（単位：千円）

区分	予算額	決算額	差引 増減額
費用の部	36,812,356	28,311,283	△8,501,073
経常費用	36,812,356	28,311,283	△8,501,073
業務等経費	30,414,569	22,096,102	△8,318,467
大学等評価経費	119,583	240,710	121,127
学位授与審査経費	282,743	305,519	22,776
大学ﾎﾞｰﾄﾚｰﾄ運営負担金経費	0	79,899	79,899
施設費交付事業費	2,236,390	2,136,390	△100,000
支払利息	3,321,894	2,770,887	△551,007
処分用資産売却原価	23,648	23,137	△511
その他の業務経費	20,113	1,124	△18,989
一般管理費	276,271	535,760	259,489
減価償却費	116,610	121,219	4,609
財務費用	536	536	0
収益の部	34,775,620	28,439,236	△6,336,384
経常収益	34,775,620	28,439,236	△6,336,384
運営費交付金収益	1,615,375	1,588,831	△26,544
大学等認証評価手数料	70,345	70,345	0
学位授与審査手数料	126,562	120,716	△5,846
大学ﾎﾞｰﾄﾚｰﾄ運営負担金収益	0	79,899	79,899
財産貸付料収入	0	14,964	14,964
補助金等収益	29,078,115	20,512,710	△8,565,405
寄附金収益	0	1,932	1,932
処分用資産賃貸収入	58,236	58,036	△201
処分用資産売却収入	100,000	100,000	0
施設費交付金収益	59,037	2,016,379	1,957,342
受取利息	3,348,516	2,840,465	△508,051
財務収益	86,742	751,479	664,737
賞与引当金見返に係る収益	90,402	92,330	1,928
退職給付引当金見返に係る収益	20,355	65,559	45,204
資産見返寄附金戻入	0	489	489
資産見返運営費交付金戻入	110,251	113,614	3,363
資産見返補助金戻入	184	380	196
雑収入	11,500	11,107	△393
純利益または純損失（△）	△2,036,736	127,953	2,164,689
前中期目標期間繰越積立金取崩額	170	6,889	6,719
大学改革支援・学位授与機構法第１８条積立金取崩額	2,036,566	0	△2,036,566
総利益	0	134,842	134,842

資金計画

○令和６年度資金計画

（単位：千円）

区分	予算額	決算額	差引 増減額
資金支出	424,509,518	443,764,447	19,254,929
業務活動による支出	98,653,279	115,672,494	17,019,215
投資活動による支出	157,411	218,588,143	218,430,732
財務活動による支出	64,850,102	65,153,442	303,340
次年度への繰越金	260,848,727	44,350,368	△216,498,359
資金収入	424,509,518	443,764,447	19,254,929
業務活動による収入	69,572,359	71,880,661	2,308,302
運営費交付金による収入	1,771,228	1,771,228	0
承継債務負担金債権の回収による収入	10,936,099	10,936,099	0
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	221,821	221,821	0
施設費貸付金の回収による収入	53,001,304	53,304,108	302,804
施設費貸付金に係る利息の受取額	3,072,388	2,573,303	△499,085
処分用資産の売却による収入	100,000	100,000	0
処分用資産の貸付による収入	58,236	58,036	△200
施設費交付金の納付による収入	59,037	2,016,379	1,957,342
利息及び配当金の受取額	143,840	178,564	34,724
その他の収入	208,407	721,123	512,716
投資活動による収入	206,500,000	206,500,000	0
財務活動による収入	87,499,464	96,725,550	9,226,086
前年度からの繰越金	60,937,696	68,658,236	7,720,540

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある

○　目的積立金の状況

（百万円、%）

	令和６年度末 （初年度）	令和７年度末	令和８年度末	令和９年度末	令和10年度末 （最終年度）
前中期目標期間繰越積立金	0				
目的積立金	0				
積立金	0				
うち経営努力認定相当額					
機構法第18条積立金	22,245				
運営費交付金債務	46				
当期の運営費交付金交付額(a)	1,771				
うち年度末残高(b)	46				
当期運営費交付金残存率(b÷a)	2.6%				

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅶ－１	Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項 １．内部統制		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001581

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
企画調整会議	－	11 回	12 回					
内部統制委員会	－	２回	２回					

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ ― ＜その他の指標＞ ・機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知に係る取組状況（会議の開催実績等を参考に判断） ・内部統制の機能状況の検証及び改善に係る取組状況（会議の開催実績等を参考に判断） ＜評価の視点＞ ―	＜主要な業務実績＞ **（１）法令等の遵守及び機構のミッション等の周知徹底** ○　機構の管理・運営及び業務等に対する企画立案と、その実施に必要な連絡調整を目的として、機構長を議長とする企画調整会議を原則月１回開催した。機構にとって重要な情報を把握するとともに、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知を徹底した。 ○　企画調整会議については、陪席者を限定して開催することにより、役職員同士の活発な意見交換や議論の充実に努めた。 ○　機構の管理・運営及び業務等に対する企画立案機能の強化等を図ることを目的として設置されている企画室（理事を室長とし、理事、部課長等により構成）において、企画調整会議の議題や、機構全体に係る当面の課題等の情報共有及び意見交換等を月１回程度実施した。 ○　機構長の諮問に応じ機構の業務運営に関する重要事項を審議するため、大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者の参画を得て評議員会を組織し、各事業の業務運営等について意見を聴取している。開催状況は以下のとおり。	＜評定と根拠＞ 評定：B 「内部統制」について、年度計画に沿って着実に実施した。 特に、企画調整会議等により、法令等の遵守、機構のミッション、管理・運営方針について、役職員への周知徹底を図った。 以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「B」とした。 ＜課題と対応＞ 前年度評価における「第４期中期目標期間中に生じた調査研究の成果等の管理に係る不備とそれに基づく業務実績報告書の誤記を踏まえ、チェック体制の確保を含む再発防止策を適切に講じることはもとより、内部統制の更なる強化に留意されたい。」という意見については、再発防止策として、業務実績報告書の作成に係る留意	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜今後の課題＞ ― ＜その他事項＞ ―	

	開催日	主な審議事項
第58回	令和６年６月26日 （オンライン併用）	・令和５事業年度及び第４期中期目標期間業務実績報告書等について ・令和５年度財務諸表等について ・第５期中期目標期間への積立金の繰越について ・令和５年度大学・高専機能強化支援事業に関する報告書について
第59回	令和６年11月26日 ～12月３日 （書面審議）	・名誉教授の称号の授与について ・令和６年人事院勧告への対応について
第60回	令和７年３月24日 （オンライン併用）	・令和７事業年度計画（案）について ・令和７年度機構内予算について ・業務方法書の改正について

○　機構の事業の運営実施に関する事項を審議するため、機構の教授並びに大学の学長及び教員その他学識経験者の参画を得て、運営委員会を組織し、各事業の運営実施状況等について意見を聴取している。開催状況は以下のとおり。

	開催日	主な審議事項
第69回	令和６年９月19日 （オンライン）	・名誉教授の称号の授与について ・教員の選考等について ・国立大学教育研究評価委員会委員の選考について
第70回	令和７年３月14日 （オンライン）	・教員の選考等について ・各種委員会委員等の選考について ・令和６年度調査研究の実績及び令和７年度調査研究計画（案）について

（２）－①　監査

○　監事監査や内部監査及び会計監査人による法定監査を実施することにより、内部統制の機能状況について定期的に点検・検証を実施した。また、監事監査結果及び会計監査人の監査報告書については、ウェブサイトに公表した。

【監事監査報告及び会計監査人監査報告】
https://www.niad.ac.jp/disclosure/hyouka_kansa.html

○　各監査及び監事、監査室、会計監査法人の連携状況は以下のとおりとなっている。

（２）－①－ア　監事監査

○　年度当初に監査計画を作成し、監査室や会計監査人と連携しながら業務監査及び会計監査を実施した。

○　業務監査としては、法令遵守状況、中期計画・年度計画の進捗状況、予算等の執行状況、内部統制等を監査した。監査方法は、機構長へ直接ヒアリングを行うとともに、評議員会、企画調整会議、自己点検・評価委員会等へ出席し、運営における重要事項や業務の進捗状況等について確認した。また、必要に応じて役職員に説明を求めた。

○　会計監査としては、財務諸表等の検証、契約状況等の監査を実施した。特に、契約状況の監査は、契約監視委員会に出席し、関係書類の点検を行うとともに、必要に応じて職員に説明を求めた。

○　重点監査としては、助成事業の大学・高専機能強化支援事業について監査を実施した。

点をチェックリストとして新たに可視化し、チェック体制の強化を図るなどの措置を講じている。また、文書事務について、事実誤認等に基づく不正確な記載がないように、職員に対して文書による注意喚起を定期的に実施するなど、内部統制の更なる強化を図っている。

引き続き、法令遵守及び中期目標の達成を阻害する要因の排除に資するべく、リスクの把握と対応に努める。

（２）－①－イ　内部監査

○　年度当初に監査計画を作成し、監査室長及び専属の常勤職員３人からなる監査室が、日常監査、定期監査の他、情報セキュリティ監査を実施した。

○　日常監査では、全ての会計伝票、契約書等を都度確認した。

○　定期監査では、３日間に渡り、施設費貸付・交付業務、会計処理状況、公的研究費（科学研究費補助金、戦略的創造研究推進事業（CREST））、法人文書、保有個人情報等について監査を実施した。

○　情報セキュリティ監査では、情報セキュリティ対策の状況等について監査を実施した。

○　監査の結果、法令等に違反する重大な事実は認められなかった。

（２）－①－ウ　会計監査人監査

○　財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、会計監査人（有限責任監査法人トーマツ）の監査を受けた。

（２）－①－エ　監事、監査室、会計監査人の連携

○　監事、監査室、会計監査人で構成する監査協議会を２回開催し、各々の監査計画、監査方法、監査結果、課題等について意見交換を行い、緊密に連携しながら、監査の充実を図った。また、審議概要をウェブサイトに公表した。

（２）－②　自己点検・評価

○　監事２人を含む自己点検・評価委員会を３回開催した。詳細は以下のとおり。

	開催時期	主な審議内容
第１回	令和６年５月 27 日	・令和５年度及び第４期中期目標期間における業務実績の点検・評価を実施。
第２回	令和６年11月 29 日	・令和６年９月末現在の業務等の進捗状況の点検・評価を実施。
第３回	令和７年２月 17 日	・令和７年１月末現在の業務等の進捗状況の点検・評価を実施。 ・令和７年度計画案を作成。

○　自己点検・評価委員会（第１回）の内容を踏まえ『令和５事業年度業務実績報告書』及び『第４期中期目標期間業務実績報告書』を取りまとめ、企画調整会議、評議員会の議を経て確定した。令和６年６月末に文部科学大臣に提出し、ウェブサイトで公表した。

○　令和６年８月に通知された文部科学大臣による業務の実績の評価における評定は以下のとおりとなっている。

【令和５年度】

・　全体の評定：Ｂ

・　「国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援」の項目の補助評定はＡ。その他の項目の評定及び補助評定はＢ。

https://www.niad.ac.jp/storage/012/202409/no10_hyoukakekka_r5.pdf

【第４期中期目標期間】
・　全体の評定：Ｂ
・　「国立大学法人等の施設整備支援」の項目の評定はＡ。その他の項目の評定はＢ。
・　「施設費貸付事業」、「単位積み上げ型による学士の学位授与」、「国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援」の項目の補助評定はＡ。その他の項目の補助評定はＢ。
https://www.niad.ac.jp/storage/012/202409/no10_hyoukakekka_4th.pdf

○　自己点検・評価委員会（第３回）にて作成した令和７年度計画案について、企画調整会議及び評議員会の議を経て確定した。令和７年３月末に文部科学大臣に届け出た。

（２）－③　リスクの把握と対応

○　機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）を共有するため、機構長を委員長とする内部統制委員会を組織し、各業務におけるリスクの把握とリスクへの対応状況の確認を実施している。開催状況は以下のとおり。

	開催日	主な審議事項
第１回	令和６年７月 16 日	令和６年度当初時点の各業務におけるリスクについて
第２回	令和７年３月４日	各業務におけるリスクへの対応状況について

○　特に文書事務について、以下の取組等により内部統制の強化を図った。

・　各業務におけるリスクの把握とリスクへの対応状況の確認のため作成しているリスク対応チェックリストにおいて、通常業務に係る手続等の遺漏への対応として、文書事務について事実誤認等に基づく不正確な記載がないように、職員に対して文書による注意喚起を定期的に実施した。

・　業務実績報告書の作成に当たっては、作成の各段階における留意点をチェックリストとしてあらかじめ可視化した。当該チェックリストを用いて、原案作成部署や取りまとめ部署等が自部署の担当すべき留意点の対応状況等を逐次確認することで、遺漏なく必要な対応が取られる環境を整備した。

○　令和６年 12 月 16 日に発生した、機構が保有する個人情報（メールアドレス）がメールの誤送信により漏えいした件について、送信先への削除依頼、対象者への連絡、関係機関等への報告等の対応を迅速に行った。

○　内部統制の機能状況のモニタリングとして、令和７年１月にリスクへの対応状況の調査を実施した。調査結果については、内部統制委員会（令和６年度第２回）において監事を含む役職員で共有し、必要な対応がなされていることを確認した。

４．その他参考情報
特になし

1．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅶ－２	Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項 ２．情報システムの整備及び管理		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001581

2．主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
なし								

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ ― ＜その他の指標＞ ・情報セキュリティポリシー見直し状況（対策基準等の改訂を参考に判断） ・監査等対応状況（対応実施内容を参考に判断） ＜評価の視点＞ ―	＜主要な業務実績＞ **情報システムの整備及び管理** ○　以下のような取組により、情報システムの整備及び管理を適切に行うとともに、業務効率化の観点から、各事業において、デジタル・トランスフォーメーション（DX）等を推進するなどの取組を実施した。 ・　情報化委員会の下に令和６年度 DX 推進ワーキンググループを設置し、サイボウズの後継アプリ、クラウトストレージの移行、VDI 環境下での Webex 会議の実現について議論を行った。 ○　サイバーセキュリティ対策のための統一基準等に基づき、最高情報セキュリティ責任者（CISO）や情報セキュリティ委員会を設置するなど、情報セキュリティ対策に係る組織・体制を整備するとともに、以下の対策を実施した。 ・　セキュリティ対応計画を立案し、情報セキュリティ委員会の承認を得た。 ・　各種実施手順書の改訂・制定を行った。（情報セキュリティ対策における機構役職員等の着任、離任又は契約の開始、終了及び人事異動時等に関する管理） ・　標的型攻撃メール対応訓練を２回実施した。 ・　情報セキュリティの意識向上を目的とした研修を実施した。 ・　情報セキュリティの自己点検を実施した。（セルフチェック、情報資産管理状況調査等） ・　外部のセキュリティ機関による監査、機構内部監査の結果によりリスクを評価し、統一基準の改訂等を踏まえ、情報セキュリティポリシー「対策基準」の改訂を実施した。	＜評定と根拠＞ 評定：B 「情報システムの整備及び管理」について、年度計画に沿って着実に実施した。 特に、標的型攻撃メール対応訓練については実施方法に変化工夫を加えて形骸化を防止するとともに、情報セキュリティ研修や自己点検においては例年に比し早期化を図るなど、情報セキュリティ強化促進に向けて効率的に業務を行った。 以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「B」とした。 ＜課題と対応＞ 効率的な情報システムの運用・改善、情報セキュリティの維持・強化を目的として、必要となる対応や施策等の実施について継続して検討、推進する。	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜今後の課題＞ ― ＜その他事項＞ ―	

4．その他参考情報
特になし

1．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅶ－３	Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項 ３．施設・設備に関する計画		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価･行政事業レビュー	予算事業 ID001581

2．主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
なし								

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ ― ＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞ ―	＜主要な業務実績＞ **施設・整備に関する計画** ○　インフラ長寿命化計画について、評価・分析を行い施設・設備の優先順位を設定し、予算の状況を踏まえて以下のとおり改修等を実施した。 施設名：小平本館 案件名：非常用自家発電装置Ｃ点検整備 消防設備用バッテリー交換作業 消火器更新、屋内消火栓ホース更新、 給水ポンプユニット更新、ろ過・逆洗ポンプ修繕 施設名：小平第２住宅 案件名：消防設備用バッテリー交換作業、消火器更新	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 「施設・設備に関する計画」について、年度計画に沿って着実に実施した。 以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「Ｂ」とした。 ＜課題と対応＞ インフラ長寿命化計画に基づき、引き続き効果的・効率的な改修等を実施する。	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜今後の課題＞ － ＜その他事項＞ －	

4．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅶ－４	Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項 ４．人事に関する計画		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001581

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
研修等受講者数※	－	－	3,277 人					

※研修等受講者数は、実人数と延べ人数の合計を表記

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ ・研修等受講状況 ＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞ ―	＜主要な業務実績＞ **1　柔軟な組織体制の構築** ○　令和６年度は法科大学院認証評価の申請校数の減少等やその他各事業の業務量の増減に対応するため、人員配置の変更を行った。 ○　業務の継続性等を勘案し、国立大学法人等職員採用試験合格者から、４月に５人、10月に１人、合計６人の事務職員を新規採用した。 **2　職員のモチベーションや能力の向上に資する取組み** ○　人事評価について、国家公務員の人事評価制度も考慮しつつ、職員は能力評価及び業績評価を、また、教員は業績評価を実施するとともに、当該評価結果や予算を勘案した上で、優秀者等の給与等処遇の参考とした。 ○　働き方に関しては、一般事業主行動計画において、所定外労働時間について年間200時間程度、年次有給休暇取得率について14日（70%以上）を目標としているところ、令和６年度の所定外労働時間は年間111.6時間（年間１人当たり）、年次有給休暇取得率は17.4日（87.1%）と目標数値を達成した。 ○　幅広い人材の確保を目的とし、課長級以上を除く全ての役職段階の職について計18機関（23人）と人事交流を実施し、組織の活性化と機構の業務に即応できる人材を確保した。	＜評定と根拠＞ 評定：B 「人事に関する計画」について、年度計画に沿って着実に実施した。 特に、職員のモチベーションや能力の向上に資する取組みについては、働き方に関し、一般事業主行動計画における所定外労働時間及び年次有給休暇取得率の目標数値を達成した。 以上のことから、所期の目標を達成したと判断し、「B」とした。 ＜課題と対応＞ 柔軟な組織体制の構築に向けて、引き続き人事交流や新規採用等により、適正な人員配置を行うこととする。 また、引き続き専門的な研修等により、職員のモチベーションや能力の向上を図る。	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜今後の課題＞ － ＜その他事項＞ －	

○　専門的な研修等について、以下のとおり実施した。（人数は受講者数）

①　実践的研修等（機構実施）		
	パソコン研修	延べ 38 人
	ハラスメント研修	163 人
	ハラスメント相談員研修	42 人
	コンプライアンス研修	158 人
	メンタルヘルス研修（セルフケア）	
	ストレスチェック対策コース	延べ 400 人
	セルフケアコース	延べ 994 人
	メンタルヘルス研修（ラインケア）	延べ 827 人
	英語研修	26 人
	公文書管理研修	155 人
	個人情報保護研修	194 人
	情報セキュリティ研修	204 人
②　専門的研修等（外部機関実施）		
	放送大学の活用、情報システム、会計及び人事等に関する研修等	25 件、延べ 70 人
③　文部科学省関係機関職員行政実務研修		1 人
④　事務系職員の研修等助成		5 人

４．その他参考情報

特になし

項目別調書No.	中期目標	中期計画	年度計画
Ⅰ－１　大学等の評価	Ⅲ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 １　大学等の評価 我が国の大学等による教育研究活動等の質の維持向上に資するため、大学等の評価を行うとともに、認証評価における先導的役割を担うことにより、我が国の大学等における内部質保証の確立を多角的に支援する。また、様々な大学評価の実施主体として文部科学省と連携しながら、効果的・効率的な評価システムを開発・実施する。 （１）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価及び法科大学院認証評価を実施し、我が国の大学等の教育研究活動等の質を保証し、その改善に資する。 特に、調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた成果等も活用し、各大学等の内部質保証体制の一層の強化の支援等、高等教育政策の動向を適切かつ迅速に反映した質の高い評価を行うとともに、取組の成果等を評価機関や大学等に提供すること等により、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。 また、評価の実施に当たっては、大学等の負担の軽減にも配慮した効果的な実施に取り組むとともに、大学等が評価の意義を実感できるよう配慮しつつ、大学等の特色や優れた取組などについて受け手である社会や大学等にわかりやすく伝えることを意識した情報発信等に取り組む。 なお、法科大学院に係る認証評価については、手数料収入で賄えていない現状を踏まえ、認証評価手数料の引上げの検討や関係経費の支出の削減など、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、本中期目標期間における運営費交付金支出総額を削減することとする。 （２）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価 文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第４期中期目標期間における業務の実績のうち、教育研究の状況についての評価を実施する。 評価に当たっては、第４期中期目標期間における中期目標の大綱化や同委員会が定めた評価方法等の方針に適切に対応しつつ、法人の負担軽減を考慮した効果的かつ効率的な方法で実施する。	Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 １　大学等の評価 （１）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 毎年度、大学、高等専門学校及び法科大学院の求めに応じて、機構が定める評価基準に従って、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。 調査研究、国内外の質保証機関との連携等の取組により得られた成果等を活用して、各大学等の内部質保証体制の一層の強化の支援等、高等教育政策の動向を適切かつ迅速に反映した質の高い評価を行うとともに、説明会や研修等を通じ評価機関や大学等に積極的に提供すること等によって、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。 なお、法科大学院に係る認証評価については、手数料収入で賄えていない現状を踏まえ、認証評価手数料の引上げの検討や関係経費の支出の削減など、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、本中期目標期間における運営費交付金支出総額を削減することとする。 （２）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第４期中期目標期間における教育研究の状況について、令和８年度に４年目終了時評価を、令和10年度に６年目終了時評価を行い、評価結果について、文部科学省国立大学法人評価委員会に提出するとともに、社会に公表する。 評価に当たっては、第４期中期目標期間における中期目標の大綱化や同委員会が定めた評価方法等の方針に適切に対応しつつ、法人の負担軽減を考慮した効果的かつ効率的な方法で実施する。 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第４期中期目標期間における教育研究の状況の評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証し、第５期の評価に向けた評価方法等の改善につなげる。	Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 １　大学等の評価 （１）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 ア　機構が定める評価基準に従って、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。 イ　効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。 ウ　機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。その検証内容や認証評価機関として行う自己点検・評価の結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。 エ　調査研究、国内外の質保証機関との連携等の取組により得られた成果等を活用して、各大学等の内部質保証体制の一層の強化の支援等、高等教育政策の動向を適切かつ迅速に反映した質の高い評価を行うとともに、説明会や研修等を通じ評価機関や大学等に積極的に提供すること等によって、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。 オ　法科大学院に係る認証評価について、本中期目標期間中における運営費交付金支出総額の削減方策を検討する。 （２）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価 ア　第４期中期目標期間における教育研究の状況の評価について、「実績報告書作成要領」及び「評価作業マニュアル」を決定するとともに、法人に対して説明会を実施する。 イ　第４期中期目標期間における教育研究の状況の評価に向けて、教育研究評価データの収集・分析等を行うシステムを開発する。

Ⅰ－２　国立大学法人等の施設整備支援	Ⅲ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ２　国立大学法人等の施設整備支援 我が国の高等教育及び学術研究において中心的な役割を果たしている国立大学法人等の教育研究環境の整備充実を図るため、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付等を行うとともに、国から承継した財産等の処理を着実に実施することにより、施設整備等の多様な財源による安定的な実施と教育研究環境の整備充実を支援する。 なお、本事業の運営に必要な経費については、業務の合理化・効率化を通じた見直しを行い、運営費交付金の削減を図る。 （１）施設費貸付事業 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、教育研究環境の整備充実のため、長期借入金等を財源として土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行う。 事業の実施に当たっては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善にも資するよう、効率的な資金の調達を実施するとともに、国立大学法人等の収支状況等に即した精度の高い審査を実施し、債権の確実な回収に努め、債務を確実に償還する。 （２）施設費交付事業 国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構に対し、教育研究環境の整備充実のため、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行う。	Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 ２　国立大学法人等の施設整備支援 １）施設費貸付事業 ①　施設費の貸付 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備及び国立大学の移転による整備等に必要な資金として貸付けを行う。 貸付けに当たっては、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。 また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。 ②　資金の調達及び債務の償還 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善に資するよう、貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ又は債券発行により効率的な資金の調達を行う。 また、貸付先訪問調査等の実施を通じて、貸付事業に係る債権を確実に回収し、長期借入金債務等の償還を確実に行う。 （２）施設費交付事業 ①　施設費の交付 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国から承継した旧特定学校財産を処分することで得られる収入、各国立大学法人等からの財産処分収入の一定部分の納付金等の財源により、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。 ②　交付対象事業の適正な実施の確保等 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図るため、交付先訪問調査を実施する。 あわせて、文部科学省に協力して、各国立大学法人等に対し、施設費交付事業の財源となる不要財産処分の重要性が周知されるよう取り組む。 （３）国から承継した財産等の処理 ①　承継債務償還 国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを行う。 ②　旧特定学校財産の管理処分 国から承継した旧特定学校財産について適切に管理処分を行う。	Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 ２　国立大学法人等の施設整備支援 （１）施設費貸付事業 ①　施設費の貸付 ア　文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。 イ　貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。 また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。 ②　資金の調達及び債務の償還 ア　貸付事業に必要となる財源として、長期借入れにより資金の調達を行う。 その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、効率的な資金の調達に努める。 イ　債権・債務の管理を適切に行い、長期借入金債務等の償還を確実に行う。 また、訪問又はウェブ会議システムの活用により年間６箇所以上の貸付先調査を実施する。 （２）施設費交付事業 ①　施設費の交付 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。 ②　交付対象事業の適正な実施の確保等 ア　交付事業の実施に当たって、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。 また、そのために訪問又はウェブ会議システムの活用により年間 13 箇所以上の交付先調査を実施する。 イ　文部科学省に協力して、各国立大学法人等に対し、施設費交付事業の財源となる不要財産処分の重要性が周知されるよう取り組む。 （３）国から承継した財産等の処理 ①　承継債務償還 国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する 37 国立大学法人か

			ら債権及びその利息を確実に回収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払を確実に行う。 ②　旧特定学校財産の管理処分 ア　国から承継した旧特定学校財産（東京大学生産技術研究所跡地）について、施設費交付事業の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し、分割して売却する。また、未売却の土地については、国立新美術館用地として貸付けを継続する。 イ　処分後の財産（広島大学本部地区跡地）の利用状況について、適切に把握する。
Ⅰ－３　学位授与	Ⅲ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ３　学位授与 高等教育段階の多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図るため、大学の卒業者又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する。また、生涯学習社会の実現やリカレント教育の推進に資するため、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。 なお、本事業については、手数料収入で賄えていない現状を踏まえ、学位授与審査手数料の引上げの検討や関係経費の支出の削減など、本中期目標期間中に本事業に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、本中期目標期間における運営費交付金支出総額を削減することとする。 （１）単位積み上げ型による学士の学位授与 短期大学・高等専門学校の卒業者等でさらに一定の学修を行い単位を体系的に修得した者に対して、審査により、学士の学位を授与する。	Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 ３　学位授与 （１）単位積み上げ型による学士の学位授与 ①　学士の学位授与 短期大学や高等専門学校を卒業、あるいは専門学校を修了するなどし、さらに大学等において高等教育レベルの学修を行った申請者に対し、修得単位の審査、学修成果についての審査及び試験等を行い、学士の学位を授与する。 なお、本事業については、手数料収入で賄えていない現状を踏まえ、学位授与審査手数料の引上げの検討や関係経費の支出の削減など、本中期目標期間中に本事業に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、本中期目標期間における運営費交付金支出総額を削減することとする。 ②　専攻科の認定 学位の取得に必要な単位を修得する機会の拡大を図るため、短期大学及び高等専門学校からの申出に基づき、当該短期大学等に置かれた専攻科の教育課程等について審査を行い、大学教育に相当する水準の教育を行っている専攻科を認定する。 機構が授与する学位の水準を確保するため、認定した専攻科に対し、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。	Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 ３　学位授与 （１）単位積み上げ型による学士の学位授与 ①　学士の学位授与 単位積み上げ型による学士の学位授与については、４月期と 10 月期の年２回の申請を受け付け、学位審査会による審査を行い、各専攻分野の学士の水準を有しているかどうかを総合的に判定し、申請者に対して６月以内に判定結果を通知し、合格者に対し学位を授与する。 また、必要に応じて、専攻の区分や修得単位の審査の基準等について見直しを行う。 さらに、本中期目標期間中における運営費交付金支出総額の削減方策を検討する。 ②　専攻科の認定 学校教育法第 104 条に規定する文部科学大臣の定める学習として、短期大学及び高等専門学校の専攻科のうち本機構が定める要件を満たすものの認定に当たっては、短期大学及び高等専門学校に設置する専攻科からの認定申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学教育に相当する水準を有しているかについて学位審査会において審査を行い、可とされた専攻科について認定する。 また、認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに当該専攻科の教育水準が大学教育に相当する水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。 機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科の修了見込み者に対する特例の適用を希望する専攻科からの申出を受け付け、学位審査会による審査を行い、適用の可否を決定する。

	（２）省庁大学校修了者に対する学位授与 　各省庁の教育施設に置かれる課程で、大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと機構が認めるものを修了した者に対して、審査により、学士、修士又は博士の学位を授与する。 （３）学位授与事業の普及啓発 　機構による学位の授与に関する情報については、受け手である社会や高等教育学習者等による活用がより促進されるよう、公表の内容や方法などを工夫した上で積極的に発信し、ターゲットごとの有効な情報発信等による戦略的な広報活動などを通じ社会における理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知を図るとともに、学位授与の申請等に関する適切な情報を提供する。	（２）省庁大学校修了者に対する学位授与 ①　学士、修士又は博士の学位授与 　機構が認定した省庁大学校の課程を修了した申請者に対し、単位修得と課程修了を審査するとともに、修士及び博士については申請論文の審査及び試験を行った上で、学士、修士又は博士の学位を授与する。 ②　課程の認定 　省庁大学校からの申出に基づき、当該大学校に置かれた課程の教育課程等について審査を行い、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程に相当する教育を行っている課程を認定する。 　機構が授与する学位の水準を確保するため、認定した課程に対し、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。 （３）学位授与事業の普及啓発 　機構による学位授与の制度等に対する社会における理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知を図るため、生涯学習に関係する機関等とも連携し、パンフレットの配布や説明会の開催等を積極的に行うとともに、ターゲットごとに有効な情報発信の方法を検討・実施し、戦略的な広報活動に努める。 　また、学位授与の申請等に関する適切な情報を提供するため、学位授与に関する申請案内等の充実及び利便性の向上に努める。	また、特例の適用認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに認定専攻科における教育の水準の維持に加え、特例の適用を受けるための水準が維持されているか、学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。 （２）省庁大学校修了者に対する学位授与 ①　学士、修士又は博士の学位授与 　認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、学士は、単位修得状況及び課程修了証明書に基づき学位審査会による審査を行い、申請後１月以内に、学士としての水準を有していると認められる者に学位を授与する。 　修士及び博士は、単位修得状況や論文の審査及び口頭試問の結果に基づき、学位審査会による審査を行い、原則として申請後６月以内に、修士又は博士としての水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。 　さらに、本中期目標期間中における運営費交付金支出総額の削減方策を検討する。 ②　課程の認定 　学校教育法第 104 条に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについて学位審査会による審査を行い、可とされた課程について認定する。 　また、認定された課程については、一定期間ごとに当該課程の教育水準が大学又は大学院と同等の水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。 （３）学位授与事業の普及啓発 　生涯学習に関係する機関等とも連携し、パンフレットの配布や説明会の開催等を積極的に行うとともに、ターゲットごとに有効な情報発信の方法を検討し、戦略的な広報活動に努める。 　また、学位授与に関する申請案内等の充実及び利便性の向上に努める。
Ⅰ－４　質保証連携	Ⅲ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ４　質保証連携 　我が国の高等教育の発展に資するため、大学等や国内外の質保証機関等と連携し、調査研究や事業の成果等も活用して、高等教育の質保証に関する活動を行う。これにより、我が国の大学等の教育研究の質の一層の向上、国立大学法人の運営基盤の強化、高等教育の国際的な信頼性の確保、学位等高等教育資格の国際通用性の確保を図る。	Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 ４　質保証連携	Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 ４　質保証連携

	（１）大学等連携・活動支援 大学や評価機関等と連携し、大学等の教育研究の質の維持向上、運営基盤の強化の促進、大学等が社会に対する説明責任を果たすための教育情報の公表・活用等を支援する。 ①　大学等との連携 大学等の教育研究の質の維持向上を支援するため、大学等と連携して教育研究に関する情報を収集・整理し、提供するとともに、質保証に関わる人材の能力向上を支援する。 ②　国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援 財務マネジメント機能の向上等の国立大学法人の運営基盤の強化促進を支援するため、国立大学法人と協働して、必要な情報の収集、整理、分析を行い、広くその成果の提供を行う。 ③　大学ポートレート 大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、大学ポートレート運営会議が示す運営方針に基づいて、大学ポートレートを運用する。 大学が自ら行う情報発信の充実を促進し、機構が担うべき情報発信の在り方について整理を行い、本事業に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定した上で、本中期目標期間における運営費交付金支出総額を削減することとする。 なお、受け手である社会や大学、学生等による活用がより促進されるよう、公表の内容や方法などを工夫した効果的な情報発信を行うため、機構が業務を通じて入手・保有する様々な情報の提供について、有機的に連携させるとともに、運用に当たっては、利便性の向上や機能の改善・充実等に速やかに取り組む。 ④　評価機関との連携 我が国の大学評価の更なる質の向上のため、他の評価機関と連携し、認証評価の改善・充実や受け手である社会や大学等を意識した情報発信等に取り組む。 （２）国際連携・活動支援 我が国の高等教育における質の向上や国際的な信頼の確保に向け、国際的な質保証活動に参画する。また学位等高等教育資格の国際通用性の確保を図るため、高等教育の資格の承認に関する諸規約に基づき、我が国における国内情報センター（ＮＩＣ）としての役割を果たす。	（１）大学等連携・活動支援 ①　大学等との連携 大学等における教育研究の質の維持向上に資する情報等を収集、蓄積し、大学等が評価活動やＩＲ（インスティテューショナル・リサーチ）活動等に活用できるよう提供する。 また、大学等の教職員向けの研修の開催等により、質保証に関わる人材の能力向上を支援する。 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学等における各種の学習に関する情報を収集・整理し、提供する。 ②　国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援 国立大学法人の協力を得て、大学運営に関する情報の分析、財務経営に関する取組事例の収集、病院経営分析に資する指標の提示や研修の実施等に取り組む。また、これらの成果を広く国立大学法人等に提供する。 ③　大学ポートレート 大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、大学ポートレート運営会議が示す運営方針に基づいて、大学ポートレートを運用する。その際、大学ポートレートへの参加大学数や大学による情報公表の状況、大学ポートレートウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証する。 また、検証結果を踏まえて、利用者をより意識した効果的な情報発信及び利便性の向上等、機能の改善・充実に努める。 大学が自ら行う情報発信の充実を促進し、機構が担うべき情報発信の在り方について整理を行い、本事業に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定した上で、本中期目標期間における運営費交付金支出総額を削減することとする。 ④　評価機関との連携 認証評価機関連絡協議会等を通じ、他の評価機関と連携して、認証評価の改善・充実や受け手である社会や大学等を意識した認証評価に関する情報の発信、職員の能力の向上等に取り組む。 （２）国際連携・活動支援	（１）大学等連携・活動支援 ①　大学等との連携 ア　大学等における教育研究の質の維持向上に資する情報等を収集、蓄積し、大学等が評価活動やＩＲ（インスティテューショナル・リサーチ）活動等に活用できるよう提供する。 イ　大学等の教職員向けの研修等を開催するなど、大学等と連携して質保証に関わる人材の能力向上を支援するための取組を行う。 ウ　高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学等における各種の学習に関する情報を収集・整理し、提供する。 ②　国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援 国立大学法人の協力を得て、財務諸表等の集計と分析、財務経営に関する取組事例の収集と情報共有、病院経営分析に資する指標やツールの提供、病院における経営担当職員の養成の支援等に取り組む。また、これらの成果を広く国立大学法人等に提供する。 ③　大学ポートレート 大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、大学ポートレート運営会議が示す運営方針に基づいて、大学ポートレートを運用する。その際、大学ポートレートへの参加大学数や大学による情報公表の状況、大学ポートレートウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証する。 また、検証結果を踏まえて、利用者をより意識した効果的な情報発信及び利便性の向上等、機能の改善・充実に努める。 本事業について、本中期目標期間における運営費交付金支出総額の削減方策を検討する。 ④　評価機関との連携 認証評価機関連絡協議会等を通じ、他の評価機関と連携して、認証評価の改善・充実や受け手である社会や大学等を意識した認証評価に関する情報の発信や職員の能力向上等に取り組む。 （２）国際連携・活動支援

	①　国際的な質保証活動への参画 　我が国の高等教育における質の向上や国際的な信頼性を高めるため、国際的な質保証活動に参画し、国内外の質保証に関する相互理解の更なる促進を図る。 ②　学位等高等教育資格の承認に関する情報提供 　我が国の学位等高等教育資格の国際的な通用性を確保し、諸外国との円滑な承認に資するため、日本及び諸外国の高等教育や質保証の制度等に関する情報の収集、整理及び提供を行う。	①　国際的な質保証活動への参画 　諸外国の質保証機関及び国際的な質保証ネットワーク等と高等教育の質保証に関する連携活動に取り組み、国内外の質保証の制度・動向に関する情報の交換及び知見の共有を図る。 ②　学位等高等教育資格の承認に関する情報提供 　我が国における国内情報センター（ＮＩＣ）として、我が国の学位等高等教育資格の国際的な通用性の確保及び諸外国との円滑な資格の承認に資する国内外の高等教育制度、質保証制度等に関する調査及び情報提供並びに諸外国のＮＩＣ等との連携活動を行う。	①　国際的な質保証活動への参画 　覚書締結機関をはじめとする諸外国の質保証機関及び国際的な質保証ネットワーク等との連携活動を通じて、国際的な質保証活動への参画及び情報交換・知見の共有を図る。日中韓質保証機関協議会における活動等を通じ、アジアにおける大学間交流プログラムに対する国際質保証制度設計業務に取り組む。 ②　学位等高等教育資格の承認に関する情報提供 　高等教育の資格の承認に関する諸規約に基づく我が国における国内情報センター（ＮＩＣ）である高等教育資格承認情報センター（NIC-Japan）の活動を推進し、国内及び規約締約国をはじめとする各国の高等教育制度、質保証制度等に関する調査及び情報提供並びに諸外国のＮＩＣ等との連携活動を行う。
Ⅰ－５　調査研究	Ⅲ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ５　調査研究 　我が国の高等教育の発展に資するため、機構の事業の基盤となる調査研究及び事業の検証に関する調査研究を行い、成果を事業に活用するとともに公表を通じて成果の社会への普及を図る。 （１）大学等の改革の支援に関する調査研究 　我が国の高等教育における教育研究活動等の改革を支援するため、大学等におけるマネジメントの改善・向上、質の保証及び維持・向上のための評価、質保証に係る国内外の連携及び情報の分析方法と利用環境に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する評価事業を検証する。調査研究の成果については、機構の事業の改善等に活用するとともに、社会に提供・公表する。 （２）学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究 　我が国の学位の質及び国際通用性の確保と、多様な学習機会に対する社会の要請に応えるため、学位授与の要件となる学習の成果の評価と学位等高等教育資格の承認に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する学位授与事業を検証する。調査研究の成果については、機構の事業の改善等に活用するとともに、社会に提供・公表する。	Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 ５　調査研究 （１）大学等の改革の支援に関する調査研究 ①　大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究 　大学におけるマネジメントの在り方について、大学運営基盤の強化促進支援の基礎となる調査研究を行う。 ②　大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究 　過去に実施された大学等の教育研究活動等の評価実施結果を分析・検証し、効果的で効率的な評価の在り方を検討するとともに、国内外の政策状況等の進展に伴う要請に対応した、今後の我が国の大学等の質の保証及び維持・向上のための評価システム等の在り方について調査研究を行う。 ③　調査研究成果の活用と社会への提供 　調査研究の成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。 （２）学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究 ①　学位の要件となる学習の成果の評価と学位等の承認に関する調査研究 　学位の授与に必要な学習の体系的な構成と学習の成果の評価に関して基礎となる研究を行うとともに、学位等高等教育資格の国際的な互換性と公正な承認について調査研究を行う。	Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 ５　調査研究 （１）大学等の改革の支援に関する調査研究 ①　大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究 　大学におけるマネジメントの在り方について、大学運営基盤の強化促進支援の基礎となる調査研究を行う。 ②　大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究 　過去に実施された大学等の教育研究活動等の評価実施結果を分析・検証し、効果的で効率的な評価の在り方を検討するとともに、国内外の政策状況等の進展に伴う要請に対応した、今後の我が国の大学等の質の保証及び維持・向上のための評価システム等の在り方について調査研究を行う。 ③　調査研究成果の活用と社会への提供 　調査研究の成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。 （２）学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究 ①　学位の要件となる学習の成果の評価と学位等の承認に関する調査研究 　学位の授与に必要な学習の体系的な構成と学習の成果の評価に関して基礎となる研究を行うとともに、学位等高等教育資格の国際的な互換性と公正な承認について調査研究を行う。

		②　機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究 　高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方について調査研究を行う。 ③　調査研究成果の活用と社会への提供 　調査研究の成果については、機構の学位授与事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。	②　機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究 　高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方について調査研究を行う。 ③　調査研究成果の活用と社会への提供 　調査研究の成果については、機構の学位授与事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。
	（３）大学等の改革支援及び学位授与に係る情報処理に関する調査研究 　機構の行う大学等の改革支援及び学位授与において、機構が有する情報を有機的に連携させ、我が国の大学等の改革の支援や学位の授与に対する社会の要請に応えるため、情報処理の観点からその情報基盤と情報分析に関する調査研究を行う。調査研究の成果については、機構の事業の改善等に活用するとともに、社会に提供・公表する。	（３）大学等の改革支援及び学位授与に係る情報処理に関する調査研究 ①　大学等の改革支援及び学位授与に係る情報基盤に関する調査研究 　機構の行う大学等の改革支援及び学位授与に資するとともに、高等教育情報の提供に関する社会の要請に的確に応えうる情報基盤の在り方や構築方法について調査研究を行う。 ②　大学等の改革支援及び学位授与に係る情報分析に関する調査研究 　機構の行う大学等の改革支援及び学位授与に資するとともに、高等教育情報の提供に関する社会の要請に的確に応えうる情報分析の方法や活用方策について調査研究を行う。 ③　調査研究成果の活用と社会への提供 　調査研究の成果については、機構の評価事業や学位授与事業などの事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。	（３）大学等の改革支援及び学位授与に係る情報処理に関する調査研究 ①　大学等の改革支援及び学位授与に係る情報基盤に関する調査研究 　機構の行う大学等の改革支援及び学位授与に資するとともに、高等教育情報の提供に関する社会の要請に的確に応えうる情報基盤の在り方や構築方法について調査研究を行う。 ②　大学等の改革支援及び学位授与に係る情報分析に関する調査研究 　機構の行う大学等の改革支援及び学位授与に資するとともに、高等教育情報の提供に関する社会の要請に的確に応えうる情報分析の方法や活用方策について調査研究を行う。 ③　調査研究成果の活用と社会への提供 　調査研究の成果については、機構の評価事業や学位授与事業などの事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。
Ⅰ－６　大学・高専成長分野転換支援	Ⅲ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ６　大学・高専成長分野転換支援 　基本指針及び「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の三に規定する助成業務の実施に関する方針」（令和５年４月 13 日文部科学大臣認可。以下「実施方針」という。）に基づき、中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野の学部等の設置その他組織の変更に関する助成金の交付及びフォローアップとしてその取組の実施状況の把握等を行う。	Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 ６　大学・高専成長分野転換支援 （１）助成金の交付 　「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の二に規定する助成業務の実施に関する基本的な指針」（令和５年２月 28 日文部科学大臣決定。以下「基本指針」という。）及び「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の三に規定する助成業務の実施に関する方針」（令和５年４月 13 日文部科学大臣認可。以下「実施方針」という。）に基づき、大学及び高等専門学校に対して助成事業の公募を行うとともに、遅滞なく審査の上、選定した大学及び高等専門学校の設置者又はこれらを設置しようとする者に助成金を交付する。	Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 ６　大学・高専成長分野転換支援 （１）助成金の交付 ①　助成事業の選定・公募 　ア　令和６年度大学・高専機能強化支援事業の選定 　　「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の二に規定する助成業務の実施に関する基本的な指針」（令和５年２月 28 日文部科学大臣決定。以下「基本指針」という。）及び「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の三に規定する助成業務の実施に関する方針」（令和５年４月 13 日文部科学大臣認可。以下「実施方針」という。）に基づき、令和６年度大学・高専機能強

		（２）取組の実施状況の把握等 交付対象となった大学及び高等専門学校における学部再編等に係る検討状況、取組の実施状況等をフォローアップに関する規定等に基づき把握するとともに、その内容を基に、各大学等における取組の効果を測定し、その結果を公表する。また、定期的に会議（機能強化会議）を開催するなどの方法により、交付対象となった大学等の相互の連携等の促進を図る。	化支援事業へ申請のあった事業計画を遅滞なく審査の上、選定し、その結果をウェブサイトに公表する。 イ　令和７年度大学・高専機能強化支援事業の公募 基本指針及び実施方針に基づき、令和７年度大学・高専機能強化支援事業の公募を行う。 ②　助成金の交付 選定された助成事業者に対して、助成金の交付決定を行った上で、実績報告書に基づいて助成金を交付する。また、助成事業者の希望に応じて、必要があると認められる場合は、助成金の全部又は一部を概算払により交付する。 （２）取組の実施状況の把握等 ①　選定された大学等に対するフォローアップの実施・効果の測定 大学・高専機能強化支援事業フォローアップ要項に基づき、大学等の事業計画の取組の実施状況及び各種指標の実績等の確認・把握等を行う。 ②　選定された大学等による情報・意見交換の場の提供 機能強化会議を開催するなど、選定された大学等の相互の連携等の促進を図るための取組を行う。
Ⅱ－１　経費等の合理化・効率化	Ⅳ　業務運営の効率化に関する事項 １　経費等の合理化・効率化 引き続き業務量の変動に対応した組織体制の見直し及び電子化等に取り組むとともに、太陽光発電など再生可能エネルギーの活用等により、経費等の合理化・効率化を図る。 運営費交付金を充当して行う事業については、利活用状況等の分析を行い、自己評価を厳格に行った上で、その在り方を検討するとともに、経費削減の一層の推進を図る。 また、効率化になじまない特殊要因を除き、一般管理費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき１％以上を削減するほか、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき１％以上の業務の効率化を図る。 なお、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。	Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 １　経費等の合理化・効率化 引き続き業務量の変動に対応した組織体制の見直し及び電子化等に取り組むとともに、太陽光発電など再生可能エネルギーの活用等により、経費等の合理化・効率化を図る。 運営費交付金を充当して行う事業については、利活用状況等の分析を行い、自己評価を厳格に行った上で、その在り方を検討するとともに、経費削減の一層の推進を図る。 また、効率化になじまない特殊要因を除き、一般管理費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき１％以上を削減するほか、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき１％以上の業務の効率化を図る。 なお、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。	Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 １　経費等の合理化・効率化 運営費交付金を充当して行う事業については、効率化になじまない特殊要因を除き、令和５年度予算に比較して１％以上を削減する。（人件費及び退職手当を除く。） また、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。 併せて、利活用状況等の分析を行い、自己評価を行った上で、その在り方を検討する。

Ⅱ－２　調達等の合理化	Ⅳ　業務運営の効率化に関する事項 ２　調達等の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組む。	Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 ２　調達等の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づき、「調達等合理化計画」を策定し、計画に基づく取組を着実に実施するとともに、計画や自己評価結果等を公表する。 また、契約監視委員会を開催し、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。	Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 ２　調達等の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づき、「調達等合理化計画」を策定し、計画に基づく取組を着実に実施するとともに、計画や自己評価結果等を公表する。 契約監視委員会を開催し、調達等合理化計画の策定及び自己評価の点検を行う。
Ⅱ－３　給与水準の適正化	Ⅳ　業務運営の効率化に関する事項 ３　給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 ３　給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 ３　給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。
Ⅲ　財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき事項 Ⅳ　予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画 Ⅴ　短期借入金の限度額 Ⅵ　剰余金の使途	Ⅴ　財務内容の改善に関する事項 １　予算の適切な管理と効果的な執行等 自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な予算執行に努める。 なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。 また、現行の料金体系を検証し、新たに収入を確保する仕組みを検討し、一定の結論を得る。 ２　資産の有効活用 保有資産については、その保有の必要性について不断の見直しを図る。	Ⅲ　財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき事項 １　予算の適切な管理と効果的な執行等 自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な予算執行に努める。 なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。 また、現行の料金体系を検証し、新たに収入を確保する仕組みを検討し、一定の結論を得る。 ２　資産の有効活用 小平第２住宅については、入居率が５割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。 Ⅳ　予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画 １　予算　　別紙１のとおり ２　収支計画　別紙２のとおり ３　資金計画　別紙３のとおり	Ⅲ　財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき事項 １　予算の適切な管理と効果的な執行等 運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を適切に把握し、機構長のリーダーシップの下、効果的・機動的に予算を配分するため、各担当から予算ヒアリングを実施するとともに、機構長裁量経費を確保する。また、予算が計画どおりに適正に執行されているかを四半期ごとにモニタリングを行い、収益化単位の業務ごとに執行状況を把握するとともに、効率的な執行に努める。 また、現行の料金体系について、新たに検討委員会等を立ち上げ、その妥当性について検討する。 ２　資産の有効活用 小平第２住宅については、入居者が５割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。 Ⅳ　予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画 １　予算　　別紙１のとおり ２　収支計画　別紙２のとおり ３　資金計画　別紙３のとおり

		Ⅴ　短期借入金の限度額 １　短期借入金の限度額　　75 億円 ２　短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。 Ⅵ　剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。	Ⅴ　短期借入金の限度額 １　短期借入金の限度額　　75 億円 ２　短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。 Ⅵ　剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。
Ⅶ－１　内部統制	Ⅵ　その他業務運営に関する重要事項 １　内部統制 機構長のリーダーシップの下、法令等を遵守し、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を図る。 また、内部統制の機能状況について、監査、自己点検・評価等により定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。	Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項 １　内部統制 機構長のリーダーシップの下、法令等を遵守し、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を図る。また、内部統制の機能状況について、監査、自己点検・評価等により定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。特に監事、監査室及び会計監査人の連携を強化し監査を行い、その結果を公表する。	Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項 １　内部統制 （１）法令等の遵守及び機構のミッション等の周知徹底 役員及び幹部職員で構成する企画調整会議などにより、法令等の遵守、機構のミッション、管理・運営方針について役職員に周知徹底する。 （２）内部統制の機能状況の検証 ①　監事監査や内部監査及び会計監査人による監査を実施することにより、内部統制の機能状況について定期的に点検・検証し、必要に応じて見直しを行う。 ②　令和５年度の業務の実績及び第４期中期目標期間における業務の実績の自己点検・評価を行う。 また、令和６年度の業務等の進捗状況について定期的に自己点検・評価を行う。 ③　機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握に努め、必要な対応を行う。
Ⅶ－２　情報システムの整備及び管理	Ⅵ　その他業務運営に関する重要事項 ２　情報システムの整備及び管理 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、PMO 及び関係部署が協働し情報システムの適切な整備及び管理を行う。 業務効率化の観点から、各事業において、デジタル・トランスフォーメーション（DX）等を推進する等業務の効率化を推進する。 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。	Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項 ２　情報システムの整備及び管理 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、PMO 及び関係部署が協働し情報システムの適切な整備及び管理を行う。 業務効率化の観点から、各事業において、デジタル・トランスフォーメーション（DX）等を推進する等業務の効率化を推進する。 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。	Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項 ２　情報システムの整備及び管理 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、PMO 及び関係部署が協働し情報システムの適切な整備及び管理を行う。 業務効率化の観点から、各事業において、デジタル・トランスフォーメーション（DX）等を推進する等の取組を行う。 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、外部のセキュリティ機関等が実施する監査結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。

Ⅶ－３　施設・設備に関する計画		Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項 ３　施設・設備に関する計画 　中長期的な施設・設備の維持管理において、トータルコストの縮減や良好な状態を維持するため、令和３年３月に策定した「インフラ長寿命化計画」に基づき、効果的・効率的に改修等を実施する。	Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項 ３　施設・設備に関する計画 　「インフラ長寿命化計画」に基づき、効果的・効率的に改修等を実施する。また、フォローアップを実施し、継続的に評価・分析を行うことにより優先順位を設定するなど、必要な対策を効率的・効果的に実施する。
Ⅶ－４　人事に関する計画	Ⅵ　その他業務運営に関する重要事項 ３　人事に関する計画 　大きく増減する業務量に対応し確実に実行するため、国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。また、適正な人事評価、働き方の改革、大学等との人事交流及び研修等により職員のモチベーションや職員の能力向上に努める。	Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項 ４　人事に関する計画 　大きく増減する業務量に対応し確実に実行するため、国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。また専門的な研修等により職員の能力向上を図る。 ５　中期目標期間を超える債務負担 　中期目標期間を超える債務負担については、機構の業務運営に係る契約の期間が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画の影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。 ６　積立金の使途 　前期中期目標の期間の最終事業年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の財源に充てる。	Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項 ４　人事に関する計画 ①　大きく増減する業務量に対応し確実に事業を実行するため、国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。 ②　適正な人事評価の実施、働き方の改革に資する取り組みの推進、大学等との人事交流及び専門的な研修等により職員のモチベーションや能力の向上を図る。